

竹富町第8次高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画

高齢者にやさしいまち ぱいぬ島“結”プラン21



平成30年3月

沖縄県 竹富町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 法的位置づけ	2
(2) 2025 年を見据えた計画	2
(3) その他計画との位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
(1) 庁内策定体制	3
(2) 計画策定のための調査	3
5 計画の見直しのポイント	5
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	5
(2) 介護保険制度の持続可能性の確保	6
6 「地域包括ケアシステム」を推進するための日常生活圏域の設定	7
7 本町における「地域包括ケアシステム」の基本的な方向性	8
 第2章 高齢者を取り巻く状況と事業評価	9
1 高齢者を取り巻く状況	9
(1) 総人口と高齢者人口	9
(2) 被保険者数及び要支援、要介護認定者数の状況	18
(3) 介護サービス給付費の推移	22
(4) 介護保険外サービスの利用状況（登録者数）	25
2 現計画の評価（推進施策の評価）	28
基本目標 1 高齢者を地域で支える切れ目のない支援の仕組みづくり	28
基本目標 2 生きがいをもち、豊かに暮らすことを支援する仕組みづくり	42
基本目標 3 生き活きと暮らし続けることを支援する仕組みづくり	52
 第3章 高齢者施策の前提	61
1 計画の基本理念	61
2 高齢者施策の基本目標	62
3 施策の体系	63
 第4章 施策の展開方針	65
基本目標 1 高齢者を地域で支える切れ目のない支援の仕組みづくり	65
1-1 地域包括ケアシステムの構築	65
1-2 高齢者を支える担い手の育成・確保	71

1-3 高齢者に配慮したまちづくりの推進	72
基本目標 2 生きがいをもち、豊かに暮らすことを支援する仕組みづくり	76
2-1 高齢者の健康づくり支援	76
2-2 介護予防事業の充実	78
2-3 生きがいづくりへの支援	83
基本目標 3 活き活きと暮らし続けることを支援する仕組みづくり	85
3-1 高齢者を地域で支える福祉基盤の整備	85
3-2 安定した介護保険事業の運営	89
第5章 第7期介護保険事業計画	93
1 介護サービス給付費の見込み量	93
(1) 前期及び後期高齢者数の推移	93
(2) 認定者数の推移	94
(3) 介護給付費の見込み額	94
(4) サービス種類別給付費の見込み額	96
(5) その他サービス給付費の見込み額	98
(6) 第1号被保険者負担必要額	98
2 保険料の算定と標準月額保険料の設定	100
(1) 第7期介護保険事業計画における介護保険料の設定	100
(2) 標準月額保険料の抑制策	100
(3) 標準月額保険料の算定	100
(4) 所得段階別保険料	101
資料編	
1 在宅介護実態調査概要	103
2 基本調査項目（A票）	106
3 主な介護者もしくは本人用の調査項目（B票）	116
4 要介護認定データ	121
5 竹富町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	126
6 竹富町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会名簿	128

はじめに

地域に暮らす高齢者を

「^ゆ結いの心」で支える

やさしいまちをめざして



九つの有人島を有し、独自の文化が根づく本町において高齢者皆様が、いつまでも住み慣れたふるさとの島々で安心して、自分らしく明るく健康な生活をおくることができるよう、この度「高齢者にやさしいまち ばいぬ島“結”プラン21」の見直しを行い「竹富町第8次高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定致しました。

これまで、竹富町地域包括支援センターを中心に、高齢者の自立生活を社会全体で支えるため各種介護保険サービスや、島々の実情に併せた介護予防事業、総合事業を展開し、地域で見守り支える、切れ目のないサービスの提供に努めて参りました。

国は、今後も超高齢社会を見据え、介護保険制度を持続可能とする為第7期介護保険制度の改正において、「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換として、地域福祉の理念を踏まえた共生社会の実現に努めることとしています。

本町においても、高齢化率は22パーセントと、県平均に比べ2.6ポイント高く、今後も上昇することが見込まれています。

このような、状況を踏まえ、平成28年・29年に「介護予防ニーズ調査」を実施しました。その結果を元に多様な職種・機関とのネットワークの構築を図り、相互が連携した介護予防・重度化防止等に取り組んで参る所存です。

また、高齢者の社会参加、生きがいづくりに向け、共に世代を超え「結いの心」で支える、やさしいまちづくりの実現に向け、行政や介護・医療・福祉関係者等がその力を最大限に発揮し、地域の実情を考慮しつつ、住民主体型の継続的な高齢者福祉施策の充実に努めて参ります。

おわりに、計画策定にあたり、貴重なご意見を賜りました「竹富町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」委員の皆様や、アンケート調査にご協力いただきました皆様、関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

竹富町長 西大舩 高旬

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の高齢化は、類を見ない速さで進展しているといわれ、団塊の世代が後期高齢者へ移行する2025年には、4人に1人が後期高齢者となることが予測され、こうした高齢社会への対応が最重要課題であるとして、医療と介護の連携、介護予防・住まい及び生活支援が一体となった「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みが進められています。

本町においても平成29年3月末の高齢化率は22.0%と高齢化率は今後も上昇することが見込まれています。

また、一町多島という他自治体には見られない地理的条件のなかで、高齢者が住み慣れた地域のなかで、安心して暮らしていくことができるように、各地域の実情に応じ在宅福祉サービスや介護保険サービスの基盤整備を進めてきました。

第7期における介護保険制度の改正においては、地域包括ケアシステムを深化・推進させ、公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換という地域福祉の理念を踏まえた共生社会を実現していくため、高齢者の自立生活を支えるための支援を包括的に確保する体制整備を含め、高齢者を社会全体で支える地域づくりに向けた取り組みを進めることとしています。

今後、更なる高齢化の進展により、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ世帯、介護を必要とする高齢者や認知症となる高齢者の増加が予測される中で、各自治体（保険者）の実情に応じ、多様な主体や関係機関との連携・協働により高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みや介護保険制度の持続可能性を確保した適正な介護保険事業を推進するため「地域ケア計画」としての位置づけをもつ「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」を一体的に作成し高齢者福祉施策を総合的に推進するため「高齢者にやさしい ぱいぬ島“結”プラン21」の見直しを行います。

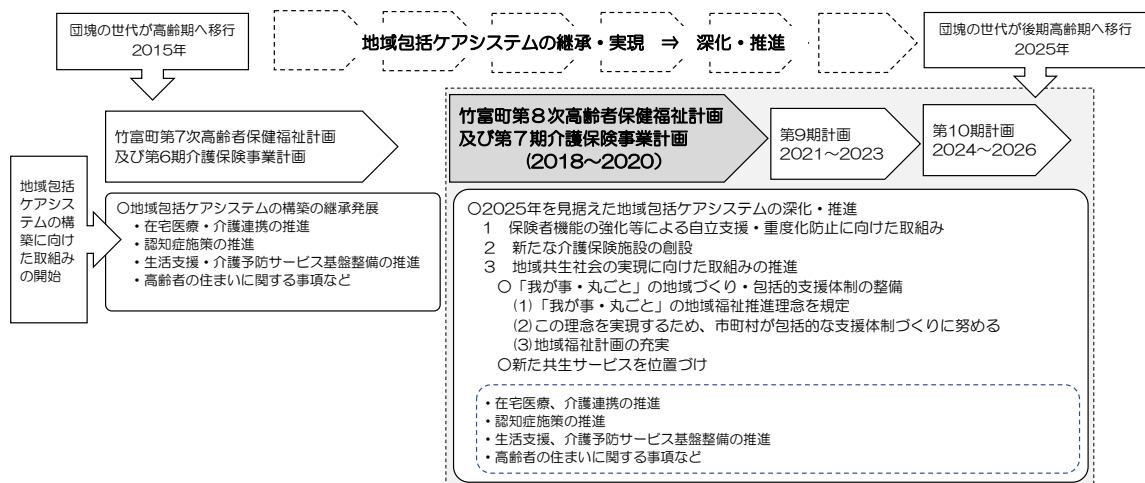
2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は老人福祉法第 20 条 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する計画とします。

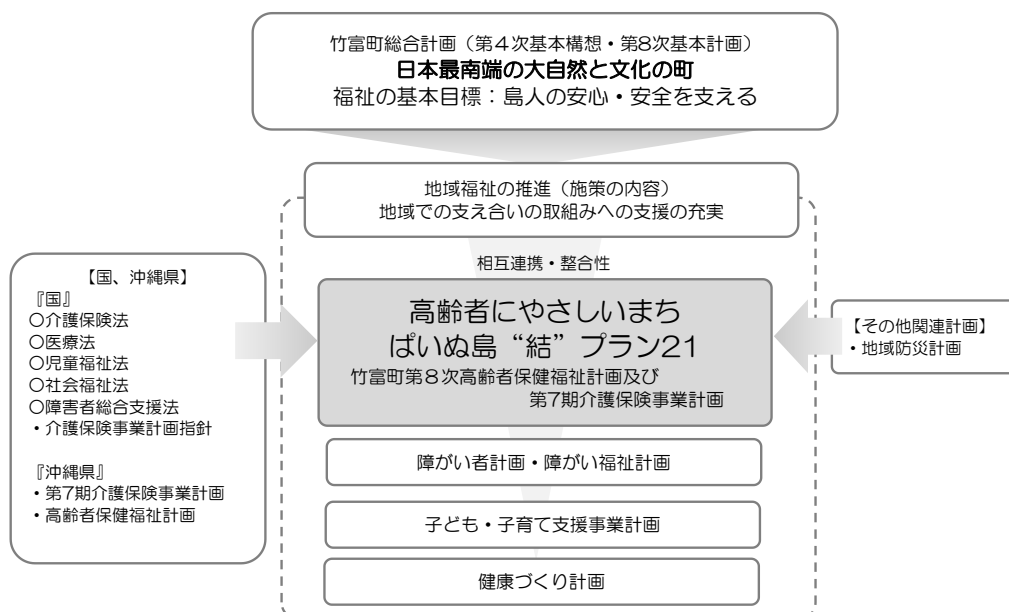
(2) 2025 年を見据えた計画

2025 年の高齢者像を見据え、中長期的な視点に基づく諸施策の展開を図り「地域包括ケアシステム」を実現するために、段階的な取組みを示す計画として位置づけます。



(3) その他計画との位置づけ

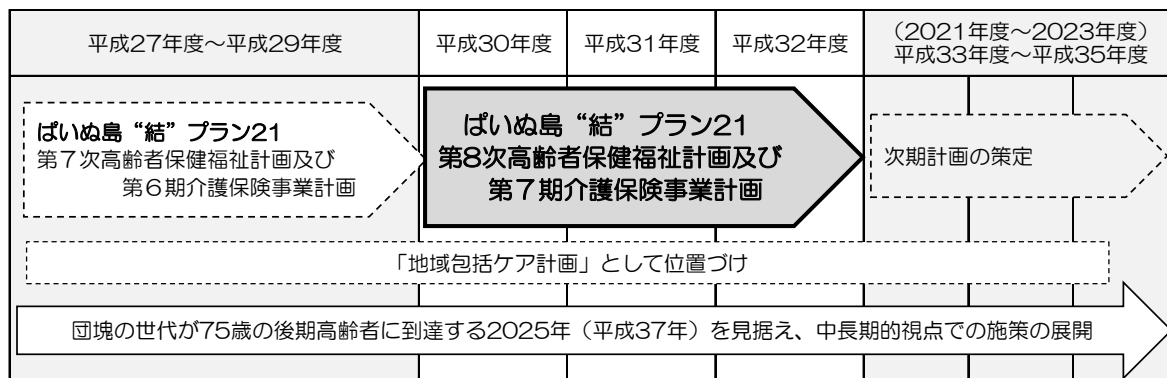
本計画は、「竹富町総合計画（第4次基本構想・第8次基本計画）」に基づき、福祉分野における関連計画等との相互連携や整合性をもつものとして位置づけます。



3 計画の期間

高齢者福祉計画は、介護保険事業計画との整合性を図るものとして、計画期間を同時期とします。

計画の期間は平成 30 年度を初年度として平成 32 年度までの 3 カ年間とします。



4 計画の策定体制

(1) 庁内策定体制

①竹富町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置

学識経験を有する者、社会福祉関係者、地域福祉関係者、町職員等で構成される「竹富町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において、計画内容について協議、審議・調整を行いました。

(2) 計画策定のための調査

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、平成 28 年度において高齢者の生活機能及び日常生活動作等の状態像を把握し、介護保険事業計画に反映させた個別施策を推進するため、要介護認定を受けていない高齢者（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者）を対象として、要介護状態となるリスク（以下、各種リスク）の発生状況と各種リスクに影響を与える日常生活（以下、日常生活）の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的として実施しました。

また、調査結果を地域包括ケア「見える化」システムに登録することで経年比較や地域間比較（日常生活圏域、他保険者単位での比較）を行うことが可能となっています。

本調査は、介護予防・日常生活支援総合事業の管理・運営に活用することとさ

れていることから、平成 29 年度においても継続して調査を実施しています。

②竹富町在宅介護実態調査

本調査は、第 7 期介護保険事業計画において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためには、どのようなサービスが必要か」という観点も盛り込み、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方の把握方法等を検討することを目的として実施しました。

調査の対象は、在宅で生活している要支援、要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、対象期間中に認定調査を受けた者となっています。

この調査は、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」、「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方などを把握し、「地域の目標」及び「サービス提供体制の構築」等、地域ケア会議等で議論を行い、総合的な支援体制の検討を行うものとして位置づけられています。



(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 保険者機能の強化

保険者機能を発揮して自立支援・重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析と対応（国から提供されたデータを活用した地域分析の実施）、適切な指標による事業評価（要介護状態の維持・改善度合いや地域ケア会議の開催状況等の実績評価を行う）、インセンティブの付与（事業評価に応じた交付金など、財政的なインセンティブを付与）を法律により制度化しています。

② 医療と介護の連携

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重度要介護者の受入れ」、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」機能を兼ね備えた介護医療院が創設されます。

なお、現行の介護療養病床の経過措置期間は平成 35 年度末まで延長されました。

③ 地域共生社会に向けた取り組みの推進

(ア) 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

a 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念

- ・支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関による解決が図られることをめざすこととされています。

b 包括的な支援体制づくりの指針

- ・地域住民の地域福祉への参加を促進するための環境整備を推進するものとされています。
- ・住民の身近な圏域において、分野を超えて地域課題について総合的に相談に応じ関係機関と連絡調整を行う体制づくりを進めるものとされています。
- ・市町村圏域において生活困窮自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりを進めるものとされています。

c 地域福祉計画の充実（上位計画としての位置づけの明確化）

- ・地域福祉計画を上位計画として、位置づけるものとされています。

(イ) 新たな共生型サービスの位置づけ

- ・高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たなサービスを位置づけています。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

① 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とすることとされています。ただし、月額44,000円の負担の上限があります。

② 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

各医療保険者が納付する介護納付金（第2号被保険者の保険料）については、被用者保険者間では「総報酬割」（報酬額に比例した負担）とすることとされています。

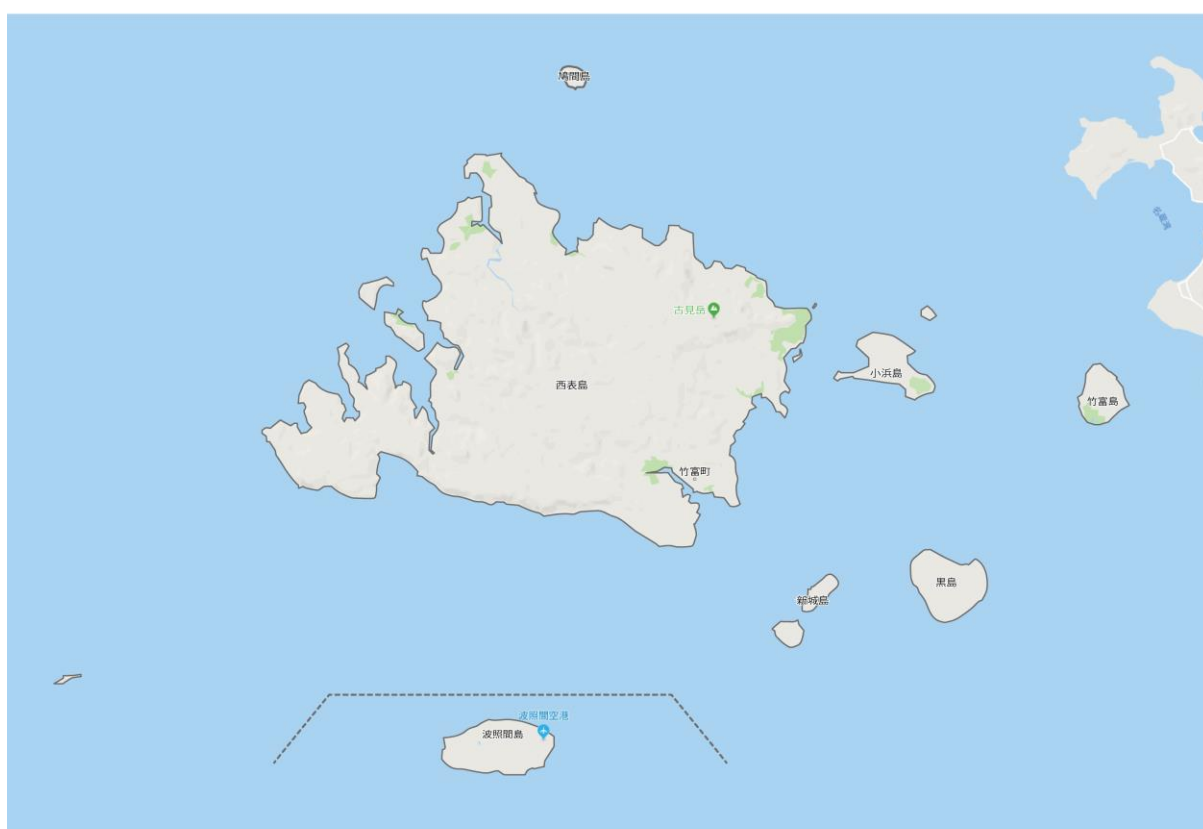
（激変緩和措置の観点から段階的に導入）【平成29年8月分より実施】



6 「地域包括ケアシステム」を推進するための日常生活圏域の設定

本町の日常生活圏域は、身近な地域で高齢者を支えるケア体制を整える地域として第5期介護保険事業計画以降、本町の地理的条件を考慮し1町1圏域と設定しました。

本町では地域における「ゆくい処」や地域住民の交流機能を含めた施設等の基盤整備を随時進めており、今後とも地域毎に同水準の基盤整備を進めていく必要があります。こうしたことから、引き続き福祉ニーズを踏まえた地域ごとの基盤整備を推進するものとし、日常生活圏域においては1町1圏域を継続していくものとします。



7 本町における「地域包括ケアシステム」の基本的な方向性

介護保険サービスの広域的な利用が一部困難であるとともに、需要と供給のバランスの問題から各地域において同水準の介護保険サービスの提供体制が不十分であるという地域課題を有しています。

また、各島を単位として高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくことができるように、地域全体で支える仕組みをつくる必要があります。

そのため、地域包括ケアシステムの深化・推進という制度改正の方向性を踏まえ、地域の診療所との連携による医療と介護の連携体制や家族介護等の負担軽減と在宅生活を継続することができるサービス提供体制の構築を中心とした介護保険サービス基盤の整備を進めます。

さらに、各島を単位に地域全体で高齢者を支える体制づくりを前提として、地域で高齢者を支える人材を含めボランティア、NPO、団体等の多様な主体が社会資源の有効活用を図り創意工夫のある生活支援サービスを提供する仕組みと公的サービスとの連携・協働を図るなど「地域包括ケアシステム」の実現に向け、地域の実情に応じた取組みを進めます。

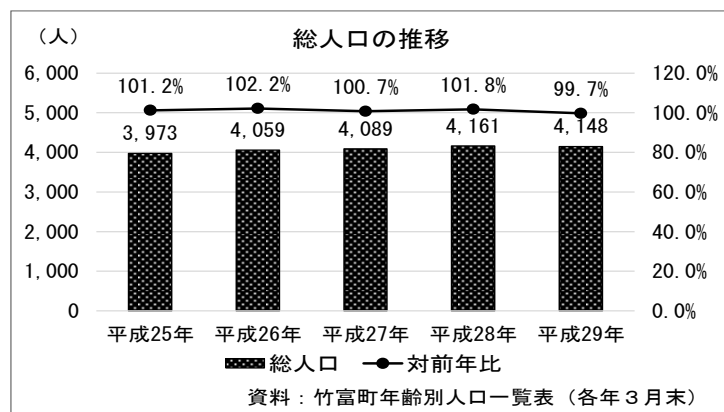


第2章 高齢者を取り巻く状況と事業評価

1 高齢者を取り巻く状況

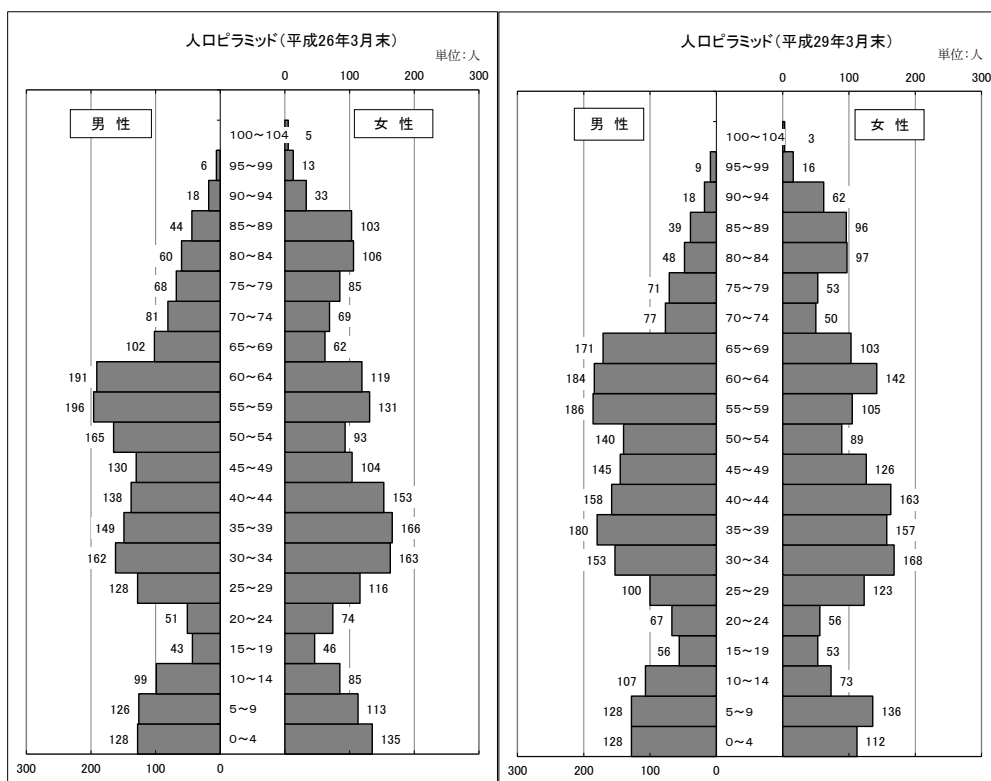
(1) 総人口と高齢者人口

平成29年3月末の総人口は4,148人。平成25年（3,973人）に比べ175人増となっていますが、前年度（4,161人）に比べ13人減となっています。

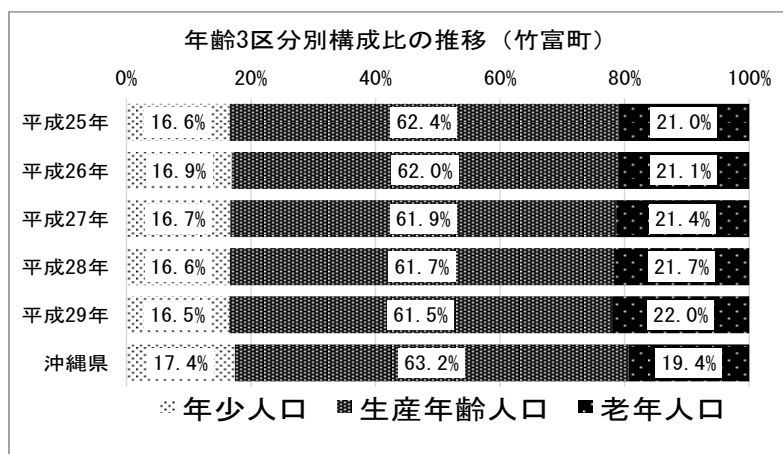


総人口を平成26年3月末の年齢3区分で比較すると、年少人口（0歳～14歳）では2人減少となる一方で、生産年齢人口（15歳～64歳）で33人増、老年人口（65歳以上）で58人増となっています。

前期・後期高齢者数でみると、前期高齢者が87人増、後期高齢者では29人減となっています。



平成29年3月末の年齢3区分構成をみると、年少人口比率(0歳～14歳)は16.5%、生産年齢人口比率(15歳～64歳)が61.5%、老年人口比率(65歳以上)が22.0%となっています。経年的な推移を見ると生産年齢人口比率が減少する一方で老年人口比率が上昇を続け、老年人口比率は沖縄県平均(H29年1月)に比べ2.6ポイント高い状況にあり超高齢者社会となっています。



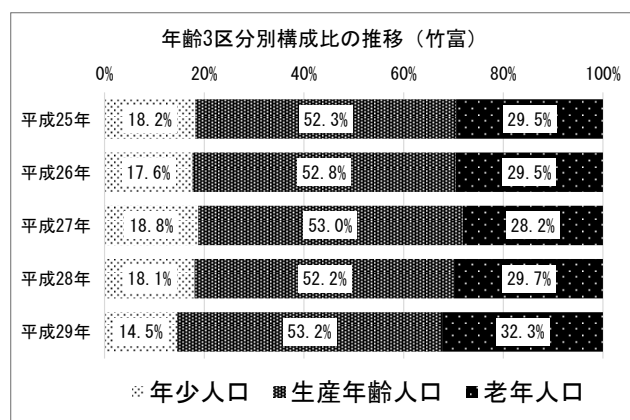
竹富町 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	3,973	4,059	4,089	4,161	4,148
年少人口	658	686	682	691	684
生産年齢人口	2,480	2,518	2,533	2,567	2,551
老年人口	835	855	874	903	913

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年3月末）

①竹富地区

平成29年3月末の竹富地区の年齢3区分構成をみると、年少人口比率(0歳～14歳)は14.5%、生産年齢人口比率(15歳～64歳)が53.2%、老年人口比率(65歳以上)が32.3%となっています。



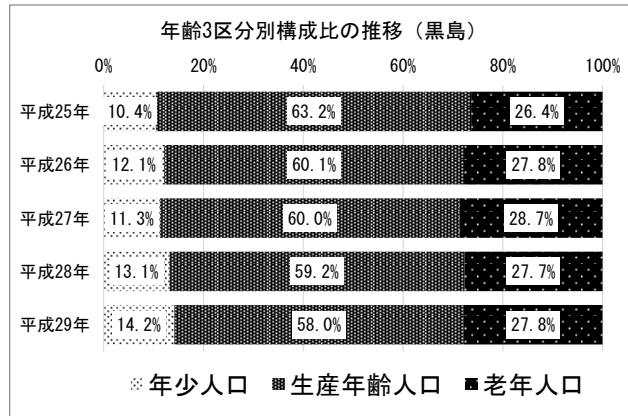
竹富 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	346	352	362	360	344
年少人口	63	62	68	65	50
生産年齢人口	181	186	192	188	183
老年人口	102	104	102	107	111

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年3月末）

②黒島地区

平成 29 年 3 月末の黒島地区の年齢 3 区分構成をみると、年少人口比率（0 歳～14 歳）は 14.2%、生産年齢人口比率（15 歳～64 歳）が 58.0%、老年人口比率（65 歳以上）が 27.8%となっています。



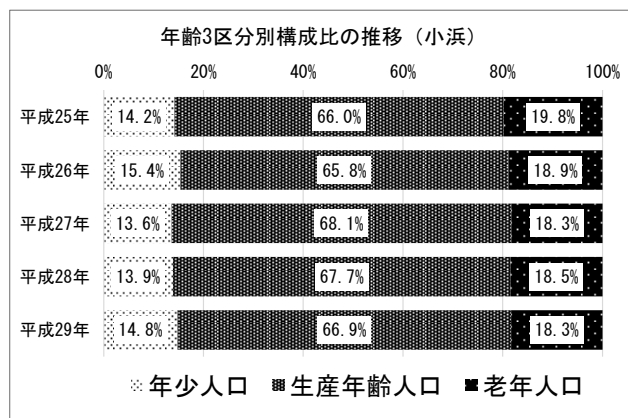
黒島 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	201	198	195	213	212
年少人口	21	24	22	28	30
生産年齢人口	127	119	117	126	123
老年人口	53	55	56	59	59

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年3月末）

③小浜地区

平成 29 年 3 月末の小浜地区の年齢 3 区分構成をみると、年少人口比率（0 歳～14 歳）は 14.8%、生産年齢人口比率（15 歳～64 歳）が 66.9%、老年人口比率（65 歳以上）が 18.3%となっています。



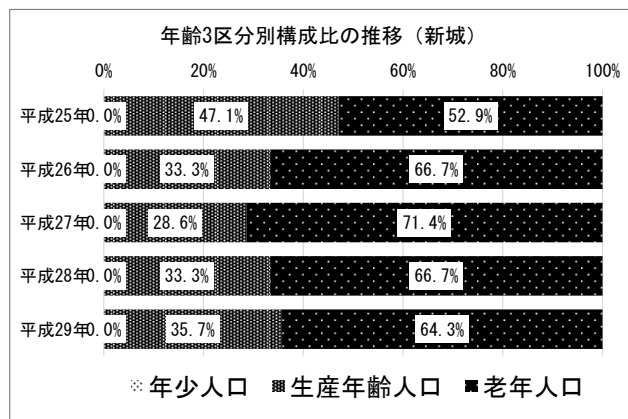
小浜 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	585	631	646	677	683
年少人口	83	97	88	94	101
生産年齢人口	386	415	440	458	457
老年人口	116	119	118	125	125

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年3月末）

④新城地区

平成 29 年 3 月末の新城地区の年齢 3 区分構成をみると、生産年齢人口比率（15 歳～64 歳）が 35.7%、老年人口比率（65 歳以上）が 64.3%となっています。



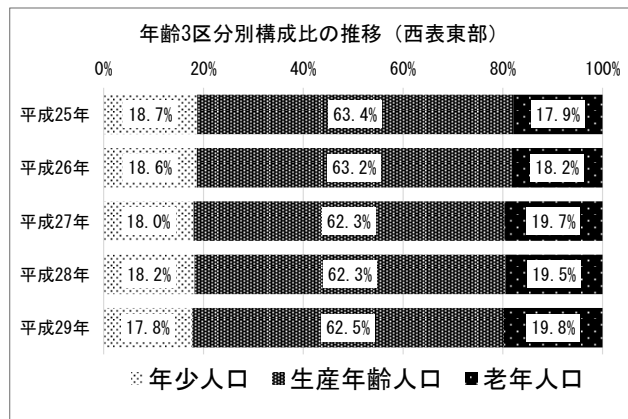
新城 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	17	15	14	15	14
年少人口	0	0	0	0	0
生産年齢人口	8	5	4	5	5
老年人口	9	10	10	10	9

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年3月末）

⑤西表東部地区

平成 29 年 3 月末の西表東部地区の年齢 3 区分構成をみると、年少人口比率（0 歳～14 歳）は 17.8%、生産年齢人口比率（15 歳～64 歳）が 62.5%、老年人口比率（65 歳以上）が 19.8%となっています。



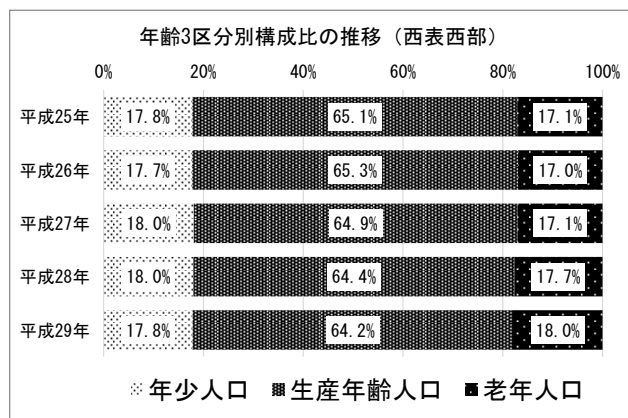
西表東部 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	876	874	884	929	935
年少人口	164	163	159	169	166
生産年齢人口	555	552	551	579	584
老年人口	157	159	174	181	185

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年3月末）

⑥西表西部地区

平成 29 年 3 月末の西表西部地区の年齢 3 区分構成をみると、年少人口比率（0 歳～14 歳）は 17.8%、生産年齢人口比率（15 歳～64 歳）が 64.2%、老年人口比率（65 歳以上）が 18.0%となっています。



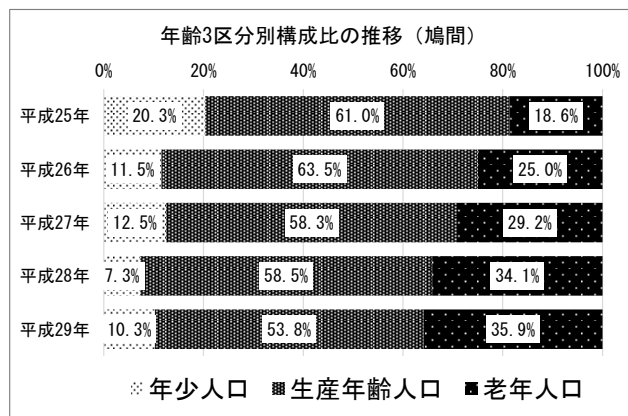
西表西部 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	1,373	1,398	1,419	1,425	1,431
年少人口	244	248	256	256	255
生産年齢人口	894	913	921	917	919
老年人口	235	237	242	252	257

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年3月末）

⑦鳩間地区

平成 29 年 3 月末の鳩間地区の年齢 3 区分構成をみると、年少人口比率（0 歳～14 歳）は 10.3%、生産年齢人口比率（15 歳～64 歳）が 53.8%、老年人口比率（65 歳以上）が 35.9%となっています。



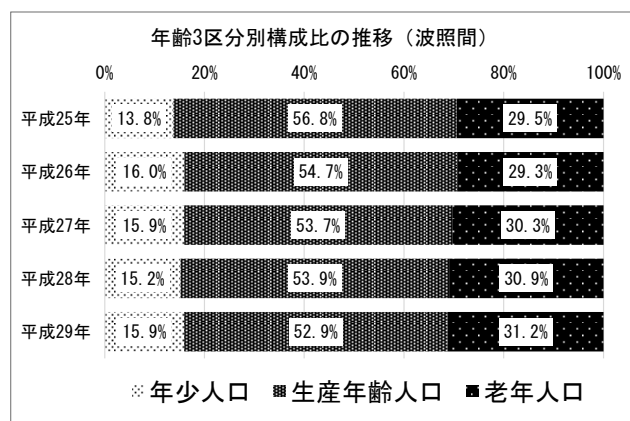
鳩間 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	59	52	48	41	39
年少人口	12	6	6	3	4
生産年齢人口	36	33	28	24	21
老年人口	11	13	14	14	14

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年3月末）

⑧波照間地区

平成 29 年 3 月末の波照間地区の年齢 3 区分構成をみると、年少人口比率（0 歳～14 歳）は 15.9%、生産年齢人口比率（15 歳～64 歳）が 52.9%、老年人口比率（65 歳以上）が 31.2%となっています。



波照間 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	516	539	521	501	490
年少人口	71	86	83	76	78
生産年齢人口	293	295	280	270	259
老年人口	152	158	158	155	153

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年3月末）

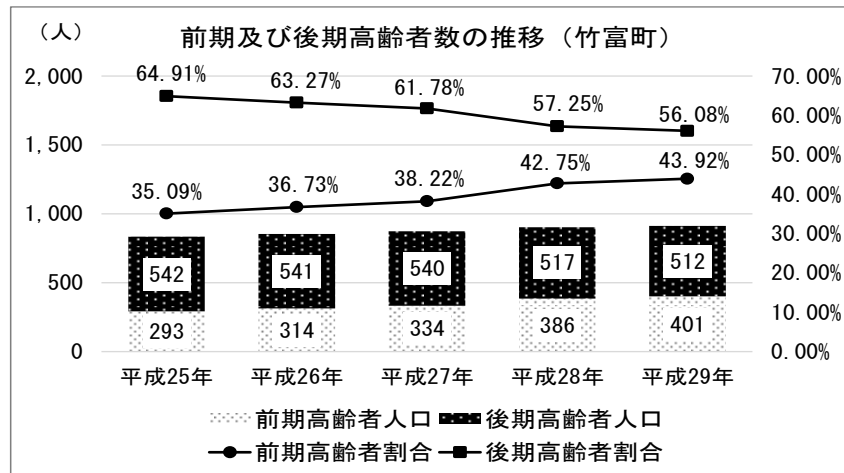
老年人口比率が町平均（22.0%）を下回っている地区は、小浜地区（18.3%）、西表東部地区（19.8%）、西表西部地区（18.0%）の3地区となっています。

逆に高齢化率が最も高い地区は、新城地区で 64.3%、次いで、竹富地区 32.3%、波照間地区の 31.2%となっています。

限界集落：少子高齢社会が進展する中で、過疎化等により人口の 50%以上が高齢者となって、集落自治、冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難になっている集落を指す。

次に、平成 29 年 3 月末における 75 歳未満の前期高齢者数は高齢者総人口（913 人）の 43.92%を占める 401 人、75 歳以上の後期高齢者数は 512 人（56.08%）で高齢化率は 22.0%となっています。

平成 28 年から団塊の世代が高齢期を迎えたことにより、平成 29 年の前期高齢者数は 43.92%、後期高齢者数 56.08%となり両者間の比率差は 12.16%と格差が縮まる状況となっています。



竹富町

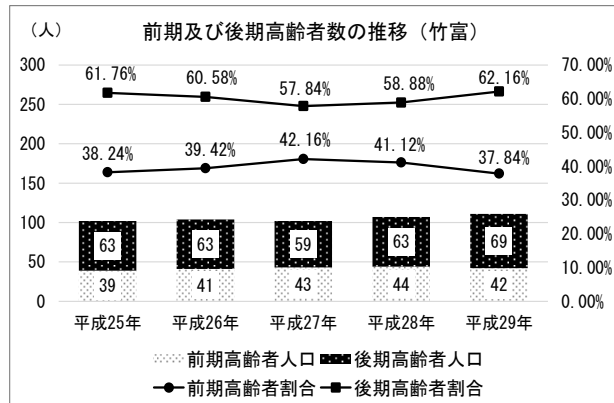
単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口	835	855	874	903	913
高齢化率	21.0%	21.1%	21.4%	21.7%	22.0%
前期高齢者人口	293	314	334	386	401
後期高齢者人口	542	541	540	517	512
前期高齢者割合	35.09%	36.73%	38.22%	42.75%	43.92%
後期高齢者割合	64.91%	63.27%	61.78%	57.25%	56.08%

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年3月末）

①竹富地区

平成 29 年 3 月末の竹富地区の高齢者数は、前期高齢者が 42 人、後期高齢者 69 人の合計 111 人となっており、後期高齢者割合（62.16%）が依然として高く、その格差が拡大しています。高齢化率は 32.3%となっています。



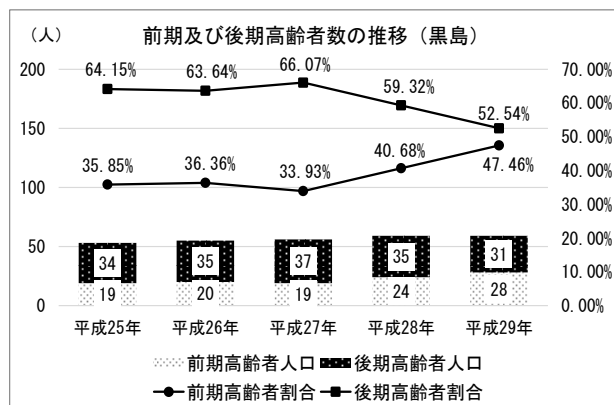
竹富 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口	102	104	102	107	111
高齢化率	29.5%	29.5%	28.2%	29.7%	32.3%
前期高齢者人口	39	41	43	44	42
後期高齢者人口	63	63	59	63	69
前期高齢者割合	38.24%	39.42%	42.16%	41.12%	37.84%
後期高齢者割合	61.76%	60.58%	57.84%	58.88%	62.16%

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年 3 月末）

②黒島地区

平成 29 年 3 月末の黒島地区の高齢者数は、前期高齢者が 28 人、後期高齢者 31 人の合計 59 人となっており、前期高齢者数の増加により、町全体の状況と同様にその格差が縮小しています。高齢化率は 27.8%となっています。



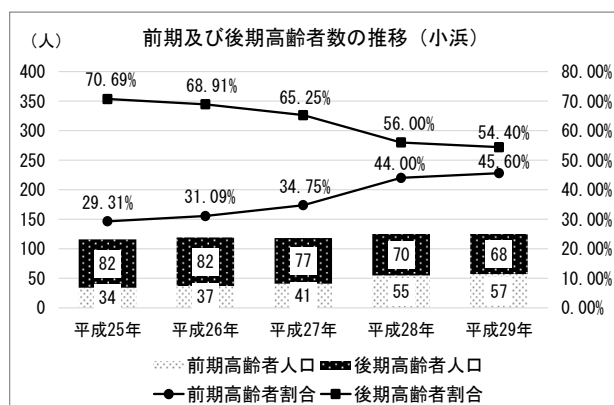
黒島 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口	53	55	56	59	59
高齢化率	26.4%	27.8%	28.7%	27.7%	27.8%
前期高齢者人口	19	20	19	24	28
後期高齢者人口	34	35	37	35	31
前期高齢者割合	35.85%	36.36%	33.93%	40.68%	47.46%
後期高齢者割合	64.15%	63.64%	66.07%	59.32%	52.54%

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年 3 月末）

③小浜地区

平成 29 年 3 月末の小浜地区の高齢者数は、前期高齢者が 57 人、後期高齢者 68 人の合計 125 人となっており、前期高齢者数の増加により、町全体の状況と同様にその格差が縮小しています。高齢化率は 18.3%となっています。



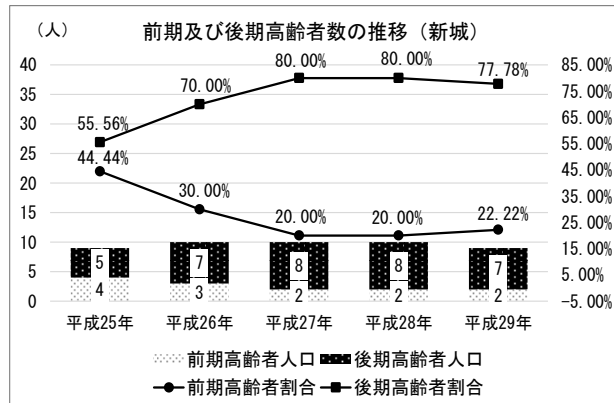
小浜 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口	116	119	118	125	125
高齢化率	19.8%	18.9%	18.3%	18.5%	18.3%
前期高齢者人口	34	37	41	55	57
後期高齢者人口	82	82	77	70	68
前期高齢者割合	29.31%	31.09%	34.75%	44.00%	45.60%
後期高齢者割合	70.69%	68.91%	65.25%	56.00%	54.40%

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年 3 月末）

④新城地区

平成 29 年 3 月末の新城地区の高齢者数は、前期高齢者が 2 人、後期高齢者 7 人の合計 9 人となっており、依然として後期高齢者割合が 70%を越えています。高齢化率は 64.3%となっています。



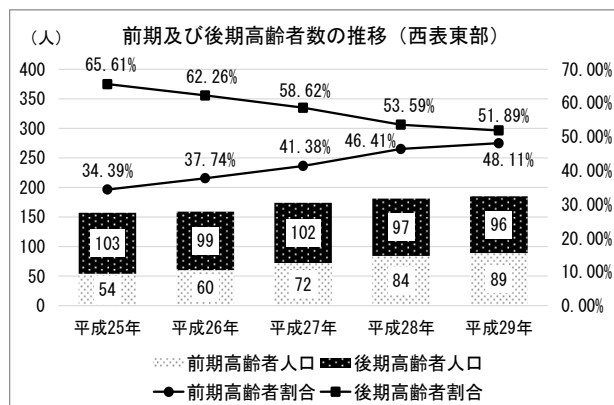
新城 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口	9	10	10	10	9
高齢化率	52.9%	66.7%	71.4%	66.7%	64.3%
前期高齢者人口	4	3	2	2	2
後期高齢者人口	5	7	8	8	7
前期高齢者割合	44.44%	30.00%	20.00%	20.00%	22.22%
後期高齢者割合	55.56%	70.00%	80.00%	80.00%	77.78%

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年 3 月末）

⑤西表東部地区

平成 29 年 3 月末の西表東部地区の高齢者数は、前期高齢者が 89 人、後期高齢者 96 人の合計 185 人となっており、前期高齢者数の増加により、町全体の状況と同様にその格差が縮小しています。高齢化率は 19.8%となっています。



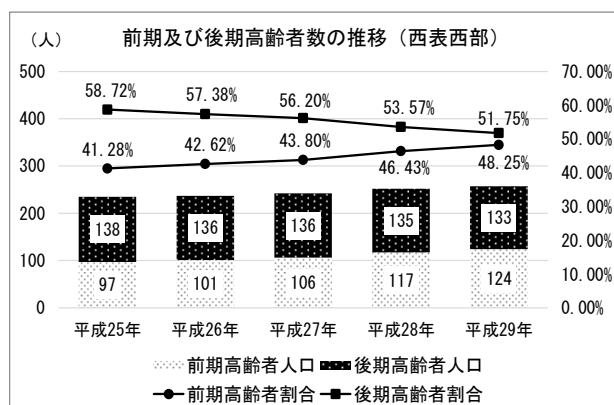
西表東部 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口	157	159	174	181	185
高齢化率	17.9%	18.2%	19.7%	19.5%	19.8%
前期高齢者人口	54	60	72	84	89
後期高齢者人口	103	99	102	97	96
前期高齢者割合	34.39%	37.74%	41.38%	46.41%	48.11%
後期高齢者割合	65.61%	62.26%	58.62%	53.59%	51.89%

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年 3 月末）

⑥西表西部地区

平成 29 年 3 月末の西表西部地区の高齢者数は、前期高齢者が 124 人、後期高齢者 133 人の合計 257 人となっており、前期高齢者数の増加により、町全体の状況と同様にその格差が縮小しています。高齢化率は 18.0%となっています。



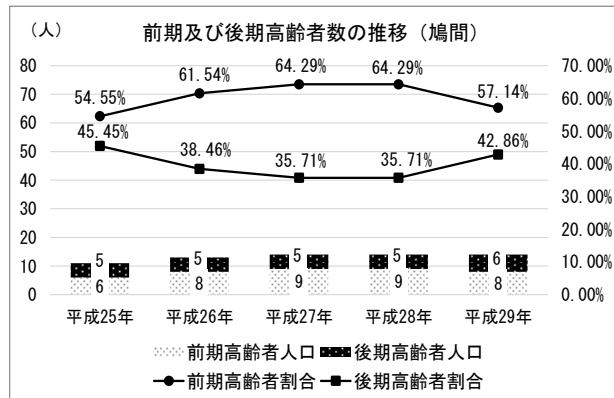
西表西部 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口	235	237	242	252	257
高齢化率	17.1%	17.0%	17.1%	17.7%	18.0%
前期高齢者人口	97	101	106	117	124
後期高齢者人口	138	136	136	135	133
前期高齢者割合	41.28%	42.62%	43.80%	46.43%	48.25%
後期高齢者割合	58.72%	57.38%	56.20%	53.57%	51.75%

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年 3 月末）

⑦鳩間地区

平成 29 年 3 月末の鳩間地区の高齢者数は、前期高齢者が 8 人、後期高齢者 6 人の合計 14 人となっています。鳩間地区は、他地区と異なり前期高齢者数が多い地区です。高齢化率は 35.9%となっています。



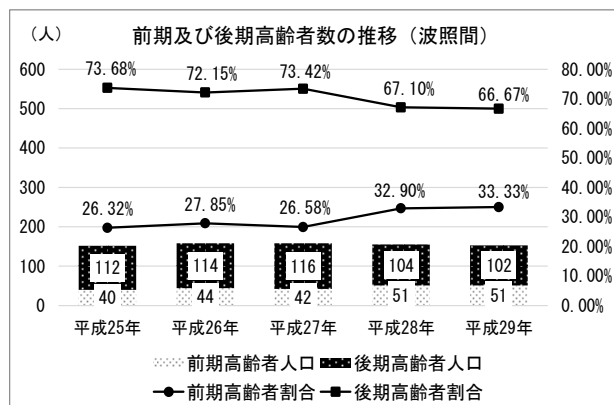
鳩間 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口	11	13	14	14	14
高齢化率	18.6%	25.0%	29.2%	34.1%	35.9%
前期高齢者人口	6	8	9	9	8
後期高齢者人口	5	5	5	5	6
前期高齢者割合	54.55%	61.54%	64.29%	64.29%	57.14%
後期高齢者割合	45.45%	38.46%	35.71%	35.71%	42.86%

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年3月末）

⑧波照間地区

平成 29 年 3 月末の波照間地区の高齢者数は、前期高齢者が 51 人、後期高齢者 102 人の合計 153 人で、依然として後期高齢者割合が高い（66.67%）地区となっています。高齢化率は 31.2%となっています。



波照間 単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口	152	158	158	155	153
高齢化率	29.5%	29.3%	30.3%	30.9%	31.2%
前期高齢者人口	40	44	42	51	51
後期高齢者人口	112	114	116	104	102
前期高齢者割合	26.32%	27.85%	26.58%	32.90%	33.33%
後期高齢者割合	73.68%	72.15%	73.42%	67.10%	66.67%

資料：竹富町年齢別人口一覧表（各年3月末）

(2) 被保険者数及び要支援、要介護認定者数の状況

平成29年「見える化」システムにおける平成29年9月末の要介護認定者数（第1号被保険者数）は189人で、平成28年（190人）に比べ1人減少しています。

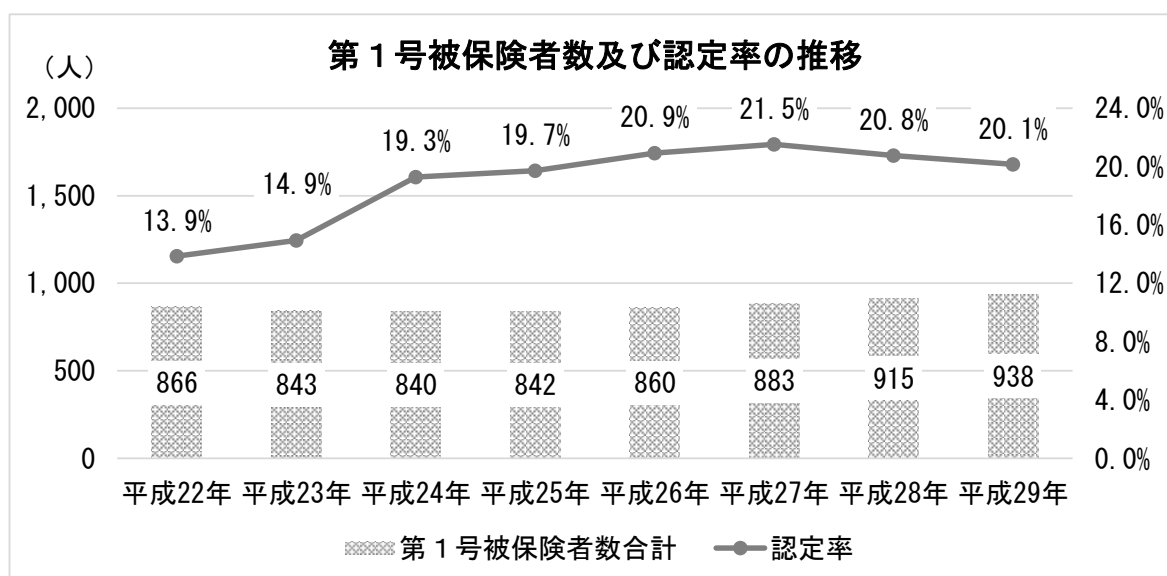
また、認定率は、平成28年度（20.8%）に比べ0.7ポイント低い20.1%で、平成27年度以降減少しています。これは、平成28年度から実施している総合事業へ移行したことによるものです。

要介護認定者数及び認定率の推移（平成22年から平成28年は3月末、平成29年は9月末）

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
第1号被保険者数合計	866	843	840	842	860	883	915	938
要介護認定者数合計	120	126	162	166	180	190	190	189
認定率	13.9%	14.9%	19.3%	19.7%	20.9%	21.5%	20.8%	20.1%

資料：「見える化」システム現状分析



平成 29 年 9 月末の「見える化」システムによる要支援、要介護度別の認定者数をみると要介護 3 が総数の 18.0%を占める 34 人で最も多くなっています。

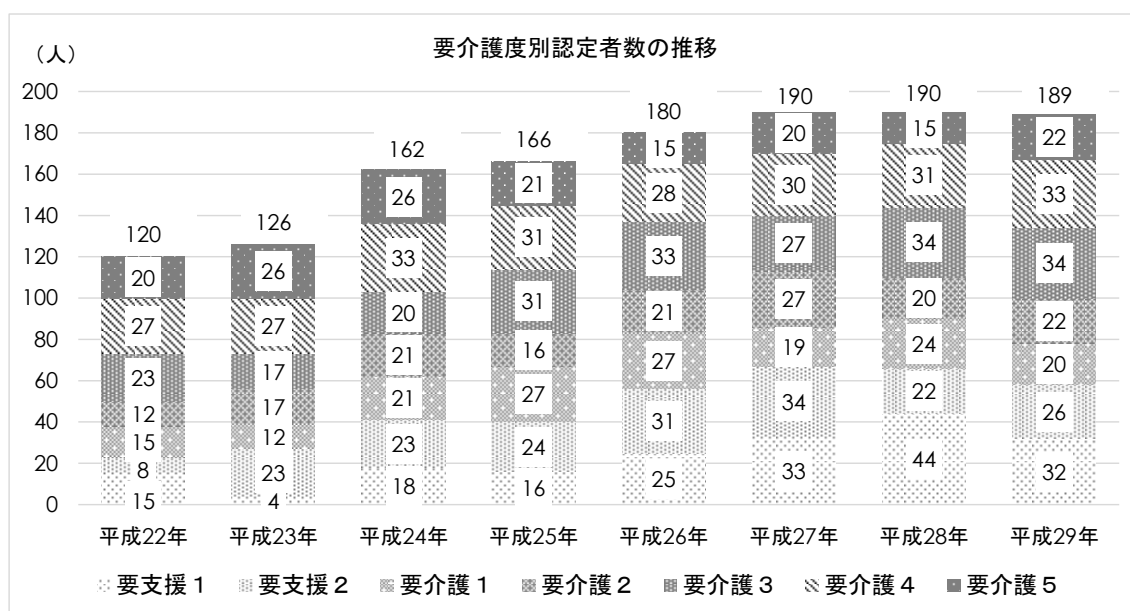
次いで要介護 4 の 33 人 (17.5%)、要支援 1 の 32 人 (16.9%)、要支援 2 の 26 人 (13.8%) と続いています。

要介護認定者数及び認定率の推移（平成22年から平成28年まで3月末、平成29年は9月末）

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	H29-H28
要介護認定者数合計	120	126	162	166	180	190	190	189	-1
要支援 1	15	4	18	16	25	33	44	32	-12
要支援 2	8	23	23	24	31	34	22	26	4
要介護 1	15	12	21	27	27	19	24	20	-4
要介護 2	12	17	21	16	21	27	20	22	2
要介護 3	23	17	20	31	33	27	34	34	0
要介護 4	27	27	33	31	28	30	31	33	2
要介護 5	20	26	26	21	15	20	15	22	7

資料：「見える化」システム現状分析



①竹富地区

平成 29 年（9 月末）の竹富地区における認定者数は 18 人で、認定率は 16.2%で町平均認定率（20.1%）に比べ 3.9 ポイント低い状況にあります。要支援、要介護認定者数をみると要支援 1、要支援 2 の合計 8 人で全体の 44.4%を占めています。

竹富 認定状況(各年度 9 月末現在)

単位：人

	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成27年		7	3	4	1	2	1	0	18
平成28年		5	5	3	4	1	1	1	20
平成29年	0	4	4	4	1	2	2	1	18
	認定率								16.2%

②黒島地区

平成 29 年（9 月末）の黒島地区における認定者数は 20 人で、認定率は 33.9%で町平均認定率（20.1%）に比べ 13.8 ポイント高い状況にあります。本地区は前期高齢者が増加している状況の中で、認定率が高い状況にあります。要支援、要介護認定者数をみると要介護 3 が 5 人で全体の 25.0%を占め最も多く、次いで要介護 2 の 4 人（20.0%）、要介護 5 の 3 人（15.0%）となっています。

黒島 認定状況(各年度 9 月末現在)

単位：人

	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成27年		2	3	5	2	4	1	2	19
平成28年		4	3	1	2	5	1	2	18
平成29年	1	2	1	2	4	5	2	3	20
	認定率								33.9%

③小浜地区

平成 29 年（9 月末）の小浜地区における認定者数は 36 人で、認定率は 28.8%で町平均認定率（20.1%）に比べ 8.7 ポイント高い状況にあります。本地区も前期高齢者が増加している状況の中で、認定者数が増加している地区です。

要支援、要介護認定者数をみると要支援 1、要介護 1、要介護 4 がそれぞれ 5 人で全体の 41.6%を占めています。

小浜 認定状況(各年度 9 月末現在)

単位：人

	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成27年		8	4	3	4	6	2	3	30
平成28年		8	1	6	4	6	2	4	31
平成29年	6	5	4	5	4	3	5	4	36
	認定率								28.8%

④西表東部地区（新城地区含む）

平成 29 年（9 月末）の西表東部地区（新城地区含む）における認定者数は 34 人で、認定率は 17.5%で町平均認定率（20.1%）に比べ 2.6 ポイント低い状況にあります。本地区は前期高齢者が増加していることを一つの要因として認定者数が減少している地区です。要支援、要介護認定者数をみると要支援 2、要介護 2 がそれぞれ 7 人で全体の 41.2%を占めています。

西表東部（新城地区含む） 認定状況（各年度 9 月末現在）

単位：人

	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成27年		11	8	7	5	2	1	1	35
平成28年		11	5	5	3	5	4	11	44
平成29年	4	5	7	4	7	5	1	1	34
	認定率								17.5%

⑤西表西部地区（鳩間、船浮地区を含む）

平成 29 年（9 月末）の西表西部地区（鳩間、船浮地区を含む）における認定者数は 63 人で、認定率は 23.2%で町平均認定率（20.1%）に比べ 3.1 ポイント高い状況にあります。本地区は前期高齢者が増加していることを一つの要因として認定者数が減少傾向にある地区です。要支援、要介護認定者数をみると要介護 4 が 15 人で全体の 23.8%を占め最も多く、次いで要介護 3 の 14 人（22.2%）、要支援 1 の 9 人（14.2%）、要介護 5 の 8 人（12.6%）となっており、要介護 3 以上の割合が 55.5%と過半数を占めている地区でもあります。

西表西部（鳩間・船浮地区含む） 認定状況（各年度 9 月末現在）

単位：人

	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成27年		8	8	11	3	13	18	6	67
平成28年		11	6	2	4	12	16	11	62
平成29年	5	9	5	4	3	14	15	8	63
	認定率								23.2%

⑥波照間地区

平成 29 年（9 月末）の波照間地区における認定者数は 35 人で、認定率は 22.9%で町平均認定率（20.1%）に比べ 2.8 ポイント高い状況にあります。本地区は後期高齢者割合が高い地区となっていますが、認定者数は減少傾向で推移している地区です。要支援、要介護認定者数をみると要介護 3 が 9 人で全体の 25.7%を占め最も多くなっています。

波照間 認定状況（各年度 9 月末現在）

単位：人

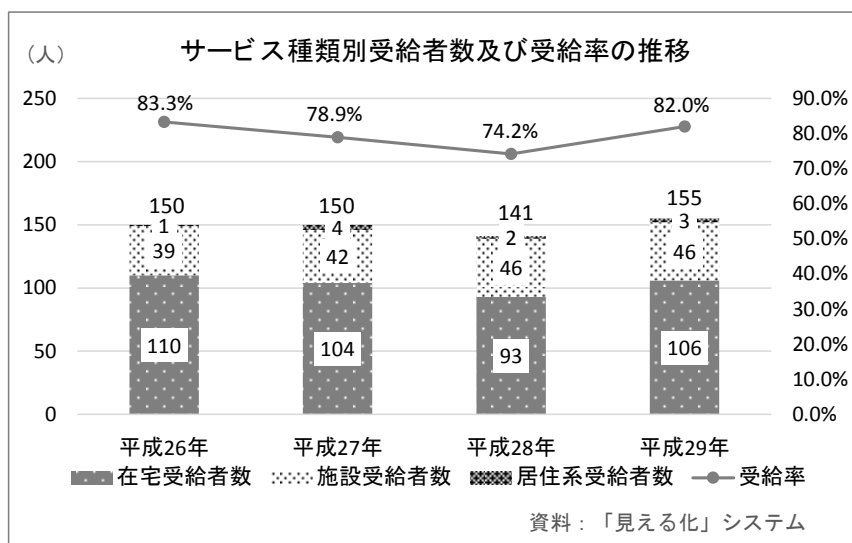
	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成27年		5	9	1	5	6	7	5	38
平成28年		4	7	1	8	6	6	5	37
平成29年	0	3	4	1	7	9	5	6	35
	認定率								22.9%

(3) 介護サービス給付費の推移

① 介護保険サービスの利用者数の推移

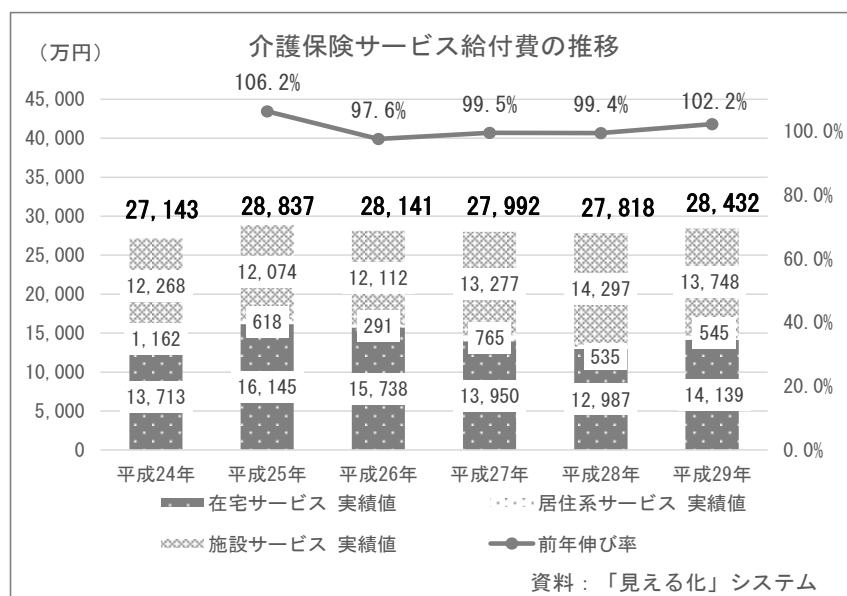
平成 29 年 9 月末の「見える化」システムによる介護サービスの受給者（利用者）数は、要支援、要介護認定者総数（189 人）の 82.0%を占める 155 人となっています。

サービス種類別にみると、在宅サービス受給者が 106 人で受給者総数の 68.4%を占め最も多くなっています。次いで施設サービス受給者の 46 人（29.7%）、居住系サービスの 3 人（1.9%）となっています。



② 介護保険サービスの給付費の推移

平成 29 年 9 月末現在「見える化」システムを活用した平成 29 年度の推計介護保険サービス総給付額（独自推計）は 2 億 8,432 万 396 円で、前年の平成 28 年に比べ 613 万 9,978 円増となっています。



平成 29 年 9 月末のサービス種類別の給付費をみると、在宅サービス給付費が総給付の 49.7%を占める 1 億 4,139 万 2,424 円、施設サービス給付費が 1 億 3,745 万 5,416 円 (48.4%)、居住系サービス 545 万 2,555 円 (1.9%) となっています。

第 6 期計画の平成 29 年度における計画値に対する実績をみると、居住系サービスが計画値(249 万円)の 219.0%で 545 万 2,555 円、施設サービスが計画値 (1 億 884 万円)の 126.3%で 1 億 3,747 万 5,416 円、在宅サービスが計画値(2 億 863 万 6,000 円)の 67.8%で 1 億 4,139 万 2,424 円となっています。

介護サービス給付費の推移 (計画値と実績値)

単位：円

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
在宅サービス	計画値	128,097,000	130,030,000	135,400,000	191,558,000	209,208,000	208,636,000
	実績値	137,126,712	161,445,212	157,378,683	139,503,704	129,865,235	141,392,424
	対計画比	107.0%	124.2%	116.2%	72.8%	62.1%	67.8%
居住系サービス	計画値	15,335,000	15,335,000	15,335,000	2,265,000	2,426,000	2,490,000
	実績値	11,617,641	6,180,525	2,907,765	7,652,619	5,345,937	5,452,555
	対計画比	75.8%	40.3%	19.0%	337.9%	220.4%	219.0%
施設サービス	計画値	106,308,000	106,308,000	106,308,000	108,840,000	108,840,000	108,840,000
	実績値	122,682,646	120,744,832	121,119,353	132,768,273	142,969,246	137,475,416
	対計画比	115.4%	113.6%	113.9%	122.0%	131.4%	126.3%
給付費合計	計画値	249,740,000	251,673,000	257,043,000	302,663,000	320,474,000	319,966,000
	実績値	271,426,999	288,370,569	281,405,801	279,924,596	278,180,418	284,320,395
	対計画比	108.7%	114.6%	109.5%	92.5%	86.8%	88.9%

資料：「見える化」システム

平成 29 年 9 月末の在宅サービス種類別の給付費をみると、訪問介護が在宅サービス総給付費の 26.9%を占める 2,284 万 1,512 円で最も多くなっています。

次いで通所介護の 1,784 万 5,342 円 (21.0%)、介護予防支援・居宅介護支援の 1,145 万 7,237 円 (13.5%)、通所リハビリテーションの 902 万 8,387 円 (10.6%)、短期入所療養介護（老健）の 619 万 5,623 円 (7.3%) となっています。

在宅サービス種類別の給付費の推移 (実績値)

単位：円

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
訪問介護	17,309,736	19,364,508	19,389,636	16,804,660	18,538,838	22,841,512
訪問看護	3,882,492	5,068,746	4,115,880	4,239,090	4,655,798	5,124,012
訪問リハビリテーション	198,675	198,729	104,175	166,545	174,636	161,490
居宅療養管理指導	403,605	409,608	380,556	188,298	38,880	258,804
通所介護	65,793,897	66,765,465	70,333,110	55,373,031	23,641,416	17,845,342
通所リハビリテーション	9,190,278	9,838,296	7,730,640	7,030,719	8,237,169	9,028,387
短期入所生活介護	14,924,700	13,234,050	12,707,595	11,165,373	6,977,286	6,095,112
短期入所療養介護（老健）	1,356,723	2,752,488	2,850,714	1,876,365	3,922,479	6,195,623
福祉用具貸与	4,639,698	5,142,375	4,873,203	4,663,971	4,732,683	5,931,725
特定福祉用具購入費	456,843	613,229	0	304,455	0	0
住宅改修	978,783	1,093,958	0	530,123	0	0
介護予防支援・居宅介護支援	14,513,610	13,829,710	13,621,350	12,351,800	11,869,360	11,457,237

資料：「見える化」システム

平成 29 年 9 月末の地域密着型サービス種類別の給付費をみると、平成 28 年度の法改正により在宅サービスの通所介護から移行した地域密着型通所介護が全体の 54.9%を占める 3,096 万 8,466 円で最も多くなっています。次いで小規模多機能型居宅介護の 2,548 万 4,716 円（45.1%）となっています。

地域密着型サービス種類別の給付費の推移（実績値）

単位：円

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
地域密着型通所介護	-	-	-	-	23,641,218	30,968,466
小規模多機能型居宅介護	3,477,672	23,134,050	21,271,824	24,809,274	23,435,472	25,484,716

資料：「見える化」システム

平成 29 年 9 月末の居住系サービス種類別の給付費をみると、サービスがあるのは特定施設入居者生活介護のみで、542 万 2,555 円となっています。

居住系サービス種類別の給付費の推移（実績値）

単位：円

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特定施設入居者生活介護	11,617,641	6,180,525	2,907,765	7,652,619	5,345,937	5,452,555

資料：「見える化」システム

平成 29 年 9 月末の施設サービス種類別の給付費をみると、介護老人福祉施設が施設サービス全体の 60.1%を占める 8,267 万 1,517 円で最も多くなっています。次いで介護老人保健施設が 5,480 万 3,899 円（39.9%）となっています。

施設サービス種類別の給付費の推移（実績値）

単位：円

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護老人福祉施設	94,422,592	96,385,405	92,381,633	93,034,908	83,894,139	82,671,517
介護老人保健施設	28,260,054	24,359,427	26,857,485	39,733,365	59,075,107	54,803,899
介護療養型医療施設	0	0	1,880,235	0	0	0

資料：「見える化」システム

(4) 介護保険外サービスの利用状況（登録者数）

本町では、介護保険外サービスとして配食サービス、お出かけサポート、ふれあいサロン、介護予防（体操教室）等を各地区で実施しています。

各サービスの登録状況をみると配食サービスが81人で高齢者人口の8.9%を占めていますが、平成29年で登録者数が減少しています。

お出かけサポートの登録者数は101人で高齢者人口の11.1%を占めています。登録者数は増加傾向で推移しており平成27年（42人）に比べ2.4倍に増加しています。

ふれあいサロンの登録者数は173人で、高齢者人口の18.9%を占めています。登録者数は平成27年（232人）に比べ59人減少しています。

介護予防（体操教室）の登録者数は181人で高齢者人口の19.8%を占めています。登録者数は経年増加傾向で推移しています。

竹富町 介護保険外サービス（登録者数）

単位：人

	配食サービス	お出かけサポート	ふれあいサロン	介護予防（体操教室）
平成27年	86	42	232	63
平成28年	86	85	172	163
平成29年	81	101	173	181
高齢者数に対する割合	8.9%	11.1%	18.9%	19.8%

①竹富地区

竹富地区の平成29年の各介護保険外サービスの状況をみると配食サービスの登録者数は12人で、高齢者人口に占める割合は10.8%となっています。

お出かけサポートは未実施となっています。

ふれあいサロンの登録者数は28人で、高齢者人口の25.2%を占めています。介護予防（体操教室）の登録者数は21人で高齢者人口の18.9%を占めています。

竹富 介護保険外サービス（登録者数）

単位：人

	配食サービス	お出かけサポート	ふれあいサロン	介護予防（体操教室）
平成27年	7		26	16
平成28年	14		28	21
平成29年	12		28	21
高齢者数に対する割合	10.8%	0.0%	25.2%	18.9%

②黒島地区

黒島地区の平成 29 年の各介護保険外サービスの状況をみると配食サービスの登録者数は 12 人で高齢者人口に占める割合は 20.3%となっています。

お出かけサポートは未実施となっています。ふれあいサロンは休止中となっています。

介護予防(体操教室)の登録者数は 11 人で高齢者人口の 18.6%を占めています。

黒島 介護保険外サービス（登録者数）

単位：人

	配食サービス	お出かけサポート	ふれあいサロン	介護予防（体操教室）
平成27年	12		22	9
平成28年	10		休止中	11
平成29年	12		休止中	11
高齢者数に対する割合	20.3%	0.0%	-	18.6%

③小浜地区

小浜地区の平成 29 年の各介護保険外サービスの状況をみると配食サービスの登録者数は 6 人で、高齢者人口に占める割合は 4.8%となっています。お出かけサポートは未実施となっています。

ふれあいサロンの登録者数は 25 人で、高齢者人口の 20.0%を占めています。介護予防（体操教室）の登録者数は 23 人で高齢者人口の 18.4%を占めています。

小浜 介護保険外サービス（登録者数）

単位：人

	配食サービス	お出かけサポート	ふれあいサロン	介護予防（体操教室）
平成27年	7		28	19
平成28年	8		25	26
平成29年	6		25	23
高齢者数に対する割合	4.8%	0.0%	20.0%	18.4%

④西表東部地区（新城地区を含む）

西表東部地区（新城地区を含む）の平成 29 年の各介護保険外サービスの状況をみると配食サービスの登録者数は 30 人で、高齢者人口に占める割合は 15.5%となっています。

お出かけサポートの登録者数は 43 人で、高齢者人口の 22.2%を占めており登録者数が増加しています。

ふれあいサロンの登録者数は 64 人で、高齢者人口の 33.0%を占めています。介護予防（体操教室）の登録者数は 62 人で高齢者人口の 32.0%を占めています。

西表東部（新城地区含む） 介護保険外サービス（登録者数）

単位：人

	配食サービス	お出かけサポート	ふれあいサロン	介護予防（体操教室）
平成27年	31		71	
平成28年	29	33	64	47
平成29年	30	43	64	62
高齢者数に対する割合	15.5%	22.2%	33.0%	32.0%

⑤西表西部地区（鳩間、船浮地区を含む）

西表西部地区（鳩間、船浮地区を含む）の平成 29 年の各介護保険外サービスの状況をみると配食サービスの登録者数は 6 人で、高齢者人口に占める割合は 2.2%となっています。お出かけサポートの登録者数は 58 人で、高齢者人口の 21.4%を占めており登録者数が増加しています。

ふれあいサロンの登録者数は 24 人で、高齢者人口の 8.9%を占めています。介護予防（体操教室）の登録者数は 39 人で高齢者人口の 14.4%を占めています。

西表西部（鳩間・船浮地区含む） 介護保険外サービス（登録者数） 単位：人

	配食サービス	お出かけサポート	ふれあいサロン	介護予防（体操教室）
平成27年	7	42	51	
平成28年	7	52	24	34
平成29年	6	58	24	39
高齢者数に対する割合	2.2%	21.4%	8.9%	14.4%

⑥波照間地区

波照間地区の平成 29 年の各介護保険外サービスの状況をみると配食サービスの登録者数は 15 人で、高齢者人口に占める割合は 9.8%となっています。お出かけサポートは実施していません。

ふれあいサロンの登録者数は 46 人で、高齢者人口の 30.1%を占めています。介護予防（体操教室）の登録者数は 25 人で高齢者人口の 16.3%を占めています。

波照間 介護保険外サービス（登録者数） 単位：人

	配食サービス	お出かけサポート	ふれあいサロン	介護予防（体操教室）
平成27年	22		34	19
平成28年	18		31	24
平成29年	15		46	25
高齢者数に対する割合	9.8%	0.0%	30.1%	16.3%

2 現計画の評価（推進施策の評価）

第7次高齢者保健福祉計画の施策の展開方針に対する評価を行うとともに、今後の方向性についての検討を行います。

基本目標1 高齢者を地域で支える切れ目のない支援の仕組みづくり

(1) 地域包括ケアシステムの構築

1) 包括的支援事業の推進

① 地域包括支援センターの運営

《施策の方針》（抜粋）

地域包括支援センターが、高齢者の在宅生活を支援する中核的機関であることを踏まえ、今後とも、相談支援を含め高齢者の生活支援や適切な介護予防事業を実施するため、専門職の適正な配置を含めた体制強化を図ります。

《事業評価》

- ・下記の事業については、全てにおいて取組んでおり、今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 介護予防ケアマネジメントの推進	・ ケアマネジャー1名配置 ・ 事業者への委託等も含め「自立」に向けたアセスメントを実施	・ ケアマネジメントのプロセスを踏まえ高齢者の「自立支援」に向け今後も県の実施する「ケアマネジメント適性化推進事業」を基本に取組み継続。
2 総合相談支援事業	・ 月単位で地域診療所情報交換会及び窓口相談等にて多種多様な職種の方々との情報共有包括支援センター専門職による適切な支援（介護・福祉サービス施設、移動支援、配食サービス、サロン等への照会）を実施。	・ 竹富町地域包括支援センター運営方針に基づき継続的に実施
3 権利擁護事業	・ 総合相談から得た情報により、成年後見人制度等を利用し高齢者の尊厳の維持と権利擁護に繋げている。	・ 竹富町地域包括支援センター運営方針に基づき継続的に実施
4 高齢者の虐待防止対策の充実	・ 個別相談及び事業所等を定期的に巡回、関係機関との連携により虐待防止対策に努めている。	・ 高齢者の尊厳と権利を守る為、虐待防止に努める
5 地域ケア会議の充実	・ 月単位で地域診療所情報交換会を開催し、多種多様な職種の方々からの情報提供を受け充実に努めている。 ・ 提供のあった情報によりそれぞれの立場で支援に繋げることができた。	・ 介護保険法に基づき継続的に実施

《今後の方向性の検討》

○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための中核的な組織として位置づけ、医療・介護が連携するための支援を行うとともに、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケア

マネジメント及び地域ケア会議等の充実を図る等、地域包括支援センターの更なる機能強化に向けた取組みを進めます。

ア 地域包括支援センターの強化（人員配置）

○高齢者の多様なニーズに柔軟に対応し、地域包括ケアシステムの構築に向け専門職の適正配置を含め、人員体制の充実に向けた取組みを進めます。

専門職種 第1号被保険数	保健師等		社会福祉士等		主任介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
1,000人未満	いずれか1～2人（2人配置の場合のみ、うち1人は兼務・非常勤可）					
1,000人～1,999人	いずれか2人（うち1人は兼務・非常勤可）					

「専従」＝勤務時間を通じて包括的支援事業以外の職務に従事しないこと。常勤・非常勤の別は問わない

イ 介護予防ケアマネジメントの推進

○地域包括支援センターと連携を図り、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が自立支援という方向性に基づき、町独自に展開する介護予防・生活支援サービス利用を含めたプラン作成等に向けた取組みを進めます。

ウ 総合相談支援事業

○地域包括支援センター、地域診療所及び多職種連携により情報の共有、ネットワークの構築等を図りつつ、総合相談支援体制の充実に向けた取組みを進めています。

○今後とも、身近な地域で相談支援に対応することができるよう、生活支援コーディネーター、認知症支援推進員及び医療、介護等の専門職間における相談支援ネットワークの構築に向けた取組みを進めます。

エ 権利擁護事業

○住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、成年後見制度の普及啓発活動の充実を図るとともに、石垣市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業等と連携した支援体制の構築に取り組めます。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に基づき、平成29年度から、成年後見制度利用促進計画の策定が求められており、その策定に向けた取組みを進めます。

オ 高齢者の虐待防止対策の充実

○人権を著しく侵害する高齢者等の虐待防止対策として、地域包括支援センター及び関係機関等との連携・強化を図り、虐待の早期発見・早期対応に向けた取組みを推進します。

カ 地域ケア会議の充実

○地域ケア会議は、多職種連携・ネットワークの構築、地域課題への対応、地域資源の活用と開発等を目的に、地域診療所情報交換会を開催しています。

○今後とも、多職種連携による地域課題の解決の場、自立支援型のケアマネジメントの資質の向上を支援する場等として開催できる体制づくりに向けた取組みを進めます。

②在宅医療・介護連携の推進

《施策の方針》（抜粋）

島々で構成される本町は、地域の診療所や町外の医療機関等との連携体制づくりが重要です。このため、地域の診療所、地域包括支援センター及び福祉施設やサービス提供事業者等が連携し医療施設から在宅療養への移行をスムーズに行うことができるカンファレンス実施体制の充実に向けた取組みを進めます。

また、関係機関等によるケア会議を開催し、身近な地域で必要とする在宅医療と介護サービスを受けられるよう支援します。

《事業評価》

・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 在宅医療・介護連携の推進	・各担当者間で各地域診療所意見交換会での情報提供により、退院時のカンファレンスに参加するなど、適切な対応に努めている。	・医療機関との情報交換を定期的実施し、連携を図る

在宅医療・介護連携推進事業の推進項目

事業項目	事業内容
(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	・地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化 ・必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査 ・結果を関係者間で共有
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	・地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討
(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	・地域の医療・介護関係者等の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	・情報共有シート、地域連携のパス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援 ・在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用
(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	・医療・介護関係者等の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組みを支援
(カ) 医療・介護関係者の研修	・地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得 ・介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等
(キ) 地域住民への普及啓発	・地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催 ・パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した在宅医療・介護サービスに関する普及啓発 ・在宅での看取りについての講演会の開催等
(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	・同一の二次医療圏域にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

《今後の方向性の検討》

- 在宅医療・介護連携推進事業における（ア）～（ク）の個別項目について地域包括支援センターを中心に、地域診療所との連携を図り継続的に進めるなど医療と介護の連携に向けた取組みを進めています。
- 医療や介護ニーズのある高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療と介護の関係機関や多職種が連携し包括的かつ継続的な医療・介護サービスを提供する体制づくりを進めます。



③認知症対策の推進（包括的支援事業：社会保障充実：認知症総合支援事業）

《施策の方針》（抜粋）

認知症を病気として理解し、認知症の早期発見・早期対応が求められています。

今後とも、認知症予防をはじめ、認知症高齢者に対する支援体制の強化に努め、認知症高齢者やその家族が、住み慣れた地域のなかで安心して暮らしていくことができる地域づくりを進めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、全てにおいて取組んでおり今後とも継続する必要があります。
- ・平成 30 年度より包括的支援事業の認知症総合支援事業（社会保障充実分）が完全実施となることを踏まえた体制づくりが必要です。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 認知症に対する普及・啓発活動の推進	・ H28年6月「認知症カフェin西表島」、講演会の開催、認知症への理解を地域住民へ広めることができた	・ 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づき「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」の取組みを継続
2 認知症サポーターの養成と確保	・ 認知症サポーター養成講座の実施	・ 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づき「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」の取組みを継続
3 認知症の早期発見・早期対応	・ 未実施	・ 継続的に普及啓発講座等を実施。今後、認知症地域支援推進員の配置
4 認知症高齢者を支える家族等に対する支援	・ 県立看護大学の協力のもと竹富地区にて「介護職員初任者研修」等を実施し家族への認知症に対する知識、介護技術を習得する機会を支援できた。	・ 認知症地域支援推進員を配置し取組み強化
5 地域における見守り体制の充実	・ 診療所等での情報交換会で提供される情報をもとに見守りを兼ねた配食サービス等を実施し対応していることから、情報交換会を体制として位置づけている。	・ 現在の体制を維持しつつ強化を図る。

《今後の方向性の検討》

- 平成 29 年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における、認知機能の低下について、物忘れが多いと感じているは「はい」が 52.9%、「いいえ」が 45.5%と「はい」と答えた方が半数を越えています。
- 今後、後期高齢者が増えていくなか認知症の方も増加することが予測されることから、これらの方々への対策を一層充実していく必要があります。
- 今後とも、幅広い年齢層を対象とした認知症に対する認識と知識の普及啓発活動や在宅生活を継続（在宅限界点を伸ばすこと）するためのサービス提供体制、介護家族等への支援や、社会全体で認知症高齢者を見守り・支えるための体制整備に向けた取組みを進めます。

○認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置、認知症カフェの設置、認知症支援に関わるボランティア人材の育成等、地域包括支援センターを中心とした体制整備を図る必要があります。

ア 認知症初期集中支援チームの設置

認知症になったとしても、住み慣れた地域で尊厳をもち、質の高い生活を送ることができるように地域包括支援センター、社会福祉協議会や関係機関と連携し、早期発見・早期対応につなげる支援を行います。

イ 認知症地域支援推進員の配置

認知症は、すべての人に起こりうる病気となっています。認知症の方が安心して暮らし続けることができる認知症ケア体制の充実強化を図るため、「認知症地域支援推進員」の配置に向けた取組みを進めます。

ウ 認知症カフェの設置

沖縄県では 2020 年までに全ての市町村に 1 カ所以上設置する方針を第 7 期高齢者保健福祉計画に盛り込むものとしています。

今後、地域住民、社会福祉協議会等との連携により取組みを進めます。

エ 認知症支援に関わるボランティア人材の育成

認知症の方が安心して暮らし続けることができるように、切れ目なく支える認知症ケア体制の充実強化を図るためには、認知症の取組みに主体的に参加するボランティア等の人材が必要となっています。

認知症サポーターと連携を図りつつ地域で見守り・支え合うための人材の育成に向けた取組みを進めます。

オ 地域における見守り体制の充実

認知症に対する正しい知識を持ち、認知症高齢者の徘徊に対する支援や行方不明となることを未然に防止する等、地域全体での見守り支援が必要となっています。

認知症高齢者が安心して外出することや外出してもまわりが支援するケア体制を構築していくため、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察、老人クラブ等の関係団体等を構成機関として認知症高齢者 S O S ネットワーク（仮称）の設置に向けた取組みを進めます。

2) 高齢者の住まいの確保に対する支援

① 高齢者が生活しやすい住環境の整備

《施策の方針》（抜粋）

本町においては、介護保険サービスにおける住宅改修のニーズが一定程度あることから、地域における住宅環境等の状況を踏まえ、高齢者に配慮したバリアフリー住宅の普及に努めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取り組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 高齢者が生活しやすい住環境の整備	・ 介護保険を利用し介護予防やバリアフリー住宅改修に努めている。	・ ケアマネプランから必要な支援を継続実施

《今後の方向性の検討》

- 平成 29 年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における、運動機能の低下について、階段を手すりや壁をつたわず上がれるは「できる、している」が 50.7%、「できるけどしていない」が 12.7%、「できない」が 29.7%と「できない」が 3 割弱となっています。
- 本町において、住宅のバリアフリーの需要は一定程度あること、また、後期高齢者が増えていくなか需要は更に高まることが予測されることから、継続した施策の展開を行います。

② 高齢者に配慮した町営住宅の整備

《施策の方針》

既存の町営住宅の建替え時において、高齢者世帯（ひとり暮らし、夫婦のみ世帯）に配慮したバリアフリー住宅の整備を推進します。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取り組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 高齢者に配慮した町営住宅の整備	・ 町営住宅建設においてはバリアフリー住宅を関係課との連携により推進している。	・ 関係課との連携によりバリアフリー住宅整備を継続的に推進

《今後の方向性の検討》

○セーフティネットの役割をもつ公営住宅においては、障がいをもつ方の入居も多く、また入居者の高齢化も今後進んでいくこと等も予測され、公営住宅の長寿命化、バリアフリー化等に向けた取組みを推進する必要があります。

③高齢者の状況に応じた多様な住まいの確保

《施策の方針》（抜粋）

在宅生活が困難な高齢者等が、必要な支援を受けながらできる限り身近な地域において暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた複合型福祉施設の整備等の地域密着型サービスの基盤整備に向けた取組みを進めます。

《事業評価》

・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 高齢者の状況に応じた多様な住まいの確保	・ 竹富島に「ゆくい処」建設（H27年度）	・ 引き続き未設置地域への整備を検討

《今後の方向性の検討》

○小浜島や黒島に次いで 2015 年 7 月、竹富島に宿泊機能を備えた高齢者の居場所・活動の場として「ゆくい処」が整備されています。

○島々で構成される本町においては、各地域でのサービス提供の観点から介護が必要になった場合の住まいの一つとして地域に即した施設整備を促進するための取組みや、高齢者の生活スタイルに応じた多様な住環境の整備を促進します。



(2) 日常生活支援の充実

1) 在宅福祉サービスの充実

①介護用品支給事業

《施策の方針》

要介護4、又は要介護5に該当する在宅の高齢者を介護している家族等の経済的な負担軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的として介護用品を支給します。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 介護用品支給事業	・介護用品（オムツ等）の支給を継続的に実施している。 ・H27年度22件、H28年度12件、H29年度15件（12月現在）	・家族の経済的負担軽減を継続的に支援

《今後の方向性の検討》

- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくことができるように、高齢者介護の経済的負担軽減や生活利便性の向上を図るためにも、今後とも事業を継続して実施します。

②家族介護慰労金支給事業

《施策の方針》

要介護4または要介護5に該当する町民税非課税世帯に属する高齢者であって、1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイを除く）を受けずに介護している家族を対象に、介護を行っている慰労を目的として慰労金を支給します。

《事業評価》

- ・下記の事業については、該当者がいないことから事業の継続については検討が必要になります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 家族介護慰労金支給事業	・継続しているものの該当者がいない。	・介護保険サービスの充実により、支給実績が無い状況を踏まえ、継続実施については要検討

《今後の方向性の検討》

- 介護サービスの実態を踏まえ、今後の該当者発生の可能性を検討し、事業の是非を判断する必要があります。

③軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス）

《施策の方針》（抜粋）

虚弱あるいはひとり暮らし高齢者の在宅生活の自立を支援するため、ホームヘルパーを派遣し、日常生活上必要な支援を行います。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでいますが利用者の減少が見られます。今後は総合事業への移行を検討します。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス）	・家事、援助（掃除・洗濯）の実施、利用者減の状況。	・総合事業への移行を検討

《今後の方向性の検討》

- 利用の視点に立った柔軟な対応や既存の枠組みにとらわれないサービスの提供により、利用しやすい事業とするため「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行を検討します。

④介護教室の開催

《施策の方針》（抜粋）

高齢者の在宅介護を行っている家族や介護等に関心のある町民を対象として、認知症高齢者への対応や介護の基本的な知識、技術を習得することができるように、「ゆくい処」を活用し、多様なカリキュラムを揃えた介護教室の開催に向けた取組みを進めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、ヘルパー養成講座を実施しており今後は介護技術習得の講義開催を検討します。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 介護教室の開催	・ヘルパー養成講座の実施 修了者22人	・講師を招き介護技術習得の講義の開催検討

《今後の方向性の検討》

- 在宅介護を行う上で、家族の介護技術習得や認知症への理解は必要不可欠であることから、事業を継続して実施します。

⑤食の自立支援事業

《施策の方針》

在宅の高齢者やひとり暮らしの高齢者を対象として、安否確認を兼ねた配食サービスを提供することで、低栄養状態となることの防止や健康で自立した日常生活を営むことを支援します。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 食の自立支援事業	・ 配食サービスを実施中 平成29年度実績約8,500食	・ 継続実施

《今後の方向性の検討》

- 本町の高齢者人口の構成や世帯構成をみると 65 歳～70 歳の男性が多く（平成 29 年）また高齢単身世帯も増加傾向にあることから、今後、高齢の男性単身世帯の増加が予測され、配食サービスの需要は高まるものと思われます。
- 今後は、介護予防・生活支援サービス事業と兼ね合いを検討する等、実施事業の整理を行い、地域の実情に応じた事業展開を図ります。



(3) 高齢者に配慮したまちづくりの推進

1) ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりの推進

①ひとにやさしいまちづくりの推進

《施策の方針》

高齢者が様々な機会を通じた社会参加によって社会的な自立を促進していくため、すべての人々を対象に、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。

《事業評価》

- ・下記の事業については、全てにおいて取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 公共施設等におけるバリアフリー化の推進	・ 公共施設建設の際はバリアフリーを推進している。	・ 継続実施
2 公共交通機関等のバリアフリーの促進	・ 民間船舶会社の協力のもと、事前予約等対応で実施	・ 継続的に協力実施

《今後の方向性の検討》

- 関係機関との連携のもと、多様な人が利用する公共施設や公共交通機関のバリアフリー化に取り組めます。

2) 移動支援の充実

①移動交通手段の確保

《施策の方針》（抜粋）

高齢者の日常生活における利便性の向上や社会活動に気軽に参加し、豊かな生活を営むことを支援していくため、移動交通手段の充実に向けた取組みを行います。

《事業評価》

- ・地域巡回バス運行事業（お出かけサポート）については、西表島を中心に平成 27 年から実施していますが、その他の地域では未実施となっています。今後とも未実施地域においてサービス提供に向けた取組みを行います。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取り組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 地域巡回バス運行への取り組み	・ お出かけサポート実施 ・ H27年度（西部地区実施） ・ H28年度（東部地区実施） 利用者数（延べ） ・ H27年度372件 H28年度442件 ・ H29（10月現在）864件	・ 他地区にも実施に向けた取り組みを行う。
2 外出支援サービスの充実	・ 医療機関を受診の際は高齢者の通院移動費を助成実施。	・ 今後、町外の介護サービス利用の場合の移動費助成も検討する。

《今後の方向性の検討》

○高齢者の日常生活の利便性向上や医療機関の受診（H26 年4月以降高齢者の通院移動費の助成を実施）及び施設への移動等、地域で安心して暮らすことのできる移動手段の確保に努めます。

3) 防災、防犯対策の充実

① 防災対策の充実

《施策の方針》（抜粋）

災害時における安全な避難・誘導体制の構築を図るため、「竹富町地域防災計画」に基づき、災害発生時・緊急時における迅速な避難誘導体制の充実、各自治会と連携した自主防災組織づくりに対する支援を行う等、災害に強いまちづくりの一層の充実に努めます。

《事業評価》

・ 下記の事業については、関係課との連携により継続的に取り組む必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取り組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 災害時要援護者登録台帳の整備	・ 関係課と調整中	・ 関係課との連携により実施。
2 福祉避難場所の指定拡充	・ 避難場所は防災マップ等でも指定されている。	・ 関係課と連携協力し継続的に取り組む。

《今後の方向性の検討》

○災害時に自力による避難が困難な高齢者が、迅速に安全な場所に避難できるよう、また、避難先で快適に過ごすことができるよう防災対策の充実に努めます。

②防犯対策の充実

《施策の方針》（抜粋）

高齢者が事件や消費者トラブルに巻き込まれることを未然に防いでいくため警察、関係団体及び地域住民等と連携し情報提供を行うとともに、防犯マニュアル等を活用した講座を開催する等、防犯意識を高める啓発活動を推進します。

「地域の安全は地域で守る」を基本に、地域を主体とした防犯活動や防犯組織づくりに対する支援を行い高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 防犯対策の充実	・ 関係課及び駐在所等との連携により広報、防災無線等で注意喚起呼びかけを実施	・ 関係課及び駐在所等の連携、情報収集により継続的に防犯対策に取組む。

《今後の方向性の検討》

- 高齢者を狙った犯罪が増加しています。高齢者が安心して暮らしていけるよう、関係機関や地域住民が連携し犯罪防止に向けた取組みの充実に努めます。



基本目標２ 生きがいをもち、豊かに暮らすことを支援する仕組みづくり

(1) 日常生活支援の充実

1) 介護及び福祉サービス提供基盤の整備

①介護サービス提供基盤の整備

《施策の方針》（抜粋）

今後とも、住み慣れた地域のなかで在宅生活を継続していくことができるように、地域の実情や高齢者のニーズを踏まえ、サービス提供事業者等との連携による介護サービス基盤の充実を図るとともに、身近な地域を単位とした在宅生活の継続を支援する観点から、多様な地域密着型サービスの整備に向けた取組みを進めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 介護サービス提供基盤の整備	・ 竹富島に「ゆくい処」を建設し通所介護サービスを実施している。	・ 引き続き介護サービス提供基盤整備を検討

《今後の方向性の検討》

- 小浜島や黒島に次いで 2015 年 7 月、竹富島に通所介護サービス等を提供する高齢者福祉拠点施設「ゆくい処」が整備されました。今後とも各地域の実態に即した介護サービスの提供に向けた基盤整備に努めます。

ア 居宅サービス基盤の整備促進

できる限り住み慣れた地域での在宅生活の継続を望む高齢者等が、安心して暮らしていくことができるように、また、高齢者を介護する家族等の介護負担の軽減を図ることができるように、レスパイト機能をもつサービス等との多様な組み合わせで利用できるように、訪問看護、通所リハビリテーション、短期入所等の居宅サービスの拡充を図ります。

イ 施設・居住系サービス基盤整備に向けた取組み

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等の広域的な利用が可能となる施設サービスの新たな整備促進に関わる取組みについては、沖縄県との連携を図りつつ八重山圏域全体における需要と供給のバランスを考慮した整備に関わる調整に取り組めます。

ウ 地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスは、現在波照間島の小規模多機能型居宅介護がNPOすむづれの会により運営されており、当該既存施設の利用促進に向けた支援を行います。

一方、一町多島という地理的条件や地域ごとの需要が小さいこと等を要因として町外からサービス基盤整備を促進することが困難な状況にあります。

地域密着型サービスについては、隣接する石垣市と協議・調整を図り石垣市に立地するサービスを利用できるよう両市町で指定協議を図る等、サービス利用の円滑化に向けた調整を行います。

②福祉サービス提供基盤の整備

《施策の方針》（抜粋）

今後とも、各地域の福祉ニーズに対応していくため、公共施設等の建て替え時期等に応じて高齢者、障がい者、子ども等、福祉サービスを総合的に提供できる拠点として、また、柔軟な福祉サービス事業の運営を可能とする複合型福祉施設の整備に向けた取組みを進めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については取組んでおり、今後継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 福祉サービス提供基盤の整備	・各地域（島）のニーズに対応していけるように検討中	・既存のサービスの充実を図り、福祉サービス基盤整備を検討

《今後の方向性の検討》

- 各地域の実情や介護予防を推進するため「ゆくい処」の整備を進めています。
本町は福祉サービスを提供する施設等を広域的に利用することができない地域となっていることから、福祉サービスを総合的に提供する拠点整備が必要となっています。
- 現在、西表東部、西部地域において幼稚園と保育所機能を併せもつ複合型施設の整備を進めており、地域の資源を活かした総合的な福祉サービスを提供する基盤整備の在り方について検討する必要があります。

2) 地域福祉活動の推進

①地域を主体とした見守り・支え合い活動の推進

《施策の方針》（抜粋）

地域の主体的な福祉活動によって安心し、自分らしい在宅生活を継続していくことができる地域づくりを推進するため、地域の福祉を支える組織活動や地域の人的資源、施設等を効果的に活用した地域福祉活動を推進する体制づくりに取組みます。

《事業評価》

・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。

「我が事」・「丸ごと」の地域づくりに向け、支援を必要とする地域住民の生活課題に対して、地域住民や関係機関等が相互に連携し解決が図られる、支え合いのある共生社会の実現に向けた取組みを進める必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 地域支え合い体制づくりの強化（小地域ネットワーク事業）	・生活支援コーディネーターを活用し百歳体操、サロン活動等地域支援体制づくりを実施。	・継続的に実施。

《今後の方向性の検討》

- 各地域のサロン活動の活性化に伴い、ボランティアの発掘や育成・確保等、地域住民と関係機関との連携が構築され、地域の支え合い体制づくりが進められてきました。
- 地域における生活課題や身近な地域で高齢者を支えていくため、地域ニーズと資源を活用したサービスのマッチングの必要性が高いことを踏まえ、生活支援コーディネーターを中心に多職種が相互に連携しサービスを提供する体制づくりに取組む必要があります。
- 平成 30 年度から完全実施となる生活支援体制整備事業により、地域で高齢者を支える体制整備に向けた取組みと、地域の自治会を中心とした支え合いの体制づくりを連携させ、地域住民を主体とした小地域ネットワーク事業を推進する基盤づくりの一層の充実を図ります。

②緊急通報体制と安否確認活動の推進

《施策の方針》（抜粋）

「災害時要援護者登録台帳」の整備と合わせ、緊急時においてひとり暮らし高齢者等の迅速な救助や適切な通報ができるように、緊急時の連絡先や服用している薬、持病等の詳しい情報を記載した「安心キット」の設置、緊急通報支援に向けた取組みを進めます。

また、日常的に高齢者に声をかけ安否確認を行うことができるように民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域住民等と連携した見守り・支え合いの仕組みづくりに取組めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、関係課との連携により継続的に取り組む必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 緊急通報体制と安否確認活動の推進	・ 関係課との連絡調整に時間を要している ・ 災害時要援護者登録台帳は未整備ではあるが、日常的な高齢者の安否確認は配食サービスで実施できている。	・ 関係課等との連携を進め、緊急通報体制の方法を検討（住所氏名が記入されたマグネット式等検討）

《今後の方向性の検討》

- 日常的な安否確認は配食サービスを通して行っているものの、緊急時の通報体制が確立されておらず、災害時や疾病・転倒など緊急時において、支援を必要とする高齢者への対応策が必要となっています。
- 台風災害等の緊急時において自力で避難することができない高齢者等については、引き続き「災害時要援護者名簿」等の作成を実施するとともに、地域や関係機関と連携した避難支援体制の構築に向けた取組みを進めます。

3) 地域活動団体等との連携と支援

① ボランティア活動への支援

《施策の方針》（抜粋）

今後とも、社会福祉協議会と連携し、各地域の住民が地域に暮らす高齢者を支える各種サービス提供の担い手となり、島ごとの実情に応じたサービス提供の主体となる組織として活動できるよう支援していくとともに、ボランティア人材の養成・確保に努めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取り組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 ボランティア活動への支援	・ 社会福祉協議会との連携のもとサロン活動、びんびん体操ボランティア、百歳体操ボランティア等への支援を実施	・ 継続的に実施し、ボランティア研修に係る講師派遣等に努める。

《今後の方向性の検討》

- 平成 29 年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における、地域活動のボランティアグループについては、「週 4 回以上」2.1%、「週 2～3 回」0.8%、「週 1 回」1.5%、「月 1～3 回」5.3%、「年に数回」10.4%、「参加していない」34.2%となっています。
- ボランティアグループに週 1 回以上参加している人は 4.4%、ほとんど参加していない人（「月 1～3 回」、「年に数回」、「参加していない」）は 49.9%と参加者が少ない状況にあります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、地域の支援体制が不可欠です。本町は民間事業者の参入が難しく、住民の地域福祉への参加が重要となることから「我が事」のように地域課題に向き合い、相互に支え合うという意識を醸成しつつ、ボランティア人材の養成・確保に努める必要があります。

②民生委員児童委員活動の推進

《施策の方針》（抜粋）

今後とも、多様な福祉活動を一層促進していくため、支援を必要とする町民に対し相談・援助活動を展開することができる支援体制の構築に努めるとともに、民生委員児童委員の定数の維持と確保に努めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 民生委員児童委員活動の推進	・ 関係課等との連携により、定数の維持確保に努めている。 ・ 住民課、社会福祉協議会を含め研修等を実施。	・ 継続的に取組む

《今後の方向性の検討》

- 地域の相談役として活動する民生委員児童委員は、地域の福祉の担い手として重要な役割を果たしています。近年、高齢化や担い手不足等が課題となっており、担い手の育成・確保に向けた取組みを進める必要があります。

③NPO団体活動の支援

《施策の方針》（抜粋）

今後ともNPO等の主体的な活動に対する支援を行うことで、個別地域のニーズを踏まえ、多様な主体が連携し、地域に根差したサービスを提供する体制づくりに取組みます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 NPO 団体活動の支援	・民間福祉団体NPO等（くまま、さみん、南風見苑、すむづれの会、スオウの木）等への支援を実施	・継続的に取組む

《今後の方向性の検討》

- 各地域においてサービス提供事業者の参入が難しい本町では、NPO団体は福祉サービスを提供する重要な役割を担う一つの組織として位置づけをもつものとして考えられます。既存団体への支援に加え新たな団体設立を支援するなど福祉サービスの充実に努めます。

④社会福祉協議会の基盤強化

《施策の方針》（抜粋）

今後とも、地域の福祉を推進する中核的役割を担い、地域包括支援センターと連携し、地域の実情に即した新たな介護予防事業や生活支援サービスを円滑に実施することができるように、組織体制の強化に向けた支援に取り組めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 社会福祉協議会の基盤強化	・福祉支援課、地域包括支援センターと情報交換等連携を図り地域福祉に努めている。	・社会福祉協議会と役割分担しながら組織体制の強化に努める。

《今後の方向性の検討》

- 地域福祉を推進する中核的な役割を担う社会福祉協議会の組織体制を強化するため、職員の資質の向上及び関係機関との連携、体制の構築等への支援を図ります。

(2) 生きがいづくりへの支援

1) 地域及び世代間交流の推進

① 地域交流機会の充実

《施策の方針》

高齢者が、地域行事や団体及びサークル、学校教育活動等、様々な機会を通して地域交流、世代間交流を行うことができる機会の創設や高齢者が気軽に集い、語り、楽しむことができる交流の場づくりを推進します。

《事業評価》

- ・下記の事業については、全てにおいて取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 世代間交流の推進	・ 三世代ゲートボール等の地域行事に参画し世代間交流を行っている。	・ 今後とも継続的な実施。
2 地域における「ゆくい処」の整備	・ 竹富島に「ゆくい処」建設	・ 引き続き未設置地域整備検討

《今後の方向性の検討》

- 平成 29 年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における、地域づくりへの参加意向（参加者として）について、「是非参加したい」23.8%、「参加してもよい」46.7%、「参加したくない」20.0%となっています。高齢者の地域活動への参加意欲（「是非参加したい」と「参加してもよい」）は70.5%と高くなっています。
- 高齢者のニーズに応え、高齢者が地域や社会において、孤立することがないように、地域活動や社会参加を促進するための事業の継続に努めるとともに、「参加したくない」と答えた2割の方の参加を促す工夫等、事業の充実を図ります。

② 老人クラブ活動の活性化支援

《施策の方針》（抜粋）

老人クラブのこれまでの活動や地域における役割などを踏まえ、高齢者の生きがいづくり活動に対する支援を行います。

また、新たに創設された総合事業における生活支援サービスを提供する主体として老人クラブが参加し、支援を必要とする高齢者を地域で支える担い手として多様な活動を推進することができるように、老人クラブ活動の活性化に向けた支援を行います。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
2 老人クラブ活動の活性化支援	・老人クラブの各種活動（三世代ゲートボール大会、運動会、宿泊研修等）への協力参加による支援	・これまでの活動を継続的に支援、元気な高齢者の支え合い機能の（総合事業活用）推進に努める

《今後の方向性の検討》

- 平成 29 年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における、地域活動の老人クラブについては、「週 4 回以上」2.5%、「週 2～3 回」4.5%、「週 1 回」1.3%、「年に数回」12.3%、「参加していない」31.8%となっています。
- 老人クラブに週 1 回以上参加している人は 8.3%、ほとんど参加していない人（「年に数回」と「参加していない」）は 44.1%と参加者が少ない状況にあります。
- 老人クラブの活動は、高齢者の生きがいをづくりや健康づくりだけでなく、地域の伝統行事の継承等の役割を担っていることから、参加者の増加につながるよう活動内容の充実に努めます。
- また、元気な高齢者が地域福祉活動や支援を必要とする高齢者を支える担い手として活動できるように、介護予防・生活支援サービス等と連携した取組みを進めます。

2) 生きがい活動への支援

① スポーツ・レクリエーション活動の充実

《施策の方針》

高齢者が健康で明るい日常生活を送るための一環として、いつでも、どこでも、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動を支援する人材の確保、施設の整備、情報提供体制の充実に努めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでおり今後は事業の統廃合を行い継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 スポーツ・レクリエーション活動の充実	・各地域において「サロン活動」を実施している	・継続的に実施

《今後の方向性の検討》

- 平成 29 年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における、地域活動のスポーツクラブについては、「週 4 回以上」1.5%、「週 2～3 回」5.1%、「週 1 回」4.0%、「月 1～3 回」4.5%、「年に数回」5.3%、「参加していない」36.7%となっています。
- スポーツクラブに週 1 回以上参加している人は 10.6%、ほとんど参加していない人（「月 1～3 回」、「年に数回」、「参加していない」）は 46.5%と参加者が少ない状況にあります。
- 高齢者の要介護状態を抑制するには、日常的な健康づくりが重要です。スポーツは健康づくりに効果があり、高齢者の状態に合わせて適切な運動や高齢者が参加したくなるメニュー開発等の環境整備が求められます。
- 小浜島の「天国に一番近いアイドルグループ（KGB84）」の活動事例のように高齢者が地域活動や社会参加を通じた仲間をつくり、生きがいをもって生活できるように多様なニーズに対応した活動の場、参加機会の提供に努めます。

②生涯学習環境の充実

《施策の方針》

高齢者のニーズに応じた様々な学習機会を提供し、生涯現役として学習機会に親しむことができる環境を整えます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでおり今後は事業の統廃合を行い継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 生涯学習環境の充実	・ 老人クラブ指導者研修会等を実施	・ 老人クラブ活動の支援に取組む

《今後の方向性の検討》

- 平成 29 年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における、地域活動の趣味グループについては、「週 4 回以上」2.5%、「週 2～3 回」3.4%、「週 1 回」2.5%、「月 1～3 回」4.5%、「年に数回」5.9%、「参加していない」35.2%となっています。
- 趣味グループに週 1 回以上参加している人は 8.4%、ほとんど参加していない人（「月 1～3 回」、「年に数回」、「参加していない」）は 45.6%と参加者が少ない状況にあります。

○平成 29 年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における、地域活動の学習・教養サークルについては、「週 4 回以上」0.6%、「週 2～3 回」0.8%、「週 1 回」0.6%、「月 1～3 回」3.4%、「年に数回」4.9%、「参加していない」38.2%となっています。

○学習・教養サークルに週 1 回以上参加している人は 2.0%、ほとんど参加していない人（「月 1～3 回」、「年に数回」、「参加していない」）は 46.5%と参加者が少ない状況にあります。

○高齢者が心身ともに健全で地域生活を送るには、生きがいは重要な要素になります。生きがいについては様々ですが、趣味や学習・教養サークル活動を行うことも大きな要素の一つです。このため、高齢者のニーズを把握し参加しやすい環境整備に努めます。

③生きがい就労環境の整備

《施策の方針》（抜粋）

地域の高齢者が就労を通して日常生活にはりをもち、生きがいを実感していくことができるよう、多様な働き方に対する支援を行います。

《事業評価》

- ・下記の事業については、未着手ですが今後は事業の統廃合を行い継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 生きがい就労環境の整備	・地域のニーズ把握に時間を要している。	・老人クラブ活動支援に取組む（総合事業活用）

《今後の方向性の検討》

○農業や漁業に従事している高齢者は、自立した生活を送っている方が多くみられます。島々からなる本町において、各地域の職種は限られますが、高齢者がこれまでの経験や知識・技能を生かし無理なく続けられる仕事に携わることができるよう取組みます。

基本目標3 生き生きと暮らし続けることを支援する仕組みづくり

(1) 高齢者の健康づくり支援

1) 疾病予防と各種健康診査の充実

① 健診並びに保健指導の充実

《施策の方針》（抜粋）

高齢者自身が、自分の健康状態を把握するとともに、疾病予防に取り組む事ができるように早期発見、早期治療へとつなげる健診等の充実に努めます。

また、健診等により、有所見者となった町民が保健指導のもと、主体的に生活習慣の改善に取り組むことを支援する体制づくりに取り組みます。

《事業評価》

- ・ 下記の事業については、取り組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取り組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 健診並びに保健指導の充実	・ 65歳以上74歳までの国保加入者は健康づくり課保健師保健指導が実施されているものの、75歳以上の高齢者においては未実施。	・ 関係課と連携協力のもと健康診断内容等の共有を図り、75歳以上後期高齢者についても支援に繋げる。

《今後の方向性の検討》

- 平成 29 年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における、主観的な健康観については、「とてもよい」9.1%、「まあよい」53.7%、「あまりよくない」23.8%、「よくない」5.3%となっており、健康状態について、よくない（「あまりよくない」と「よくない」）と答え人は29.1%と約3割に達しています。
- 現在治療中、後遺症のある病気等の既往歴の状況をみると、「高血圧」が41.2%で第1位となっています。第2位は「目の病気」で25.3%、第3位は「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」で18.7%、第4位は「心臓病」で11.9%、第5位が「ない」で11.3%等と続いています。
- 高齢者が明るく生き生きと高齢期を過ごしていくために生活習慣病対策や健康意識の向上を図るための啓発活動等の充実に努めます。
- 高齢者の健康状態を早期に発見し治療へとつなげるため、健康診断の受診率の向上や保健指導の実施など、高齢者の状況に応じ各地域を単位として地域を巻き込んだ健康づくりの充実に努めます。

②各種がん検診の充実

《施策の方針》

各種がん検診の受診率の向上に努めるとともに、リスク対象者の適切な把握を行い、早期対応、早期治療につなげる体制強化に取り組めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取り組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 各種がん検診の充実	・健康づくり課での住民健康診断等で取り組んでいる。(胃がん、大腸がん、前立腺がん)	・健康づくり課、保健師との連携によるリスク対象者への支援体制を継続して図る。

《今後の方向性の検討》

○平成 29 年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における、現在治療中・後遺症の病気については、「高血圧」41.2%、「目の病気」25.3%、「筋骨格の病気」18.7%、「心臓病」11.9%が上位を占めており、「がん」は 2.8%となっています。

○がん検診については、健康診断や保健指導など支援体制の充実に努めます。

③健康相談、健康教育の充実

《施策の方針》

壮年期からの健康管理や健康に関する意識の向上を図るため、より利用しやすく、専門性を高めた健康相談を実施します。

また、地域の診療所や歯科医師等と連携し、健康づくりから介護予防にいたる高齢期の特性を踏まえた幅の広い健康教育内容の充実に努めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取り組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 健康相談、健康教育の充実	・住民検診時に健康相談を実施する中で口腔ケア等の健康教育を実施	・継続的に実施。

《今後の方向性の検討》

○健康診断と合わせた健康相談や健康教育の実施を今後も進めるとともに、診療所や歯科医師等との連携を強化し、高齢者の健康づくりや介護予防に努めます。

④感染予防対策

《施策の方針》

高齢者のインフルエンザや肺炎球菌等の感染症の発症や重度化を防いでいくため、予防接種の勧奨と一部費用の助成を行います。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 感染予防対策	・肺炎球菌については65歳以上1回の助成あり、インフルエンザは契約病院での接種にかぎり助成あり。	・継続的に実施。

《今後の方向性の検討》

○高齢者の安全・安心を確保するうえで、感染症予防対策については今後とも継続することが求められます。

2) 認知症、うつ予防対策の充実

(包括的支援事業：社会保障の充実 認知症総合支援事業へ)

①認知症予防対策の推進

《施策の方針》(抜粋)

ニーズ調査の結果を踏まえ、対象者の的確な把握を図り、生活習慣の改善等を含めた健康づくりを推進するとともに、介護予防事業における認知症、うつ予防関連の事業を取り入れるなど、認知症予防対策の充実に向けた取組みを進めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。
- ・今後包括的支援事業の社会保障充実において、認知症総合支援事業における各種事業の実施に向けた体制整備を行う必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・具体的な取組み状況及び効果 ・未着手の原因と対策	・既存事業の継続の必要性 ・制度改正に伴う事業の統廃合 ・新規事業の必要性
1 認知症予防対策の推進	・1.(1),1)包括的支援事業の推進で実施	・継続的に普及啓発講座等を実施。今後、認知症地域支援推進員を配置。

《今後の方向性の検討》

- 平成 29 年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における、認知機能の低下について、物忘れが多いと感じているは「はい」が 52.9%、「いいえ」が 45.5%と「はい」と答えた方が半数をこえています。
- 平成 29 年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における、うつ傾向の高齢者把握について、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになるは「はい」が 35.2%、「いいえ」が 55.6%となっています。
- 今後、後期高齢者が増えていくなか認知症やうつ病の方も増加することが予測されることから、これらの方々への対策を一層充実していく必要があります。



(2) 総合的な介護予防事業の推進

1) 一般介護予防事業の推進

① 二次予防事業の充実（一般介護予防事業として整理・統合）

《施策の方針》（抜粋）

二次予防対象者の把握は、一定の成果をあげていますが事業内容の同意を得た参加者が少ない状況にあります。介護予防事業内容の周知や重要性について普及啓発を図り二次予防対象者等が介護予防に積極的に取り組むための支援を継続して実施します。

《事業評価》

- ・下記の事業については、全て取組んでいるが、「1 介護予防事業に対する普及啓発事業の推進」や「2 二次予防対象者把握事業」及び「3 二次予防事業提供基盤の整備」については、事業の統廃合を行います。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 介護予防事業に対する普及啓発事業の推進	・ 竹富・小浜地区にて転倒予防教室定期開催を実施	・ 今後は一般介護予防事業へ移行し実施
2 二次予防対象者把握事業	・ すべての高齢者を事業予防対象者として対応している	・ 今後はチェックリスト（総合事業）の中で対象者を把握
3 二次予防事業提供基盤の整備	・ すべての高齢者を事業予防対象者として対応している	・ 今後は一般介護予防事業へ移行し継続実施
4 二次予防評価事業	・ すべての高齢者を事業予防対象者として対応している	・ 今後は一般介護予防事業へ移行し継続実施

② 一次予防事業の充実（一般介護予防事業として整理・統合）

《施策の方針》

すべての高齢者が、要介護状態とならないように社会福祉協議会、地域ボランティア等と連携した予防事業を推進しています。

《事業評価》

- ・下記の事業については、全てにおいて取組んでおり今後は一般介護予防事業として事業を整理し本町の実情に応じた事業を実施しています。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 介護予防普及啓発事業	・ すべての高齢者を事業予防対象者として対応しているものの「介護予防手帳」については使用されていない。	・ 今後もすべての高齢者を事業予防対象者として継続実施「介護予防手帳」については再検討
2 地域介護予防活動支援事業	・ ボランティア人材の確保、育成はできているが、研修等については未実施。	・ 社会福祉協議会と連携した取組みを継続的に実施
3 一次予防事業評価事業	・ 3ヶ月～6ヶ月をめぐりに体力測定を実施することで筋力低下を防ぎ筋力維持の効果が表れた。	・ 一般介護予防に移行し継続的に実施

《今後の方向性の検討》

ア 介護予防把握事業

- すべての高齢者を対象として、高齢者ができる限り要介護状態となることを未然に防いでいくため、基本チェックリストの活用や「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の経年実施等により、要介護状態となるリスクの発生状況と各種リスクに影響を与える日常生活の状況の把握に努めます。
- 地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、認知症生活支援推進員等の多様な主体との連携により、閉じこもりがちな高齢者、心身機能等何らかの支援が必要な高齢者の適切な把握と介護予防につなげる仕組みづくりを進めます。
- 総合事業の対象者として多様なアプローチによる対象者の把握に努めるとともに、各地域への事業提供が行えるよう環境整備に取り組めます。

イ 介護予防普及啓発事業

- 地域の実情に応じて、運動、栄養、口腔等に関わる介護予防教室の開催や講演会活動を通して介護予防に対する普及啓発活動や介護予防に対する知識の普及啓発に努めます。
- 事業の着実な実施に向け、個々の事業の継続と未着手である「介護予防手帳」の活用の在り方について検討します。

ウ 地域介護予防活動支援事業

- 地域住民を主体とした介護予防活動等の担い手となるボランティア人材の確保に取り組んでおり一定程度の成果を上げています。
- 今後は、社会福祉協議会等との連携を図りボランティアが主体的な介護予防活動を行うことができるように、情報提供や技術的な指導を含めた研修会等を開催します。

エ 一般介護予防事業評価事業

- 保険者機能を発揮し、PDCAサイクルを活用した事業評価の推進や高齢者の自立支援・重度化防止を図ることが求められています。
- 国が示す（「高齢者の自立支援、重度化防止等の取組みを支援するための交付金に関する指標（案）」）に基づき、目標設定を行いつつ総合事業の評価を行います。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

- 各地域のサロン活動や「ゆくい処」における介護予防活動にリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を派遣して運動指導や講話等を行う事業です。今後、関係機関等と連携しサービス提供に向けた検討を行います。

2) 総合事業の推進に向けた取組み（介護予防・生活支援サービス事業）

①訪問型・通所型サービス実施への取組み

《施策の方針》

平成 29 年度からサービスを提供できるように、サービス提供事業者、NPO 団体（すむづれの会）、社会福祉協議会、関係団体等との協議・調整の場を設け、それぞれの団体や事業者等がそれぞれのサービスの担い手として実施できるサービスの整理を行い、地域の実情に適したサービスの提供に向けた取組みを進めます。

《事業評価》

- ・現状では、介護予防・生活支援サービス事業として平成 28 年 3 月よりみなし指定により介護予防（現行相当サービス）サービスを提供しています。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 訪問型・通所型サービス実施への取組み	・ 平成28年3月みなし指定として事業開始	・ 今後は訪問型、通所型サービスA型、B型を実施展開していく。

訪問型サービスの内容

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービス B (住民主体による支援)	④訪問型サービス C (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービス D (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用促進			訪問型サービス B に準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助（助成）	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

通所型サービスの内容

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービス B (住民主体による支援)	④通所型サービス C (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や 栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADL や IADL の改善に向けた支援が必要なケース 等 ※ 3 ～ 6 ヶ月の短期間で行う
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助（助成）	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

《今後の方向性の検討》

ア 訪問型サービスについて

○要支援者と事業対象者に対して、自立生活の継続を支援するため自宅の清掃や洗濯等の支援を行うサービスです。支援を必要とする高齢者の一人ひとりの状況に応じたサービスが提供できるように現行相当サービスに加え、訪問型サービス A 及び B の実施に向けた検討を行います。

イ 通所型サービスについて

○要支援者と事業対象者に対して、身体機能及び生活機能の改善を主な目的としたトレーニングや栄養改善等のプログラムを提供するサービスです。地域の実情に即したサービス提供体制の充実を図るため、サービス提供主体の育成・支援や関係団体との連携に努めます。

②その他生活支援サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

《施策の方針》（抜粋）

地域づくりの推進、生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加を促していくため、生活支援・介護予防の担い手の育成等の社会資源の開発、地域ニーズと地域支援のマッチングを行う生活支援サービスコーディネーター（仮称）の配置や協議体の設置に向けた取組みを進め、地域の多様な担い手による受け皿を確保するための基盤整備を進めます。

《事業評価》

- ・下記の事業については、取組んでおり今後とも継続する必要があります。

事業名	事業の実施状況	今後の方針
	・ 具体的な取組み状況及び効果 ・ 未着手の原因と対策	・ 既存事業の継続の必要性 ・ 制度改正に伴う事業の統廃合 ・ 新規事業の必要性
1 その他生活支援サービス	・ 1.(2).1)の食の自立支援事業にて実施。 ・ 2.(1).2)地域福祉活動の推進にて実施。 ・ 生活支援コーディネーターを配置し地域資源開発の取組みを実施中	・ 今後は生活支援コーディネーターを活用し協議体設置に向け取組む

《今後の方向性の検討》

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域を単位として「配食サービス」、「お出かけサポート」、地域のゆくい処を活用した「サロン活動」などを実施しています。
- 今後とも、支援を必要とする高齢者等が身近な地域で在宅生活を継続していくことができるように、多様な主体が実施する通所型サービスや訪問型サービスと連携した提供体制の仕組みをつくる取組みを進めます。
- また、包括的な地域ケアを確立していくため生活支援コーディネーターを中心としたサービスの開発、担い手育成、ネットワークの構築及びニーズの把握と事業へつなげるマッチング等の支援に向けた取組みを進めます。

③生活支援体制整備事業の推進

地域や多様な主体によって生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実を図るものとして、地域における生活支援ニーズとサービスをマッチングさせる調整役として「生活支援コーディネーター」の配置とその活動を支援する拠点としての協議体を配置し地域における助け合い活動を推進します。

現在、第1層（町域）において生活支援コーディネーターを配置し、上記の介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組みを進めています。

第3章 高齢者施策の前提

1 計画の基本理念

地域に暮らす高齢者が生涯を通して、住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けることができるように、地域での支え合いという住民の意識（結の心）を支援施策に結びつけた高齢者にやさしいまちづくりをめざします。

基本理念

地域に暮らす高齢者を“結”^{ゆい}の心で支えるやさしいまち

すべての住民が相互に支え合う、心のかよいあう地域社会をつくる

高齢者が地域社会の一員として、安心と安らぎの中で暮らし続けることができるように、住民一人ひとりが「見守り」・「支える」担い手として高齢者を支える地域づくりに取組みます。

地域の特性を活かし、島（各地域）に根ざしたサービスの仕組みをつくる

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域独自の資源を活用するとともに地域住民をはじめ、多様な主体がサービスを提供する地域づくりに取組みます。

生涯を通して健康で、自分らしく暮らせる地域をつくる

高齢者が、健康で、自分らしく、生活の質を高め生き生きとした日常生活を営むことができる地域づくりに取組みます。

基本目標 1 高齢者を地域で支える切れ目のない支援の仕組みづくり

高齢者の尊厳が保持され、必要とする支援を受けながら、自立した生活を営むことができるように地域包括ケアシステムの構築やそれらを担う福祉人材の育成・確保に向けた取組みを進めます。

また、今後ますます増大する認知症への対応を含めた地域のセーフティネットを活用した高齢者の権利擁護を推進する取組みの充実を図るとともに、防災・防犯対策の充実や高齢者に配慮した居住環境の整備を含め、安全で暮らしやすく、できる限り在宅生活を継続できる地域づくりに取組みます。

基本目標 2 生きがいをもち、豊かに暮らすことを支援する仕組みづくり

高齢者が、自分らしく生き活きと暮らし続けることを支援していくため、生活習慣病等の予防を含めた健康づくりや要介護状態となることを未然に防いでいくための介護予防事業の充実を図るとともに、多様な主体による生活支援サービス地域と地域住民の見守り・支え合い活動が連携し高齢者を地域で支える仕組みづくりを進めます。

また、高齢者が豊かな経験と知識を活かし、多様な社会参加を通して生きがいをもち、元気に活動することを支援する取組みを進めます。

基本目標 3 生き活きと暮らし続けることを支援する仕組みづくり

高齢者が、できる限り身近な地域で必要な支援を受けながら安心して自立生活を継続していくことができるように、介護給付サービス基盤の整備を促進するとともに、各地域における独自の資源を活用した在宅福祉サービスを提供する仕組みづくりに取組みます。

また、持続性を確保した介護保険事業の円滑な運営を図るため、介護保険事業内容に対する普及啓発活動、介護給付の適正化の更なる充実に向けた取組みを進めます。

3 施策の体系

基本理念

地域に暮らす高齢者を“結”の心で支えるやさしいまち

基本目標1

高齢者を地域で支える切れ目のない支援の仕組みづくり

1-1 地域包括ケアシステムの構築

1-1-1 包括的支援事業の推進

- (1) 地域包括支援センター機能の充実
- (2) 総合相談支援事業
- (3) 権利擁護事業
- (4) 地域ケア会議の充実
- (5) 生活支援体制整備の推進

1-1-2 認知症対策の推進

- (1) 認知症に対する普及啓発活動の推進
- (2) 認知症サポーターの養成と確保
- (3) 認知症の早期発見・早期対応
- (4) 認知症高齢者を支える家族等に対する支援
- (5) 認知症支援に関わるボランティア人材の育成
- (6) 地域における見守り体制の充実

1-2 高齢者を支える担い手の育成・確保

1-2-1 福祉人材の育成・確保

- (1) 福祉・介護分野における担い手の育成・確保
- (2) 地域で支え合い・見守る体制づくりに向けた人材の育成・確保

1-3 高齢者に配慮したまちづくりの推進

1-3-1 ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりの推進

- (1) ひとにやさしいまちづくりの推進

1-3-2 高齢者の住まいの確保に対する支援

- (1) 高齢者が生活しやすい住環境の整備
- (2) 高齢者に配慮した町営住宅の整備
- (3) 高齢者の状況に応じた多様な住まいの確保

1-3-3 移動支援の充実

- (1) 移動・交通手段の確保
- (2) 船舶による緊急時の搬送体制の充実

1-3-4 防災、防犯対策の充実

- (1) 防災対策の充実
- (2) 防犯対策の充実

基本目標2

生きがいをもち、豊かに暮らすことを支援する仕組みづくり

2-1 高齢者の健康づくり支援

2-1-1 地域ぐるみの健康づくり支援

- (1) 健診並びに保健指導の充実
- (2) 各種がん検診の充実
- (3) 健康相談、健康教育の充実
- (4) 感染症予防対策

2-1-2 地域医療機関との連携

- (1) 在宅医療・介護連携の推進

2-2 介護予防事業の充実

2-2-1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実（介護予防・生活支援サービス事業）

- (1) 介護予防ケアマネジメントの充実
- (2) 介護予防・生活支援サービスの充実
- (3) 多様な主体による生活支援サービスへの取り組み

2-2-2 任意事業

- (1) 介護教室の開催
- (2) 食の自立支援事業

2-2-3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実（一般介護予防事業）

- (1) 介護予防把握事業
- (2) 介護予防普及啓発事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業
- (4) 一般介護予防事業評価事業
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業

2-3 生きがいづくりへの支援

2-3-1 地域及び世代間交流の推進

- (1) 地域交流機会の充実
- (2) 老人クラブ活動の活性化支援

2-3-2 生きがいづくり活動への支援

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の充実
- (2) 生涯学習環境の充実
- (3) 生きがい就労環境の整備

基本目標3

活き活きと暮らし続けることを支援する仕組みづくり

3-1 高齢者を地域で支える福祉基盤の整備

3-1-1 介護及び福祉サービス提供基盤の整備

- (1) 地域における介護サービス基盤の整備促進
- (2) 地域における在宅福祉サービス提供基盤の整備

3-1-2 地域福祉活動の推進

- (1) 地域を主体とした見守り・支え合い活動の推進
- (2) 緊急時における支援体制の充実

3-1-3 地域活動団体等との連携と支援

- (1) ボランティア活動への支援
- (2) 民生委員児童委員活動の推進
- (3) NPO団体活動への支援
- (4) 社会福祉協議会との連携強化

3-2 安定した介護保険事業の運営

3-2-1 保険者機能強化に向けた取組み

- (1) 地域課題分析と事業評価の実施
- (2) 自立支援・重度化防止への取組み

3-2-2 適切な介護保険事業の運営

- (1) 介護保険制度の普及啓発活動の推進
- (2) 介護給付の適正化の推進
- (3) 相談・苦情処理体制の充実
- (4) 低所得者等への支援

第4章 施策の展開方針

基本目標1 高齢者を地域で支える切れ目のない支援の仕組みづくり

1-1 地域包括ケアシステムの構築

1-1-1 包括的支援事業の推進

(1) 地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための中核的な組織として位置づけ、医療・介護が連携するための支援を行うとともに、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の充実を図る等、地域包括支援センターの更なる機能強化に向けた取組みを進めます。

1) 地域包括支援センターにおける体制強化

現在の地域包括支援センターは看護師、社会福祉士を配置し町の直営方式で運営しています。

今後とも、高齢者の多様なニーズに柔軟に対応していくため相談支援及び生活支援や適切な介護予防事業を実施する等、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを一層推進するため、各職種の役割に見合う体制強化を図ります。

【地域包括支援センターの体制】

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域包括支援センターの適正な人員体制	人	2	2	2

2) 介護予防ケアマネジメントの推進

一定期間ごとに改善可能性を評価したアセスメントを実施し、高齢者の自立支援という方向性を重視し、町独自の介護予防・生活支援サービスの効率的な利用に向けた介護予防ケアマネジメント支援を行います。

(2) 総合相談支援事業

高齢者の権利擁護や日常生活、社会活動に係わる課題等について適切に関係機関につなげ、必要なサービスを提供することができるよう地域包括支援センターを中心として多様な関係機関とのネットワークを構築し、効果的な対応ができる総合相談支援体制の充実に努めます。

1) 多職種と連携した相談体制の充実

地域包括支援センター職員に加え、生活支援コーディネーター、介護支援専門員及び医療、介護等の専門職等の多職種間における相談支援ネットワークを構築し、高齢者の状況を的確に把握するとともに、情報の共有化を図りつつ適切に対応する相談体制の充実に努めます。

2) 巡回型相談体制の確立

高齢者が抱える相談や悩み等に応じて、適切な支援につなげていくことが必要であることを踏まえ、身近な地域において相談や困りごとに対応していくため、関係機関等と連携し、地域を定期的に巡回して相談を行う巡回型の相談支援の在り方について検討します。

(3) 権利擁護事業

ひとり暮らしや認知症等の疑いのある高齢者の増加、高齢者を標的とした消費者被害等が地域課題として顕在化するなか、地域に暮らす高齢者が地域社会の一員として、人格や権利が尊重され安心して暮らしていくことを支える権利擁護の充実が求められています。自立した日常生活を営むために必要な介護サービスや予防事業の利用支援、金銭管理に対する支援を含め、高齢者の尊厳の維持と権利擁護を推進します。

1) 成年後見制度の周知と利用促進

認知症等により、判断能力が不十分な高齢者の金銭管理等の生活支援や介護保険サービス利用に対する利用手続等を行い、自立した在宅生活を営むことができるよう成年後見制度の周知とその利用を促進するため、成年後見制度利用促進計画の策定に向けた取組みを進めます。

2) 日常生活自立支援事業

社会福祉協議会と連携し、高齢者の尊厳と利用者自身の意志決定に基づき、福祉サービスの利用手続き、金銭管理等に関する支援を行います。

【権利擁護事業】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業利用者数	人	1	1	1

(4) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、認知症高齢者の支援をはじめ多様な諸問題に的確に対応し高齢者の自立生活に向けた支援を行うため、多職種連携・ネットワークの構築、地域課題への対応、地域資源の活用と開発などを目的に、地域診療所情報交換会を開催しています。

今後とも、多職種連携による地域課題の解決の場、自立支援型のケアマネジメントの資質の向上を支援する場等として開催できる体制づくりに向けた取組みを進めます。

【地域ケア会議】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域ケア会議の開催回数 (各 地域)	回	2	2	2

(5) 生活支援体制整備の推進

現在、第 1 層（町域）において生活支援コーディネーターを配置し、介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組みを進めています。

今後とも、多様な地域の多様な主体と連携し、高齢者を身近な地域で支える支援体制の充実を図るため、生活支援・介護予防の担い手の育成等の社会資源の開発、地域ニーズと地域支援をマッチングさせる調整役として生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置に向けた取組みを進めます。

1) 地域を単位とした生活支援サービス体制の構築

一町多島である本町は、地域を単位とした支え合いの地域づくりが必要とされています。各 地域を第 2 層として位置づけ体制整備に取り組めます。地域の実情を考慮した生活支援コーディネーターの育成・確保については、一定程度の時間がかかると考えられますが、地域ニーズや地域資源の開発など住民主体による生活支援体制づくりに向けた取組みを関係機関と連携して進めます。

2) 小地域ネットワークの推進（第 2 層）

生活支援コーディネーターを中心に多職種が相互に連携し、地域で高齢者を支える体制整備に向けた取組みと、地域の自治会を中心とした支え合いの体制づくりが連携、地域住民を主体として地域ニーズと地域資源を活用したサービスをマッチングさせる等、地域課題を解決する小地域ネットワークを推進する基盤づくりの一層の充実を図ります。

【生活支援体制整備】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 2 層（各地域）生活支援コーディネーターの配置	人	1	1	1
協議体の配置	箇所	1	1	1
小地域ネットワーク事業の実施地域（第 2 層）	箇所	6	6	6



1-1 地域包括ケアシステムの構築

1-1-2 認知症対策の推進

(1) 認知症に対する普及啓発活動の推進

認知症高齢者等を介護する家族が、認知症を病気として理解するとともに、認知症の早期発見・早期対応に対する支援の充実が求められています。

認知症は他人事ではなく将来の自分自身のため、また、認知症高齢者を地域で支えていくため、認知症に対する正しい理解とその症状に配慮した適切な関わり方ができるような普及啓発活動を推進します。

(2) 認知症サポーターの養成と確保

認知症高齢者を介護する家族が認知症に対する正しい理解と適切な対応ができるように、また、若い世代等を中心に理解者を増やすとともに、認知症支援に関わるボランティア人材の確保が必要です。

自治会や関係団体等と連携し、各地域においてすべての世代を対象とした認知症サポーター養成講座を継続的に開催し、認知症に対する認識と知識を深めた人材の育成と確保を図るための活動を積極的に推進します。

(3) 認知症の早期発見・早期対応

ニーズ調査から得られる認知症リスク対象者の状況を把握するとともに、関係機関等との連携による早期発見から認知症予防や適切な治療へとつなぐ早期対応の体制づくりを進めます。

1) 認知症ケアパスの作成と活用

認知症の発症や認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるかなどを示した「認知症ケアパス」を作成し、住み慣れた地域で本人や家族が安心して暮らしていくことができるように、切れ目のない支援が提供できるように、その普及と活用に向けた取組みを進めます。

2) 認知症初期集中支援チームの設置

認知症の早期診断から専門的な治療へつなぎ、認知症のケアを開始するなど、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域包括支援センター、社会福祉協議会や関係機関と連携し、早期発見・早期対応につなげる支援を行います。

3) 認知症地域支援推進員の配置

認知症の方が安心して暮らし続けることができるように、地域医療と介護サービスの連携や当事者とその家族を支援するなど、認知症ケア体制の充実強化を図るため、「認知症地域支援推進員」の配置に向けた取組みを進めます。

(4) 認知症高齢者を支える家族等に対する支援

地域包括支援センター、サービス提供事業者、地域の診療所等と連携した家族介護教室等を開催し、認知症に対する知識や介護技術を得るための支援を行います。また、家族や介護者等が身近な場所での交流や情報交換を行う場として認知症カフェ運営の充実にに向けた取組みを進めます。

(5) 認知症支援に関わるボランティア人材の育成

認知症の方が安心して暮らし続けることができるように、切れ目ない支援を提供するためには、認知症の取組みに主体的に参加するボランティア等の人材が必要となっています。

認知症サポーターと連携を図りつつ地域で見守り・支え合うための人材の育成に向けた取組みを進めます。

(6) 地域における見守り体制の充実

自治会を中心とした小地域福祉ネットワーク事業や地域包括支援センター、民生委員児童委員と連携し認知症高齢者の徘徊からその保護に至る支援や、日常生活における声かけ等の安否確認に向けた体制づくりが必要です。

認知症高齢者が徘徊してもまわりが支援するケア体制を構築していくため、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察、老人クラブ等の関係団体等を構成機関として認知症高齢者 SOS ネットワーク（仮称）の設置に向けた取組みを進めます。

【認知症対策の推進】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症サポーター養成講座受講者数（65 歳未満）	人	30	30	30
認知症カフェの開設・運営	回	3	3	3
認知症地域支援推進員の配置	人	1	1	1

1-2 高齢者を支える担い手の育成・確保

1-2-1 福祉人材の育成・確保

(1) 福祉・介護分野における担い手の育成・確保

国は、2020年代初頭までに、家族の介護を理由とした離職の防止等を図るものとして「介護離職者ゼロ」を目指し、必要な介護サービスの確保と働く環境改善・家族支援を両軸として施策を進めています。

一方で、多様な介護サービスの提供を担う介護人材の就労形態は、非正職員に大きく依存するとともに、その離職率が高い状況にあり介護サービス等の提供にも影響を及ぼしていると言われています。

今後とも、生活支援サービスの担い手の育成を図るとともに、介護人材等については国、県や関係機関及びサービス提供事業者等と連携・強化を図り人材育成確保に対する支援施策を推進します。

(2) 地域で支え合い・見守る体制づくりに向けた人材の育成・確保

高齢者一人ひとりがより身近な地域で、心身や生活の状況に応じて介護予防や自立生活を継続していくことができるように、高齢者自らにおいても、生涯現役として経験を活かし社会を支える役割を担う人材として期待が寄せられています。

さらに、様々な主体によるサービスの提供や高齢者を身近な地域で支える「担い手」を確保することが必要です。

老人クラブとの連携を図り、高齢者が地域に担い手とし積極的に社会参加を行い活躍できるように支援します。

また、民生委員児童委員、自治会、ボランティア、NPO団体等これまでの高齢者を支える地域の担い手だけでは十分な体制づくりが困難であることを踏まえ、生活支援コーディネーター、介護予防サポーター、認知症支援推進員等と連携した新たな支え合いの担い手の発掘、養成、確保に向けた取組みを進めます。

1-3 高齢者に配慮したまちづくりの推進

1-3-1 ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりの推進

(1) ひとにやさしいまちづくりの推進

高齢者が様々な機会を通じた社会参加によって社会的な自立を促進していくため、すべての人々を対象に、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。

1) 公共施設等におけるバリアフリー化の推進

公共施設や地域の公民館、集会施設等については、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインによるバリアフリーの整備を推進します。

2) 公共交通機関等のバリアフリー化の促進

歩行者の安全に配慮した段差の解消や歩道空間の確保を行い、すべての町民にやさしい道路環境の整備を進めます。

また、地域外への移動については船舶の利用が必須となっていることを踏まえ、船舶等のバリアフリー整備を促進するとともに、必要に応じてバリアフリー船舶の運航ダイヤの調整、事前予約制の充実を図る等、海上交通の利便性を向上させる取組みを進めます。

1-3 高齢者に配慮したまちづくりの推進

1-3-2 高齢者の住まいの確保に対する支援

(1) 高齢者が生活しやすい住環境の整備

高齢者がいつまでも安心して、自立した生活を続けていくためには、すべての町民が住みやすく利便性の高い居住環境であることが必要です。

本町においては、後期高齢者数の増加に伴い、住宅改修のニーズが一定程度あることから、地域における住環境等の状況を踏まえ、高齢者に配慮したバリアフリー住宅の普及に努めます。

(2) 高齢者に配慮した町営住宅の整備

セーフティネットの役割を担う町営住宅については、高齢者世帯（ひとり暮らし、夫婦のみ世帯）に配慮したバリアフリー住宅の整備を継続的に実施します。

(3) 高齢者の状況に応じた多様な住まいの確保

ひとり暮らし高齢者の増加、認知症高齢者等の増加を踏まえ、高齢者の状況に応じた多様な住宅の確保に対する支援が求められています。

地域に暮らす高齢者等が、必要な支援を受けながらできる限り身近な地域において暮らし続けることができるよう、地域単位でサービス提供するという観点から地域の実情に応じた施設整備を促進するとともに、高齢者の生活スタイルに応じた多様な住環境の整備を促進します。

1-3 高齢者に配慮したまちづくりの推進

1-3-3 移動支援の充実

(1) 移動・交通手段の確保

現在、西表島を中心に平成 27 年からお出かけサポートを実施していますが、その他の地域では未実施となっています。

高齢者の日常生活における利便性の向上や社会活動に気軽に参加し、豊かな生活を営むことを支援していくため、移動交通手段の充実に向けた取組みを行います。

1) お出かけサポートに対する取組み

高齢者の日常生活の利便性の向上や医療機関への受診、多様な社会参加を気軽に行うことができるように、「お出かけサポート」の未実施地域での実施に向け、各地域のニーズ把握に向けた調査を行う取組みを進めます。

2) 外出支援サービスの充実

地域の高齢者が、専門的な医療機関での受診や地域で実施していない介護サービスを利用する場合の交通費等の一部助成を行います。

(2) 船舶による緊急時の搬送体制の充実

高齢者の容態の急変等により、船舶を活用した緊急搬送が行われていますが、緊急搬送用のスペースの確保、搬送機材等の整備に対する配慮が必要となっています。

緊急時における安全で迅速かつ適切な搬送に向け船舶会社、消防、医療機関等との調整を行います。

【移動支援の充実】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
「お出かけサポート」ニーズ調査実施地域	地域	1	1	1

1-3 高齢者に配慮したまちづくりの推進

1-3-4 防災、防犯対策の充実

(1) 防災対策の充実

台風、津波等の自然災害において、安全な回避や避難能力が低下する高齢者等の被害を防いでいくため、迅速な避難誘導體制の構築が求められています。

災害時における安全な避難・誘導體制の構築を図るため、「竹富町地域防災計画」に基づき、災害発生時・緊急時における迅速な避難誘導體制の充実、各自治会と連携した自主防災組織づくりに対する支援を行う等、災害に強いまちづくりの一層の充実に努めます。

1) 災害時要援護者避難支援登録の整備

ひとり暮らし高齢者や要介護高齢者等の迅速な避難誘導體制を確立していくため、災害時要援護者避難支援制度登録申込書を活用し、関係機関や民生委員児童委員、社会福祉協議会等へ個人情報を提供することに同意できる方を対象として、避難行動要支援者名簿の作成に向けた取組みを進めます。

2) 福祉避難場所の指定拡充

台風、津波、地震等によって一時的に自宅からの避難を余儀なくされる場合があります。被災した高齢者が安心して避難できる場や避難生活を送る場として、公共施設や福祉施設及び観光関連施設を福祉避難場所として指定しています。

また、これらの場所について、日頃から地域住民が認識できるように、「防災マップ」を活用した啓発活動を推進します。

【防災対策の充実】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
避難行動要支援者名簿の作成 の実施年度	実施			○

(2) 防犯対策の充実

高齢者が事件や消費者トラブルに巻き込まれることを未然に防いでいくため警察、関係団体及び地域住民等と連携し、犯罪の手口や消費者トラブルとなるケース等の情報提供を行うとともに、防犯マニュアル等を活用した講座の開催等、あらゆる機会を通して防犯意識を高める啓発活動を推進します。

また、本町は、観光資源の豊富さや観光産業の振興によって、多くの観光客が地域のなかに入ってくるという環境にあり、こうした環境がしばしばトラブルの原因となることがあります。「地域の安全は地域で守る」を基本に、地域を主体とした

防犯活動や防犯組織づくりに対する支援を行い高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。



基本目標 2 生きがいをもち、豊かに暮らすことを支援する仕組みづくり

2-1 高齢者の健康づくり支援

2-1-1 地域ぐるみの健康づくり支援

(1) 健診並びに保健指導の充実

ニーズ調査において、高血圧、心臓病、糖尿病などの生活習慣を要因とした疾患歴のある高齢者の割合が高い状況にあります。

高齢者自身が、自分の健康状態を把握するとともに、疾病予防に取り組む事ができるように早期発見、早期治療へとつなげる健診等の充実に努めます。

また、健診等により、有所見者となった町民が保健指導のもと、主体的に生活習慣の改善に取り組むなど、地域を単位とした健康づくりを支援する体制づくりに取り組みます。

(2) 各種がん検診の充実

各種がん検診の受診率の向上に努めるとともに、リスク対象者の適切な把握を行い、早期対応、早期治療につなげる体制強化に取り組みます。

(3) 健康相談、健康教育の充実

壮年期からの健康管理や健康に関する意識の向上を図るため、より利用しやすく、専門性を高めた健康相談を実施します。

また、地域の診療所や歯科医師等と連携し、健康づくりから介護予防にいたる高齢期の特性を踏まえた幅の広い健康教育内容の充実に努めます。

(4) 感染症予防対策

高齢者のインフルエンザや肺炎球菌等の感染症の発症や重度化を防いでいくため、予防接種の勧奨と一部費用の助成を行います。

【健康づくり支援の充実】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
特定健診受診率	率	60%	60%	60%
インフルエンザ予防接種人数	人	580	580	580
肺炎球菌接種人数	人	130	130	130

2-1 高齢者の健康づくり支援

2-1-2 地域医療機関との連携

(1) 在宅医療・介護連携の推進

一町多島で構成される本町においては、医療施設からの退院時のカンファレンスの充実や在宅療養を行う高齢者の体調の急変に対する対応、日頃の服薬管理等を含め、地域診療所や町外の医療機関等との連携による医療支援と介護が結びついた適切なサービスを受けることができる体制づくりが重要となっています。

1) 在宅医療と介護の連携強化

地域包括支援センターを中心に、地域診療所との連携を図りつつ医療と介護の関係機関や多職種が連携し包括的かつ継続的な医療・介護サービスを提供することができるように、多職種連携研修会、交流を実施するとともに、医療機関や福祉施設及びサービス提供事業者間の連携を深めたケア会議を開催し、できる限り身近な地域で、必要とする在宅医療と介護サービスを受けながら自立することを支援します。

在宅医療・介護連携推進事業の推進項目

事業項目	事業内容
(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	・地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化 ・必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査 ・結果を関係者間で共有
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	・地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討
(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	・地域の医療・介護関係者等の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	・情報共有シート、地域連携のパス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援 ・在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用
(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	・医療・介護関係者等の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組みを支援
(カ) 医療・介護関係者の研修	・地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実態を習得 ・介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等
(キ) 地域住民への普及啓発	・地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催 ・パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した在宅医療・介護サービスに関する普及啓発 ・在宅での看取りについての講演会の開催等
(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	・同一の二次医療圏域にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

2-2 介護予防事業の充実

2-2-1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実（介護予防・生活支援サービス事業）

(1) 介護予防ケアマネジメントの充実

高齢者が早い段階から、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を継続していくことができるように、要支援や要介護状態の予防と重度化防止の予防と改善を図ることが必要です。

介護予防の必要度に応じて、自立支援に基づいたサービスを提供することができるようにケアマネジメント体制の強化に向けた取組みを進めます。

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

サービス提供事業者、NPO団体（すむづれの会）、社会福祉協議会、関係団体等との協議・調整の場を設け、それぞれの団体や事業者等がそれぞれのサービスの担い手として実施できるサービスの整理を行い、地域の実情に適したサービスの提供に向けた取組みを進めています。

1) 訪問型サービス

要支援者と事業対象者に対して、自立生活の継続を支援するため自宅の清掃や洗濯等の支援を行うサービスです。

通いのサービスを利用できない高齢者の一人ひとりの状況に応じたサービスが提供できるように現行相当サービスに加え、住民主体型のサービス等の実施に向けた調整を行います。

2) 通所型サービス

要支援者と事業対象者に対して、身体機能及び生活機能の改善を主な目的としたトレーニングや栄養改善等のプログラムを提供するサービスです。

各地域の「ゆくい処」や公民館等を活用し「現行相当事業」を実施します。

3) サービス提供主体の育成支援

地域住民、ボランティア、NPO、民間事業者等、多様な主体によってサービスを提供することができるように、関係機関等と連携した人材の育成等に関わる情報提供等の支援を行います。

(3) 多様な主体による生活支援サービスへの取組み

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域を単位として「配食サービス」、「お出かけサポート」や、地域の「ゆくい処」を活用したサロン活動等を実施しています。

今後とも、支援を必要とする高齢者等が身近な地域で在宅生活を継続していくこ

とができるように、多様な主体が実施する通所型サービスや訪問型サービスと連携した提供体制の仕組みをつくる取組を進めます。

【介護予防・生活支援サービス事業】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問型サービスの実施事業所数	箇所	1	2	3
通所型サービスの実施事業所数	箇所	3	3	3
その他生活支援サービスの実施事業所数	箇所	1	1	1



2-2 介護予防事業の充実

2-2-2 任意事業

(1) 介護教室の開催

高齢者の在宅介護を行っている家族や介護等に関心のある町民を対象として、認知症高齢者への対応や介護の基本的な知識、技術を習得することができるように、「ゆくい処」を活用した、多様なカリキュラムを揃えた介護教室の開催に向けた取り組みを進めます。

また、家族介護者等が介護教室に参加している間、要介護者を見守り・支えることができる体制についても合わせて調整します。

【在宅サービスの提供】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護教室の開催	箇所	2	2	2
介護教室への参加人数	人	10	10	10

(2) 食の自立支援事業

在宅高齢者やひとり暮らし高齢者を対象として、安否確認を兼ねた配食サービスを提供することで、低栄養状態となることの防止や健康で自立した日常生活を営むことを支援します。

【在宅サービスの提供】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
食の自立支援事業の配食数	食	8,850	8,800	8,800

2-2 介護予防事業の充実

2-2-3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実（一般介護予防事業）

(1) 介護予防把握事業

すべての高齢者を対象として、高齢者ができる限り要介護状態となることを未然に防いでいくため、基本チェックリストの活用や「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の経年実施等により、何らかの支援が必要な高齢者の適切な把握と介護予防につなげる体制の充実に努めます。

また、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、認知症生活支援推進員、地域保健師等の多様な主体との連携により、多様なアプローチによる対象者の把握に努めます。

(2) 介護予防普及啓発事業

地域の実情に応じて運動、栄養、口腔等に関わる介護予防教室の開催や講演会活動を通して介護予防に対する普及啓発活動や介護予防に対する知識の普及啓発に努めます。

各地域における「ふれあいサロン事業」の継続実施を図るとともに、高齢者自身が自分の健康や心身の状況を管理し、介護予防を意識していくことができるように、「介護予防手帳」の活用の在り方について検討します。

(3) 地域介護予防活動支援事業

地域住民を主体とした介護予防活動等の担い手となるボランティア人材の確保に取り組んでおり一定程度の成果を上げています。

今後とも、NPO団体、社会福祉協議会等との連携を図りボランティアが主体的な介護予防活動を行うことができるように、情報提供や技術的な指導を含めた研修会等を開催します。

1) 介護予防活動の活性化支援

各地域で「いきいき百歳体操」、「ぴんぴん体操」を中心とした介護予防活動を実施しています。今後とも地域住民の主体的活動となるように、生活支援コーディネーターを中心に活動の場の整備や活動の活性化に向けた支援を行います。

2) 「担い手」の育成・確保

元気な高齢者が、地域で行われる住民主体の見守り・支え合い活動等の「担い手」として、活躍できるような取組みを進めます。

また、ふれあいサロン事業等、高齢者の生きがいつくりなどを支援するボランティア人材の育成や老人会、婦人会、青年会等の地域関係団体等との連携強化を図ります。

(4) 一般介護予防事業評価事業

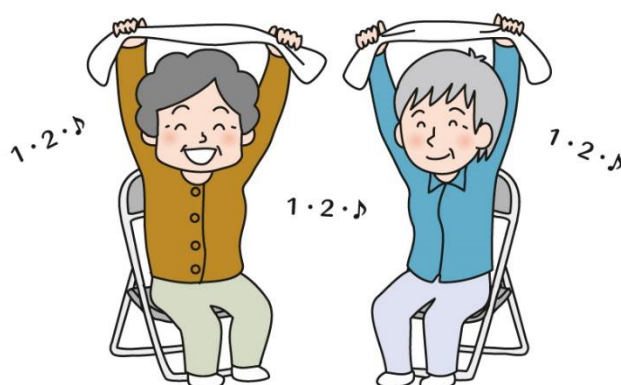
一般介護予防事業を始め総合事業における事業目標の達成状況等を検証し、事業の効果を評価するとともに、その評価に基づき、事業全体の改善に向けた取組を行うことができる体制の充実を図ります。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

各地域のサロン活動や「ゆくい処」における介護予防活動にリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を派遣して運動指導や講話等を行う事業です。今後、関係機関等と連携しサービス提供に向けた検討を行います。

【一般介護予防事業】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基準該当者の把握	人	200	200	200
リハビリテーション専門職の 地域活動への関わり	回	6	6	6
いきいき百歳体操の実施箇所	箇所	全地域実施		
ぴんぴん体操の実施箇所	箇所	全地域実施		
ふれあいサロン事業の実施回数	回	全地域実施		



2-3 生きがいつくりへの支援

2-3-1 地域及び世代間交流の推進

(1) 地域交流機会の充実

高齢者が地域や社会において、孤立することがないように、地域活動や社会参加を促進するための事業の継続に努めるとともに、地域行事や団体及びサークル、学校行事等の様々な機会を通して地域交流、世代間交流を行うことができる多様な機会を創設します。また、高齢者が気軽に集い、語らい、楽しむことができる交流の場づくりを推進します。

1) 世代間交流の推進

高齢者の経験と長年にわたり培われてきた知識や技術を活かし、高齢者と若い世代との交流や地域の子育てに参加する等、日々の生活に生きがいを感じることができるような交流を行うことを支援します。

また、地域独自の文化をもつ本町においては、地域の伝統行事等を継承してきた高齢者等の役割を踏まえ、地域行事や祭りを通じた社会参加を一層推進します。

2) 「ゆくい処」の整備

高齢者や地域住民が気軽に集まる場や介護予防事業等の拠点として、各地域に「ゆくい処」を整備しています。「ゆくい処」が整備されていない地域においては地域公民館や集会施設などを活用し、地域の高齢者等が気軽に集まれる場として整備を進めます。

【地域交流機会の充実】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ゆくい処の整備	地域			西表東部

(2) 老人クラブ活動の活性化支援

高齢者の自主的、主体的な社会活動を推進する「竹富町老人クラブ」は、高齢者の生きがいつくり活動や健康づくりを推進するばかりではなく、地域行事や伝統文化等を支える組織としての役割を担ってきました。

老人クラブの活動や地域における役割を踏まえ、地域高齢者の生きがいつくり活動を支援します。また、総合事業における多様なサービスを提供する主体として老人クラブが参加し、支援を必要とする高齢者を地域で支える「担い手」となり様々な見守り・支え合い活動を推進することができるよう老人クラブの活性化に向けた支援を行います。

2-3 生きがいつくりへの支援

2-3-2 生きがいつくり活動への支援

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

高齢者が健康で明るい日常生活を送るための一環として、いつでも、どこでも、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動を支援する人材の確保、施設の整備、情報提供体制の充実に努めます。

1) 高齢者に配慮したメニューの創設

高齢者の要介護状態を抑制するには、日常的な健康づくりが重要です。スポーツは健康づくりに効果があり、高齢者の状態に合わせて適切な運動や高齢者が参加したくなるメニュー開発等の環境整備を進めます。

2) 生きがいつくりへの支援

小浜島の「天国に一番近いアイドルグループ（KGB84）」、竹富島の「古謡教室」の活動事例のように高齢者が地域活動や社会参加を通じた仲間をつくり、生きがいをもって生活できるように多様なニーズに対応した活動の場、参加機会の提供に努めます。

(2) 生涯学習環境の充実

高齢者のニーズに応じた様々な学習機会を提供し、生涯現役として学習機会に親しむことができる環境を整え、高齢者の社会参加や生きがいつくりを支援します。

1) 学びの場の創設

高齢者の学習意欲に応えるとともに、仲間づくりの活動を広げながら新しい知識や技術を習得するなど、生きがいをもって活動できる場の創設に向けた取組みを進めます。

2) 多様なプログラムの提供

高齢期を豊かに生き活きと過ごしていくことができるように、趣味・教養を広げることや新しい知識・技術を取得し、経験のない社会活動等に取り組むことができるように多様な学習プログラムの提供に努めます。

(3) 生きがい就労環境の整備

地域の高齢者が就労を通して日常生活にはりもち、生きがいを実感していくことができるよう、高齢者がこれまでの経験や知識・技能を生かした就労による社会参加を促す取組みを進めます。

基本目標 3 活き活きと暮らし続けることを支援する仕組みづくり

3-1 高齢者を地域で支える福祉基盤の整備

3-1-1 介護及び福祉サービス提供基盤の整備

(1) 地域における介護サービス基盤の整備促進

住み慣れた地域のなかで在宅生活を継続していくことができるように、地域の実情や高齢者のニーズを踏まえ、サービス提供事業者等との連携により、身近な地域を単位とした在宅生活の継続を支援する観点から、各地域の実態に即し、介護サービス基盤の整備に努めます。

1) 居宅サービス基盤の整備促進

できる限り住み慣れた地域での在宅生活の継続を望む高齢者等が、安心して暮らしていくことができるように、また、高齢者を介護する家族等の介護負担の軽減を図ることができるように、レスパイト機能をもつサービス等との多様な組み合わせで利用できるように、訪問看護、通所リハビリテーション、短期入所等の居宅サービスの拡充を図ります。

2) 施設・居住系サービス基盤整備に向けた取組み

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等の広域的な利用が可能となる施設サービスの新たな整備促進に関わる取組みについては、沖縄県との連携を図りつつ八重山圏域全体における需要と供給のバランスを考慮した整備に関わる調整に取り組めます。

3) 地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスは、現在波照間島の小規模多機能型居宅介護がNPOすむづれの会により運営されており、当該施設の利用促進に向けた支援を行います。

一方、一町多島という地理的条件や地域ごとの需要が小さいことなどを要因として町外からサービス提供基盤整備を促進することが困難な状況にあります。

地域密着型サービスについては、隣接する石垣市と協議・調整を図り石垣市に立地するサービスを利用できるよう両市町で指定協議を図る等、サービス利用の円滑化に向けた調整を行います。

(2) 地域における在宅福祉サービス提供基盤の整備

各地域の福祉ニーズに対応していくため、公共施設等の建て替え時期等に応じて高齢者、障がい者、子ども等、福祉サービスを総合的に提供できる拠点として、また、柔軟な福祉サービス事業の展開を可能とする在宅サービスの整備に向けた取組みを進めます。

1) 複合型福祉施設の整備

各地域の実情や介護予防を推進するため「ゆくい処」の整備を進めています。西表東部において複合型施設の整備を進めており、地域の資源を活かした総合的な福祉サービスを提供する基盤整備の在り方について検討する必要があります。

2) 地域独自の在宅サービス提供体制の充実

一町多島である本町においては、地域ごとに独自のサービス提供体制を確立していく必要があります。

高齢者の配食等による安否確認や孤立感の解消、緊急時に迅速に対応できる体制づくり、日常生活における身の回りの世話、草刈り作業等の支援の充実を図るため、介護予防・生活支援サービスとの調整を行うとともに、地域資源の開発や人材等を活用し、各地域独自のサービス提供体制の充実に努めます。

①介護用品支給事業

高齢者を介護している家族等の経済的な負担軽減を図るとともに、高齢者の在宅の継続、向上を図ることを目的として介護用品を支給します。

【在宅サービスの提供】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護用品支給事業	人	3	3	3

3-1 高齢者を地域で支える福祉基盤の整備

3-1-2 地域福祉活動の推進

(1) 地域を主体とした見守り・支え合い活動の推進

高齢者が、住み慣れた地域で安心し、自分らしい在宅生活を継続していくことができる地域づくりを推進するため、地域の福祉を支える組織活動や地域の人的資源、施設等を効果的に活用した地域福祉活動を推進する体制づくりに取組みます。

1) 地域における見守り体制の充実

各地域におけるサロン活動の活性化に伴い、ボランティアの発掘や育成・確保など、地域住民と関係機関との連携が構築され、地域の支え合い体制づくりが進められてきました。

今後とも、高齢者自身も支える側の「担い手」として、多様な主体と連携しつつ地域の見守り・支え合い活動の体制づくりに取組みます。

(2) 緊急時における支援体制の充実

「災害時要援護者登録台帳」の整備と合わせ、緊急時においてひとり暮らし高齢者等の迅速な救助や適切な通報ができるように、緊急通報体制や緊急搬送体制の充実に向けた取組みを進めます。

また、日常的に高齢者に声をかけ安否確認を行うことができるように民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域住民等と連携した見守り・支え合いの仕組みづくりに取組みます。

1) 災害時要援護者避難支援登録の整備（再掲）

ひとり暮らし高齢者や要介護高齢者等の迅速な避難誘導體制を確立していくため、災害時要援護者避難支援制度登録申込書を活用し、関係機関や民生委員児童委員、社会福祉協議会等へ個人情報を提供することに同意できる方を対象として、避難行動要支援者名簿の作成を進めます。

2) 緊急通報支援の充実

緊急時における迅速な救助や適切な通報ができるように、緊急時の連絡先や服用している薬、持病等の詳しい情報等を記載した「安心キット（仮称）」の設置等を検討します。また、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会等との連携による見守り活動から緊急通報につながる支援体制の構築に向けた取組みを進めます。

3) 緊急搬送体制の充実（再掲）

緊急時における安全で迅速かつ適切な搬送に向け船舶会社、消防、医療機関等との調整を行います。

3-1 高齢者を地域で支える福祉基盤の整備

3-1-3 地域活動団体等との連携と支援

(1) ボランティア活動への支援

社会福祉協議会と連携し、各地域の住民が地域に暮らす高齢者を支える各種サービス提供の担い手となり「我が事」のように地域課題に向き合い、相互に支え合うという意識を醸成しつつ、地域の実情に応じたサービス提供の主体となる組織として活動できるようにボランティア人材の養成・確保に努めます。

【ボランティア活動への支援】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ボランティア人材の確保	人	60	60	60

(2) 民生委員児童委員活動の推進

多様な福祉活動を一層促進していくため、支援を必要とする町民に対し相談・援助活動を展開することができる支援体制の構築に努めます。

また、近年、高齢化や担い手不足等が課題となっており、民生委員児童委員の定数の維持と確保に努めます。

【民生委員児童委員活動の推進】

項目	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
民生委員児童委員の定数確保	人	17	18	18

(3) NPO団体活動への支援

各地域においてサービス提供事業者の参入が難しい本町では、NPO団体は福祉サービスを提供する重要な役割を担う一つの組織として位置づけをえています。

今後とも多様な主体と連携し、地域に根差したサービスを提供することができるように、NPO団体等の主体的な活動に対する支援を行います。

(4) 社会福祉協議会との連携強化

地域の福祉を推進する中核的役割を担い、地域包括支援センターと連携し、地域の実情に即した新たな介護予防事業や生活支援サービスを円滑に実施することができるように人材の確保、組織体制の強化に向けた支援に取り組めます。

3-2 安定した介護保険事業の運営

3-2-1 保険者機能強化に向けた取組み

(1) 地域課題分析と事業評価の実施

1) 地域課題等の分析

地域ケア「見える化」システムを活用し、他保険者の状況をデータで比較検討を行うことにより地域課題の把握を行うとともに、その課題解決に向けた先進事例における取組み状況等を参考とした新たな事業展開に向けた取組みを進める体制づくりに取組みます。

2) 事業評価の実施

P D C A サイクルを活用し、高齢者の自立支援・重度化防止の効果を可視化する形で評価することが求められています。

「高齢者の自立支援、重度化防止等の取組みを支援するための交付金に関する指標（案）」等を活用しつつ、各種関係データ等からの課題抽出、分析を行うとともに、介護状態等の重度化防止や地域づくり等に対する目標設定を行い事業の評価から新たな施策を展開する仕組みをつくりまします。

(2) 自立支援・重度化防止への取組み

要支援者等の生活環境の課題や正しい生活習慣への改善を含め、自立を促していくため、医療及び介護の専門職等の多職種による専門的な視点に基づく、介護予防事業への取組みを進めます。

1) 介護予防重度化防止の普及啓発

高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止について、県や関係機関と連携し、介護予防の必要性について広めていくための啓発活動を行います。

2) リハビリ専門職の活用

「ゆくい処」を活用したサロン活動や介護予防事業等にリハビリテーション専門職を派遣する等、多職種連携による介護予防への取組みを積極的に推進します。

3-2 安定した介護保険事業の運営

3-2-2 適切な介護保険事業の運営

(1) 介護保険制度の普及啓発活動の推進

11月11日（いい介護の日）などを活用し、介護保険制度に対する正しい理解と認識を広く深めていくことができるように、広報による啓発活動を推進します。

(2) 介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化は、要介護認定者が必要とするサービスを適正に利用することができるように、適切なサービスの確保と介護給付費用の効率化を高め、持続可能な介護保険制度の円滑な運営に資するものとなっています。

国が示す「介護給付適正化計画」に基づき、沖縄県、関係機関等との連携を図りつつ介護保険の適正化の実現に向け、効率的な適正化事業を推進します。

1) 介護認定の適正化

介護認定を申請している当事者や家族に対して、要介護認定の仕組み等に対する正しい知識と理解を深めることができるように十分な説明を行うとともに、認定調査内容の点検や要介護認定適正化事業を活用し、必要な認定を適切に受けることができる介護認定の実施に向けた取組みを進めます。

2) ケアプラン点検

介護保険サービスの必要性が明確に示されているかどうかや、作成されたプランに対し専門的な立場でプランの改善点等を検討する体制の強化を図り、自立支援型プランの作成を支援します。

3) 住宅改修等の点検

① 住宅改修の点検

事前に住宅改修が必要な理由や内容の点検や工事完了後の実績確認を行い、受給者の状態にそぐわない不適切、不要な改修がないように点検を行います。

② 福祉用具購入・貸与調査

受給者の身体の状態に応じた福祉用具の利用を行うことができるように、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を実施します。

4) 医療情報との突合及び縦覧点検

国民健康保険連合会（国保連）の介護給付システムから提供される入院情報と介護保険の給付情報を突合して、請求誤りの早期発見やサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行います。

5) 介護給付通知

利用者本人（又は家族）に対して事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況について通知します。

(3) 相談・苦情処理体制の充実

介護保険サービスを利用する高齢者やその家族等からの苦情については、苦情相談窓口を設置し、地域包括支援センター、サービス提供事業者や関係機関と連携して対応しているとともに、状況に応じて国保連合会へつないでいます。

より身近な地域で、苦情や相談内容を把握することができるよう、介護相談員を派遣した苦情・相談の的確な把握とサービス事業者と情報を共有し、問題解決を行うことができる体制づくりに向けた取組みを進めます。

(4) 低所得者等への支援

低所得の方が、安心して必要な介護サービスを利用することができるように、社会福祉法人等による利用者負担軽減事業、高額介護（予防）サービス費、特定施設入所者介護サービス費の支給による利用者負担の軽減を図ります。

1) 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業

低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とします。

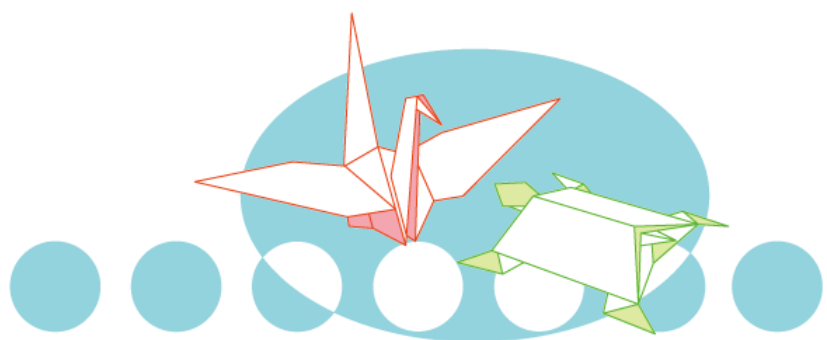
また、法人が軽減の際に負担した費用の一部を、公費（町・県・国）で助成します。

2) 特定施設入所者介護サービス費の支給

介護保険施設を利用する低所得者（住民税非課税世帯）の方を対象に、食事と居住費について、実際にかかった負担額と負担限度額の差額分を介護保険から支給します。

3) 高額介護（予防）サービス費の支給

1 か月に利用した介護保険サービスを利用した自己負担 1 割の合計の額が、一定の上限を超えたとき、申請により「高額介護サービス費」として払い戻されます。



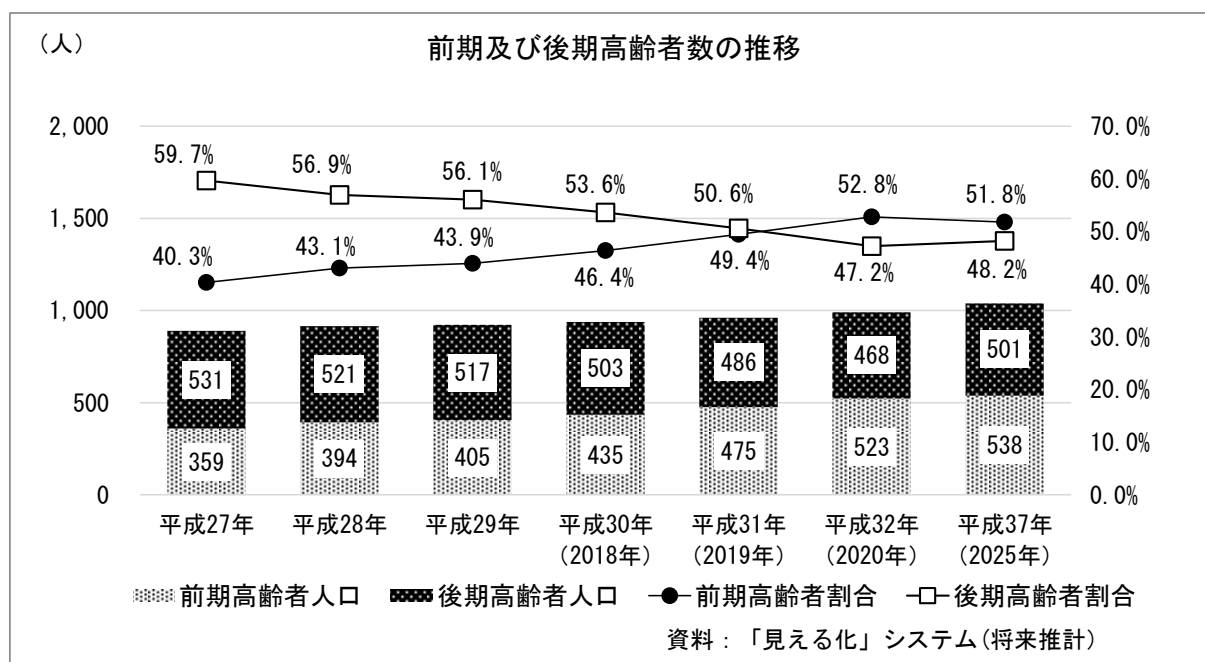
第5章 第7期介護保険事業計画

1 介護サービス給付費の見込み量

(1) 前期及び後期高齢者数の推移

第7期介護保険事業計画期間内における第1号被保険者数は、平成30年で938人、平成31年で961人、平成32年で991人と増加で推移し、平成37年には1千人を超え1,039人になるものと見込まれます。これに伴い、高齢化率は平成32年で22.0%、平成37年には26.6%と超高齢社会の急速な進展が予測されます。

一方、平成31年まで、75歳以上の後期高齢者数が、74歳未満の前期高齢者数を上回っていましたが、平成32年を境に、前期高齢者数が後期高齢者数を上回る状況となることが予測されます。



高齢者数の推移

単位：人

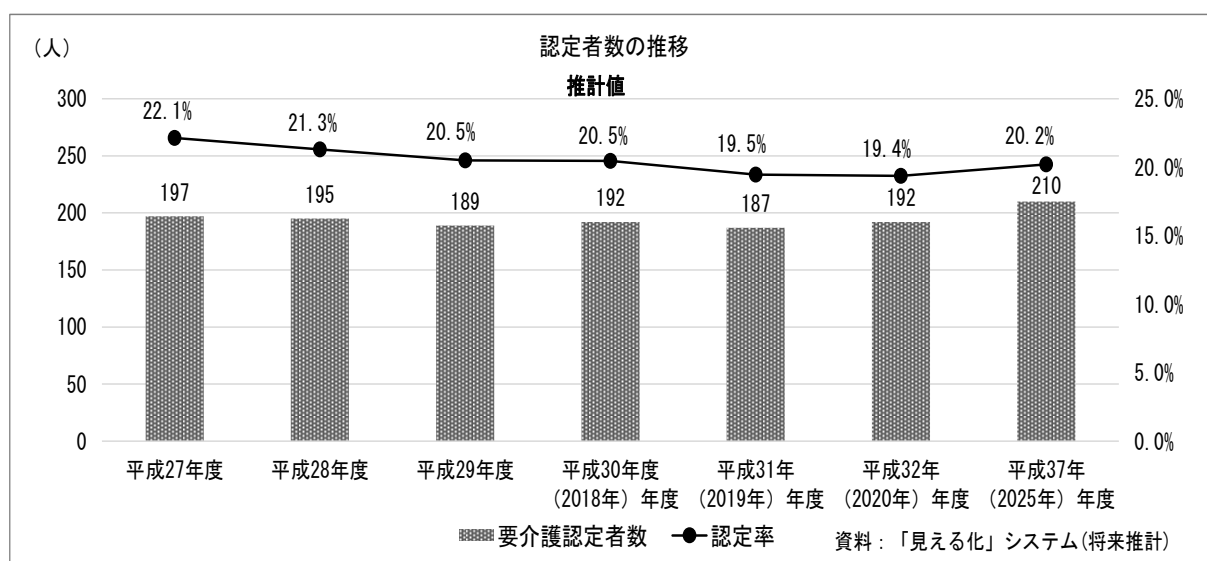
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)
高齢者人口	890	915	922	938	961	991	1,039
高齢化率	20.9%	21.3%	21.4%	21.5%	21.7%	22.0%	26.6%
前期高齢者人口	359	394	405	435	475	523	538
後期高齢者人口	531	521	517	503	486	468	501
前期高齢者割合	40.3%	43.1%	43.9%	46.4%	49.4%	52.8%	51.8%
後期高齢者割合	59.7%	56.9%	56.1%	53.6%	50.6%	47.2%	48.2%

資料：「見える化」システム(将来推計)

(2) 認定者数の推移

平成 29 年度の認定者数は 189 人、認定率が 20.5%（「見える化」システム 9 月月報報告反映値）となっており、平成 29 年度は、総合事業への移行により認定者数は経年減少傾向で推移しています。

第 7 期介護保険事業計画においては、介護予防事業の推進により認定率が微減で推移するものと設定しました。これにより平成 30 年度の認定者数は 192 人、平成 31 年度で 187 人、平成 32 年度で 192 人となるものと見込んでいます。



認定者数の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
要介護認定者数	197	195	189	192	187	192	210
認定率	22.1%	21.3%	20.5%	20.5%	19.5%	19.4%	20.2%
第1号被保険者数	890	915	922	938	961	991	1,039

資料：「見える化」システム(将来推計)

(3) 介護給付費の見込み額

第 7 期介護保険事業計画（平成 30 年～平成 32 年）における介護サービス給付費は 9 億 5,662 万 9 千円で、第 6 期事業計画における給付見込み額（9 億 399 万 4 千円：平成 29 年度は見込額で合算）に比べ 5,263 万 5 千円増となる見込みです。

介護サービス種類別にみると、施設サービスが総給付費の 44.5%を占める 4 億 2,580 万 2 千円で最も多くなっています。次いで居宅サービスの 2 億 9,587 万 6 千円（30.9%）、地域密着型サービスの 1 億 9,941 万 7 千円（20.8%）、居宅介護支援が 3,553 万 4 千円（3.7%）となっています。

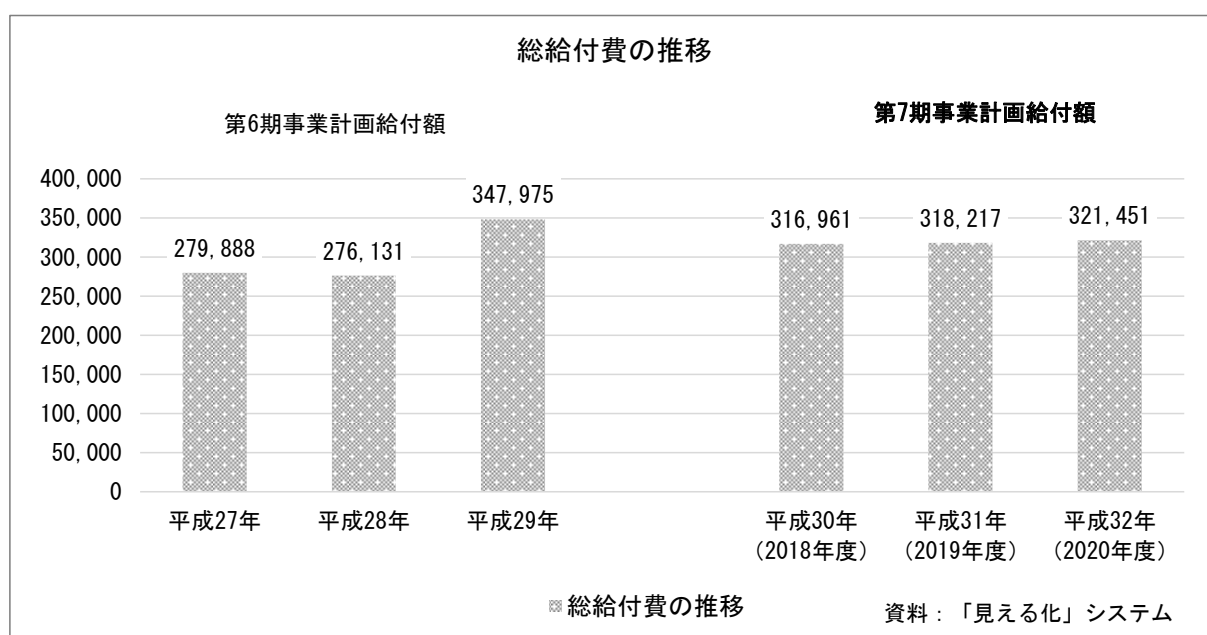
介護サービス給付費の主な増加要因は、在宅生活の継続及び医療ニーズと介護ニーズの両ニーズに対応したサービスの提供等を主眼として、訪問介護、短期入所介護、訪問看護、福祉用具貸与等の見込み量の増加が主な要因となっています。

介護給付費の見込み額

単位：千円

サービス区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
(1) 居宅サービス	125,943	96,722	98,042	101,112	139,842
(2) 地域密着型サービス	61,529	66,635	66,391	66,391	81,761
(3) 施設サービス	148,303	141,892	141,955	141,955	141,955
(4) 居宅介護支援	12,200	11,712	11,829	11,993	15,711
合計	347,975	316,961	318,217	321,451	379,269

資料：「見える化」システム



(4) サービス種類別給付費の見込み額

1) 居宅サービス給付費の見込み

居宅サービスの総給付費は、第6期計画給付実績（3億1,011万7千円）に比べ1,424万1千円減となる2億9,587万6千円となる見込みです。

これは、要支援1、要支援2の訪問介護、通所介護の給付費が地域支援事業へ移行する影響がありますが、一方で在宅医療・介護の連携や在宅生活の継続を促進するための居宅サービス見込み量を拡充しています。

介護サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
(1) 居宅サービス	121,075	85,204	86,479	88,634	125,537
訪問介護	58,779	21,037	21,808	23,117	31,294
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	2,636	3,993	4,272	4,884	6,072
訪問リハビリテーション	191	175	175	175	175
居宅療養管理指導	0	110	110	110	221
通所介護	25,710	22,854	22,864	22,864	36,550
通所リハビリテーション	7,588	8,022	8,026	8,026	9,202
短期入所生活介護	6,501	7,127	7,131	7,131	11,495
短期入所療養介護（老健）	8,556	4,235	4,237	4,237	10,943
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	4,837	4,528	4,729	4,963	6,458
福祉用具購入費	0	1,740	1,740	1,740	1,740
住宅改修	0	3,503	3,503	3,503	3,503
特定施設入居者生活介護	6,278	7,880	7,884	7,884	7,884
(2) 地域密着型サービス	61,529	65,167	64,922	64,922	78,823
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	25,293	23,186	22,922	22,922	36,823
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	36,235	41,981	42,000	42,000	42,000
(3) 施設サービス	148,303	141,892	141,955	141,955	141,955
介護老人福祉施設	88,816	87,321	87,360	87,360	87,360
介護老人保健施設	59,487	54,571	54,595	54,595	54,595
介護医療院	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	11,247	10,637	10,647	10,803	14,463
居宅介護支援	11,247	10,637	10,647	10,803	14,463
合計	342,154	302,900	304,003	306,314	360,778

資料：「見える化」システム

介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
(1) 介護予防サービス	4,867	11,518	11,563	12,478	14,305
介護予防訪問介護	0				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,493	3,300	3,301	4,216	4,584
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	0				
介護予防通所リハビリテーション	1,526	721	721	721	1,442
介護予防短期入所生活介護	101	562	562	562	1,124
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	747	794	838	838	1,014
特定介護予防福祉用具購入費	0	1,794	1,794	1,794	1,794
介護予防住宅改修	0	4,347	4,347	4,347	4,347
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス	0	1,468	1,469	1,469	2,938
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	1,468	1,469	1,469	2,938
(3) 介護予防支援	954	1,075	1,182	1,190	1,248
介護予防支援	954	1,075	1,182	1,190	1,248
合計	5,821	14,061	14,214	15,137	18,491

資料：「見える化」システム

2) 地域密着型サービス給付費の見込み額

地域密着型サービスの総給付費は、既存の小規模多機能型居宅介護の有効活用を図るものとして第6期計画給付実績（1億3,341万4千円）に比べ6,600万3千円増の1億9,941万7千円となる見込みです。

3) 施設サービス給付費の見込み額

施設サービスの総給付費は、現在の利用者数は3年間変化がないものと判断し第6期計画給付実績（4億2,404万1千円）に比べ176万1千円増の4億2,580万2千円となる見込みです。

4) 居宅介護支援給付費の見込み額

居宅介護支援の総給付費は、第6期計画給付実績（3,642万1千円）に比べ88万7千円減の3,553万4千円となる見込みとなっています。

(5) その他サービス給付費の見込み額

第7期介護保険事業計画における総給付費には、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、算定対象審査支払手数料が加算されます。第7期介護保険事業計画における給付総額は、7,212万6千円となっています。

その他の給付費の見込み量

単位：千円

サービス区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
高額介護サービス費等給付額※1		2,222,000	2,222,000	2,222,000	2,222,000
高額医療合算介護サービス費等給付額※2		200,000	200,000	200,000	200,000
特定入所者介護サービス費等給付額※3		21,309,000	21,309,000	21,309,000	21,309,000
算定対象審査支払手数料※4		310,944	310,944	310,944	310,944
審査支払手数料一件あたり単価		82	82	82	82
審査支払手数料支払件数		3,792	3,792	3,792	3,792
合計	0	24,041,944	24,041,944	24,041,944	24,041,944

資料：「見える化」システム

※1 介護保険サービスの利用負担額が一定額を超えると、超えた金額分が払い戻されます。

※2 1年間の医療保健と介護保険における自己負担の合算合計が著しく高額となる場合に、負担を軽減するために支給されます。

※3 介護保険施設入所者（短期入所を含む）で低所得の方が、施設利用が困難とならないよう、所得に応じ、負担限度額が定められ、食費・居住費について特定入所者介護サービス費を支給することにより、負担を軽減しています。

※4 介護報酬の審査及び支払いに関する事務を委託している国保連合会に支払う手数料です。

(6) 第1号被保険者負担必要額

第1号被保険者が負担する標準給付見込額と地域支援事業費の3年間の合計額（第1号被保険者標準負担率（23%）を乗じた額）は2億7,467万4,273円となっています。これに、調整交付金相当額を加算した額から調整交付金見込額と準備基金取崩額を差引いた額（1億6,848万721円）が第1号被保険者負担必要額となります。

第1号被保険者負担必要額

①第1号被保険者負担分相当額（E＝2億7,467万4,273円）

標準給付見込額（A）＋地域支援事業費（B）×第1号被保険者標準負担率（D）
23.0%の3年間の合計額

②第1号被保険者負担分相当額（E）に調整交付金相当額（F＝5,442万1,448円）を加算＝3億2,909万5,721円（E2）

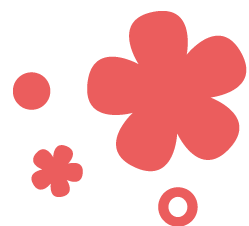
③（E2）－（調整交付金見込額（G＝1億1,061万5,000円）＋準備基金取崩額（H＝5,000万））＝1億6,848万721円

第1号被保険者負担必要額

単位：円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
	2018年度	2019年度	2020年度	
標準給付見込額 (A)	340,913,725	345,941,209	353,067,035	1,039,921,969
地域支援事業費 (B)	51,438,000	51,438,000	51,438,000	154,314,000
小計 (C) = (A) + (B)	392,351,725	397,379,209	404,505,035	1,194,235,969
第1号被保険者標準負担率 (D)	23.00%			
第1号被保険者負担分相当額 (E) = (C) × (D)	90,240,897	91,397,218	93,036,158	274,674,273
調整交付金相当額 (F)	17,854,136	18,105,510	18,461,802	54,421,448
調整交付金見込交付割合 (%)	11.11	10.18	9.23	—
後期高齢者加入割合補正係数	0.8897	0.939	0.9892	—
所得段階別加入割合補正係数	0.8256	0.8252	0.8249	—
調整交付金見込額 (G)	39,672,000	36,863,000	34,080,000	110,615,000
財政安定化基金拠出金見込額	—	—	—	0
準備基金取崩額 (H)	—	—	—	50,000,000
保険料収納必要額				168,480,721
予定保険料収納率	95.00%			
保険料標準月額				6,195

資料：「見える化」システム



2 保険料の算定と標準月額保険料の設定

(1) 第7期介護保険事業計画における介護保険料の設定

第7期介護保険事業計画においては、以下の事項によって標準給付月額保険料が上昇します。

①介護サービス利用量の増加

要支援、要介護認定者数及び介護サービス利用見込み量の増加に伴い第7期介護保険事業計画における総給付費は5.8%上昇することが見込まれます。

②第1号被保険者の負担割合の増加

法改正に伴い、第1号被保険者の負担割合が22.0%から23.0%に引き上げられました。

③地域支援事業費の増加

地域支援事業の包括的支援事業における社会保障充実分（在宅医療・介護連携事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業）が完全実施となるため、費用が第6期事業計画の2.5倍となっています。

(2) 標準月額保険料の抑制策

一方、上昇する標準月額保険料の高騰を抑制するため、以下の抑制策を実施しました。

①準備基金の活用

第6期介護保険事業計画における余剰金を5,000万円活用しました。

第7期介護保険事業計画における本来の標準月額保険料は8,033円となりますが、準備基金の活用により1,838円引き下げることができます。

(3) 標準月額保険料の算定

第7期介護保険事業計画における標準月額保険料は以下の計算式によって求められます。

標準月額保険料＝
第1号被保険者数必要収納額（3年間合計）÷収納率÷賦課人数（3年間合計）÷12月

第7期介護保険事業計画の第1号被保険者の標準保険料は、以下の通りです

保険料基準額	年額（円）	74,340	月額（円）	6,195
--------	-------	--------	-------	-------

介護保険料基準(月額)の内訳

	第6期事業計画		第7期事業計画		平成37年度(2025年度)	
	金額	%	金額	%	金額	%
総給付費	4,849	68.8%	6,118	76.2%	8,042	80.6%
在宅サービス	3,133	44.4%	3,244	40.4%	4,865	48.8%
居住系サービス	37	0.5%	151	1.9%	167	1.7%
施設サービス	1,679	23.8%	2,723	33.9%	3,010	30.2%
その他の給付	1,669	23.7%	610	7.6%	615	6.2%
地域支援事業費	531	7.5%	1,305	16.2%	1,317	13.2%
財政安定化基金(拠出見込額+償還金)※1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市町村特別給付等※2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保険料収納必要額	7,049	100.0%	8,033	100.0%	9,974	100.0%
準備基金取崩額※3	1,294	18.4%	1,838	22.9%	0	0.0%
保険料基準額	5,755	81.6%	6,195	77.1%	9,974	100.0%

資料:「見える化」システム

※1 財政安定化基金

介護保険収納率の低下や介護給付等の増加などで介護保険事業が赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定化を図るため都道府県が設置する基金。

※2 市町村特別給付等

介護保険法で定める介護給付及び予防給付以外に市町村が独自に介護保険サービスに加えるサービス(横だしサービス)

※3 準備基金取崩額

各事業計画期間における保険料の余剰分を積み立てて次期計画期間の保険料の不足分等に充てるために活用する基金。

(4) 所得段階別保険料

被保険者の負担能力に格差があるため、住民税の課税状況等に応じて段階別に振り分け、応分の介護保険料を設定しています。第7期事業計画においても第6期計画と同様に9段階としています。

所得段階	本人所得基準	保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護者、世帯全員が住民税非課税者で年齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	3,098	37,176
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	0.75	4,646	55,752
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	0.75	4,646	55,752
第4段階	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、年金収入等が80万円以下の方	0.90	5,576	66,912
第5段階	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、年金収入等が80万円を超える方	1.00	6,195	74,340
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	7,434	89,208
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	8,054	96,648
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	9,293	111,516
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	1.70	10,532	126,384

資 料 編

1 在宅介護実態調査概要

(1) 本調査の目的

本調査は、第7期介護保険事業計画において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためには、どのようなサービスが必要か」という観点も盛り込み、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方の把握方法等を検討することを目的として実施しました。

なお、本調査の取りまとめに関しては、学識経験者をはじめ各分野から構成された「竹富町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」の意見を踏まえて行うこととしています。

(2) 本調査の実施概要

① 対象地域

本調査は、竹富町内を対象として実施しています。

② 調査期間

平成29年5月上旬～平成29年6月中旬

③ 調査対象者

在宅で生活している要支援、要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、対象期間中に認定調査を受けた者となっています。

※したがって、医療機関に入院している者、特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・特定施設・グループホーム・地域密着型特定施設・地域密着型特別養護老人ホームに入所又は入居している者は、本調査の対象となっていません。

配布件数	回収件数（訪問）	回収件数（郵送分）	有効回収率
124	37	52	(89件) 71.8%

④ 調査方法・手法

③の対象者が要介護認定の訪問調査を受ける際に、認定調査員が、主として認定調査の概況調査の内容を質問しながら、本調査の調査票に関連内容を転記する方法で調査を行った。主な介護者が認定調査に同席している場合は、主な介護者からも

聞き取りを行いました。また、訪問調査が実施できない場合には、郵送による配布・回収を行いました。

なお、認定調査データと関連付けた分析を行うため、回答票には調査対象者の「被保険者番号」を記載しました。

S T E P 1	認定調査の訪問時に、本調査を同時に実施し、回答票に記入する。調査項目は、一部の質問を除き、実際に概況調査等で聞き取る内容であり、基本的に申請者への聞き取り内容は通常の訪問調査と大きく変わらない。また、訪問調査で対応できない場合には、郵送による配布・回収を行っています。
S T E P 2	回答票をデータ化する。
S T E P 3	認定調査終了後は、通常の認定事務のプロセスで処理を行い審査会の二次判定を経て、認定結果をCSVファイルで出力する。
S T E P 4	アンケート調査の結果と認定調査の結果を「被保険者番号」で関連付けて、両データを合わせた詳細な分析を行う。

⑤「試行調査」との比較に基づく、報告書の作成

厚生労働省から2016年6月に^{※1}7つの自治体で先行的に実施された「在宅介護実態調査」の試行調査時の「集計結果報告」や「考察」などが提供されています。（試行調査結果報告書）

本町で実施した「在宅介護実態調査」の集計結果と（「試行調査結果報告書」以下、「試行調査報告書」という）の内容を比較検討することで、「本町においても試行調査実施地域と同様な結果となっているのかどうか」といった観点に基づき現状整理・考察を行っています。

従って、本調査報告書は「試行調査報告書」に基づき本町の状況などを考慮し加筆・修正を加え作成したものとなっています。

※1：稲城市（東京都）、大垣市（岐阜県）、秦野市（神奈川県）、八王子市（東京都）、府中市（広島県）、武蔵野市（東京都）、和光市（埼玉県）の7自治体の集計結果。

⑥集計結果におけるカテゴリー化、用語の定義に関する留意点

「試行調査報告書」及び本調査集計結果では、介護保険サービスを大きく「訪問系」、「通所系」、「短期系」など、内容の異なるサービスをまとめて3つに区分して集計しています。従って訪問介護、訪問看護が必要等といった細かな集計分析はできません。

また、施設の定義は特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設（有料老人ホーム）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホーム等を指しており、介護保険施設に限定するものではありません。

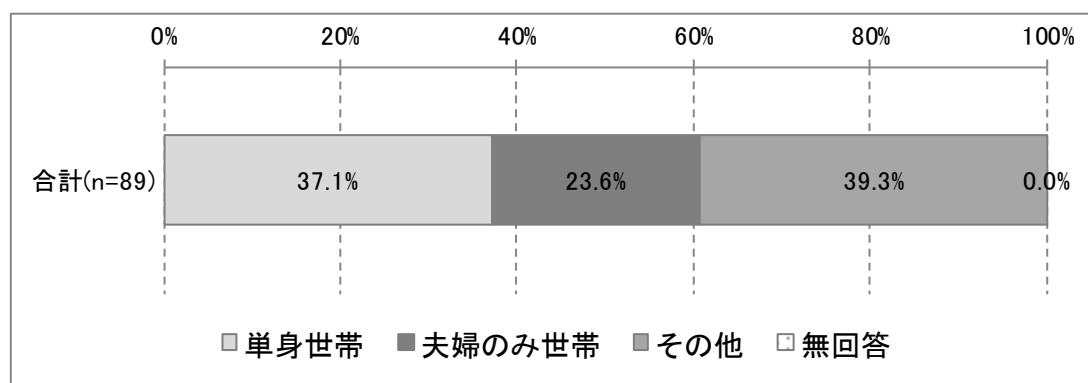
2 基本調査項目（A票）

※図表タイトルの「★」は、オプション調査項目であることを示しています。

(1) 世帯類型

- 世帯類型の割合は、「その他の世帯」が39.3%で最も高く、次いで「単身世帯」が37.1%、「夫婦のみ世帯」が23.6%となっています。

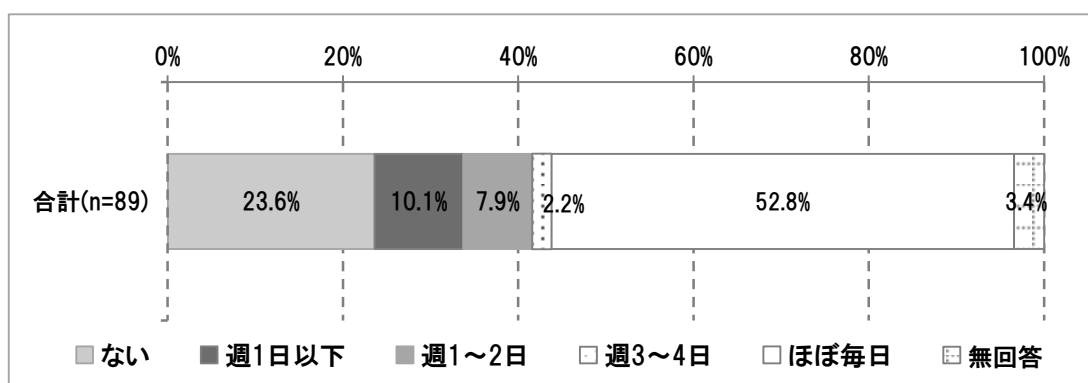
図表 1-1 世帯類型（単数回答）



(2) 家族等による介護の頻度

- 家族等による介護の頻度は、「ほぼ毎日」が52.8%、「ない」が23.6%、「週1日以下」が10.1%、「週1～2」が7.9%、「週3～4日」が2.2%となっています。

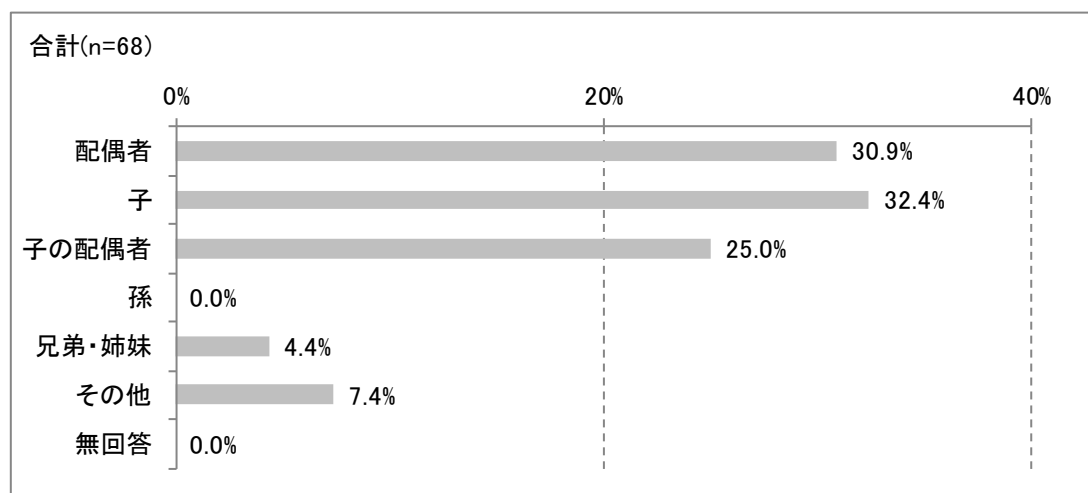
図表 1-2 家族等による介護の頻度（単数回答）



(3) 主な介護者の本人との関係

- 主な介護者の本人との関係は「子」が 32.4%、「配偶者」が 30.9、「子の配偶者」が 25.0%となっています。

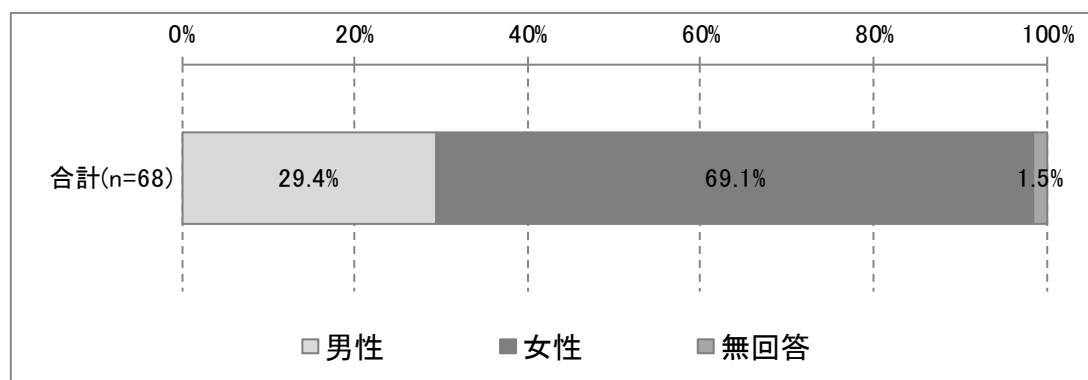
図表 1-3 ★主な介護者の本人との関係（単数回答）



(4) 主な介護者の性別

- 主な介護者の性別は、「女性」が 69.1%、「男性」が 29.4%となっております。

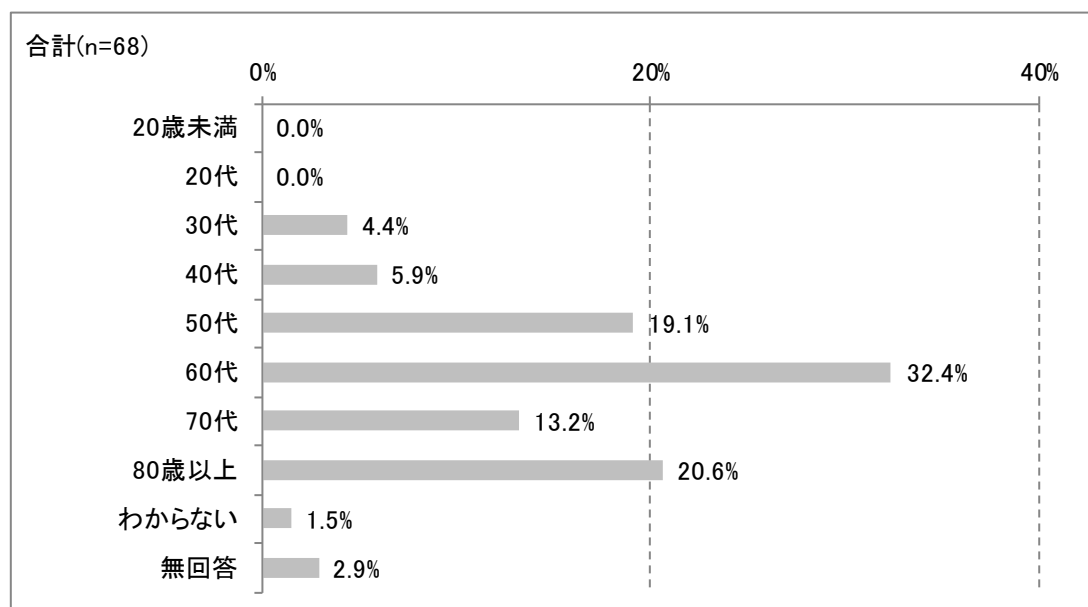
図表 1-4 ★主な介護者の性別（単数回答）



(5) 主な介護者の年齢

- 主な介護者の年齢については「60代」の割合が高く、32.4%を占めています。

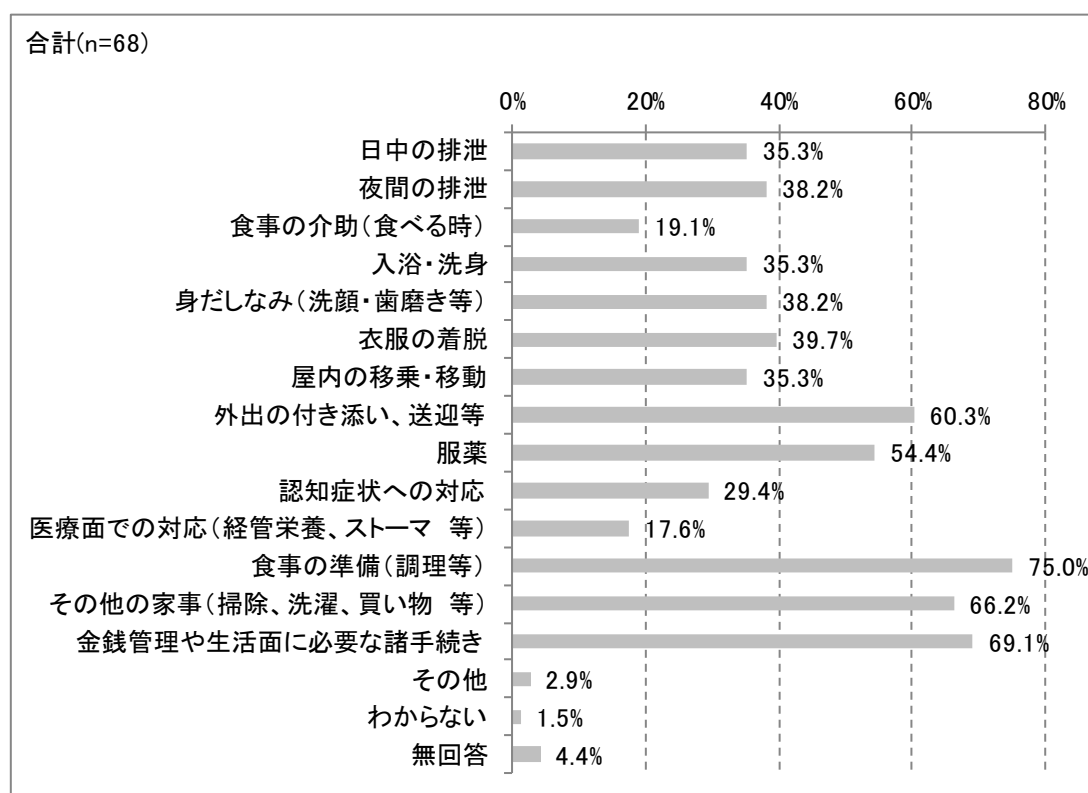
図表 1-5 主な介護者の年齢（単数回答）



(6) 主な介護者が行っている介護

- 主な介護者が行っている介護については、「食事の準備（調理等）」（75.0%）、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（69.1%）「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」（66.2%）、「外出の付き添い、送迎等」（60.3%）、「服薬」（54.4%）、「衣服の着脱」（39.7%）、「身だしなみ（洗顔・歯磨き等）」（38.2%）、「夜間の排泄」（38.2%）、「入浴・洗身」（35.3%）、「日中の排泄」（35.3%）、「屋内の移乗・移動」（35.3%）、「認知症状への対応」（29.4%）、「食事の介助（食べる時）」（19.1%）、「医療面での対応（経管栄養、ストーマ 等）」（17.6%）、「その他」（2.9%）、「わからない」（1.5%）、「無回答」（4.4%）が高い割合を示しています。

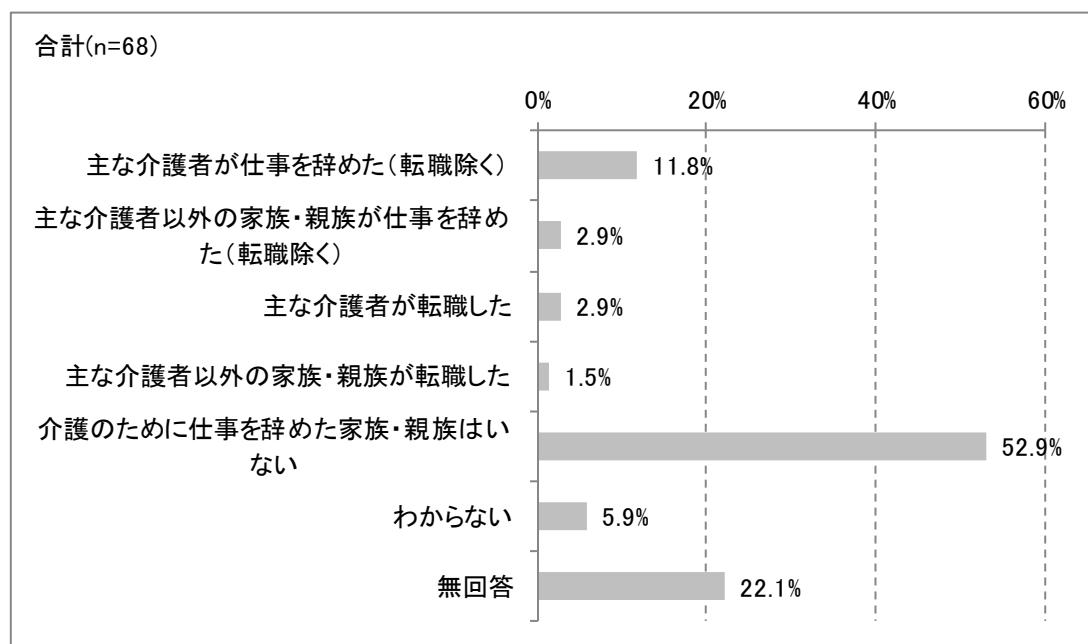
図表 1-6 ★主な介護者が行っている介護（複数回答）



(7) 介護のための離職の有無

- 介護のための離職の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 52.9%を占め最も高くなっています。

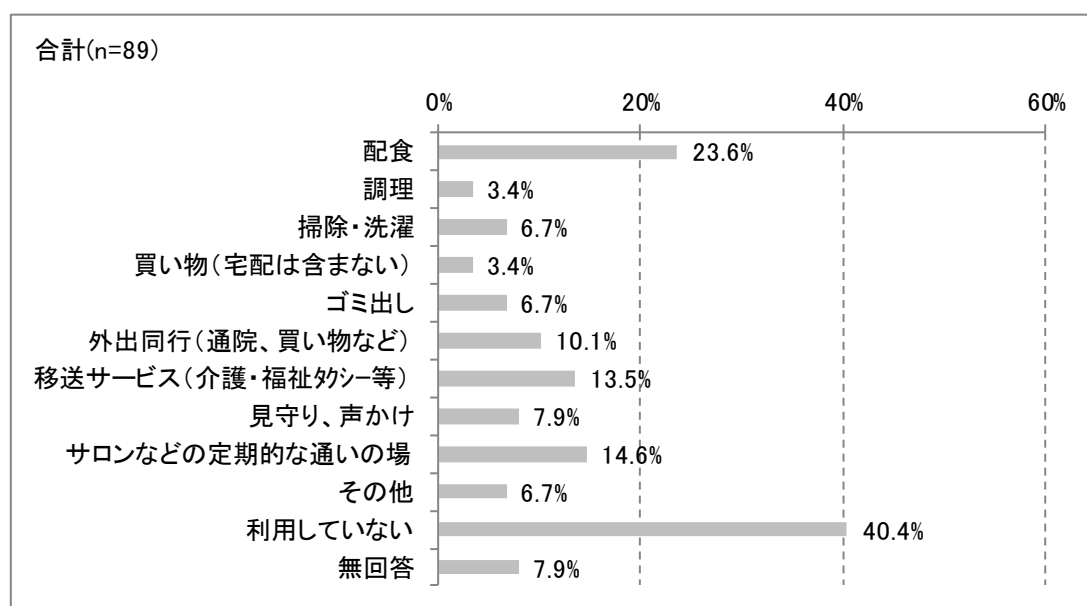
図表 1-7 介護のための離職の有無（複数回答）



(8) 保険外の支援・サービスの利用状況

- 保険外の支援・サービスの利用状況は、40.4%の方が「利用していない」と回答しています。
- また、「配食」の支援・サービスの利用状況が最も高くなっていますが、それでも23.6%にとどまっています。

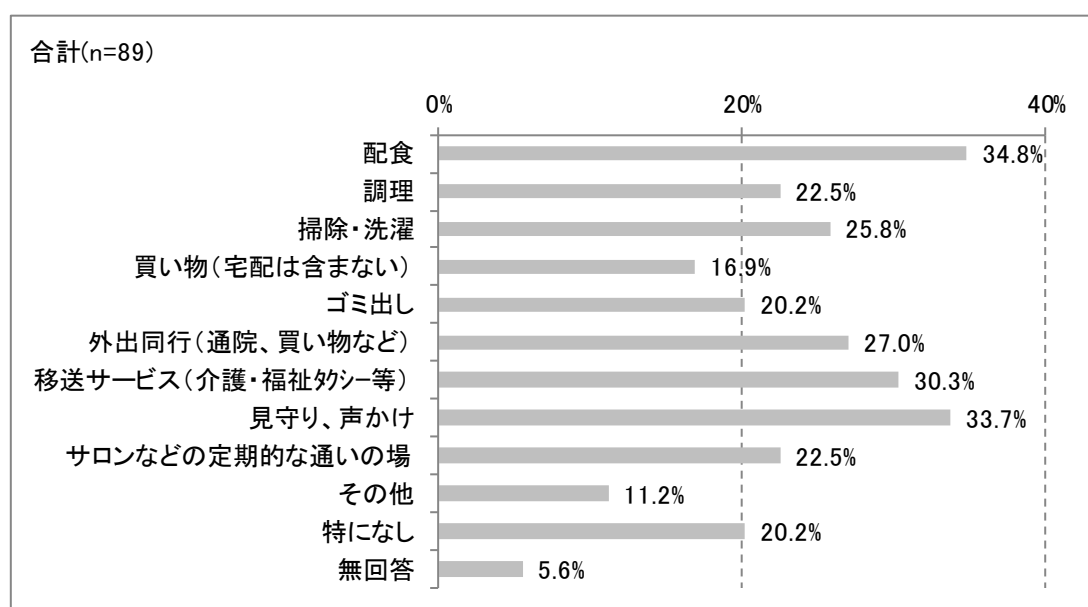
図表 1-8 ★保険外の支援・サービスの利用状況（複数回答）



(9) 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

- 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスについては、「配食」が34.8%、「見守り、声かけ」が33.7%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が30.3%となっています。
- 「保険外の支援・サービス」と「在宅生活のために充実が必要な支援・サービス」の差をみると、「配食」を含む多くの生活支援サービスで必要を感じているが、利用していない状況がみてとれます。

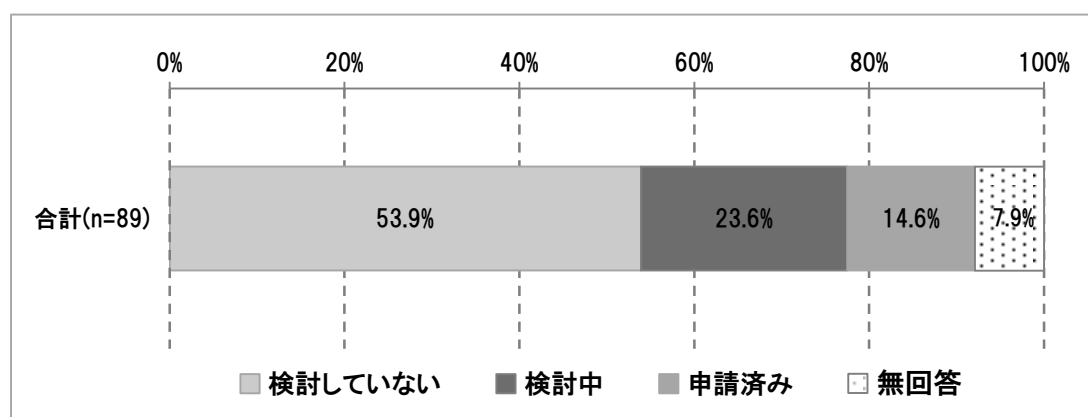
図表 1-9 ★在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス（複数回答）



(10) 施設等検討の状況

- 施設等の検討の状況については、「検討していない」が53.9%で最も高く、「検討中」が23.6%、「申請済み」が14.6%となっています。

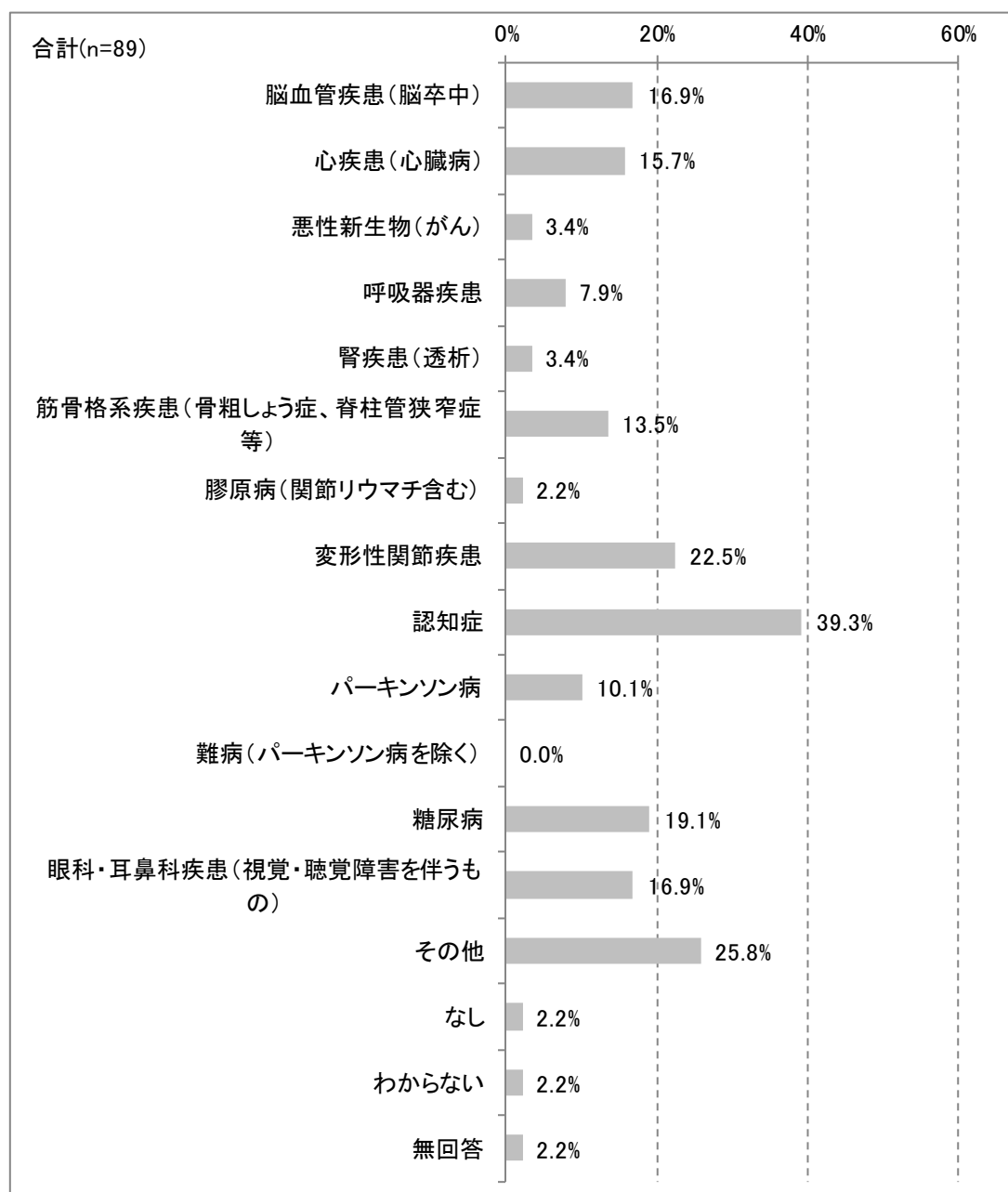
図表 1-10 施設等検討の状況（単数回答）



(11) 本人が抱えている傷病

- 本人が抱えている傷病については「認知症」(39.3%)、「その他」(25.8%)、「変形性関節疾患」(22.5%)の割合が高くなっています。

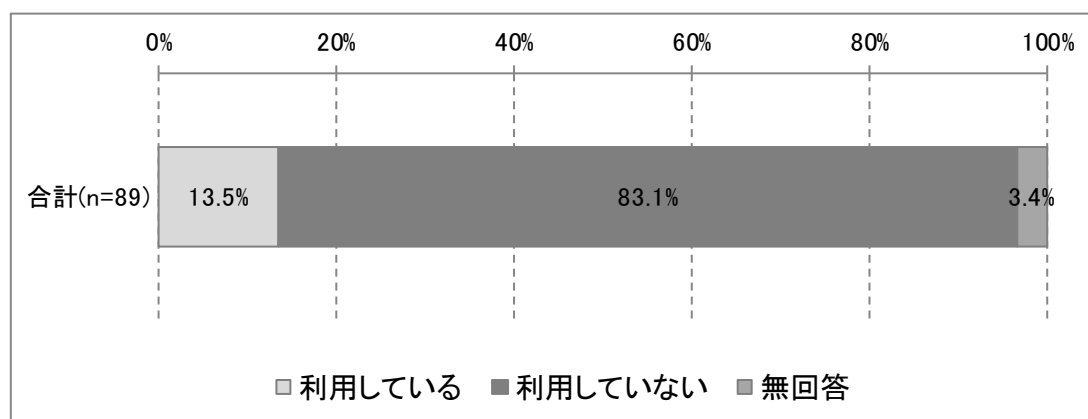
図表 1-11 ★本人が抱えている傷病（複数回答）



(12) 訪問診療の利用の有無

- 訪問診療の利用の有無については、「利用していない」が 83.1%、「利用している」が 13.5%となっています。

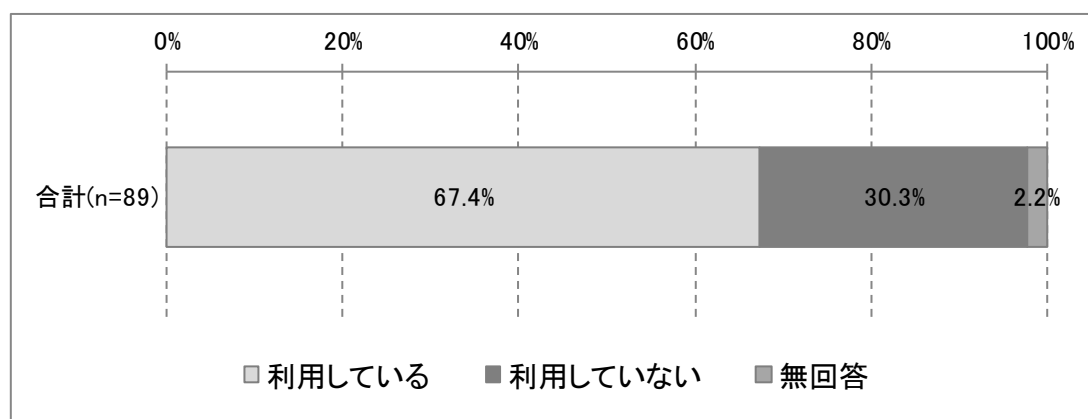
図表 1-12 ★訪問診療の利用の有無（単数回答）



(13) 介護保険サービスの利用の有無

- 介護保険サービスの利用の有無については、「利用している」が 67.4%、「利用していない」が 30.3%となっています。

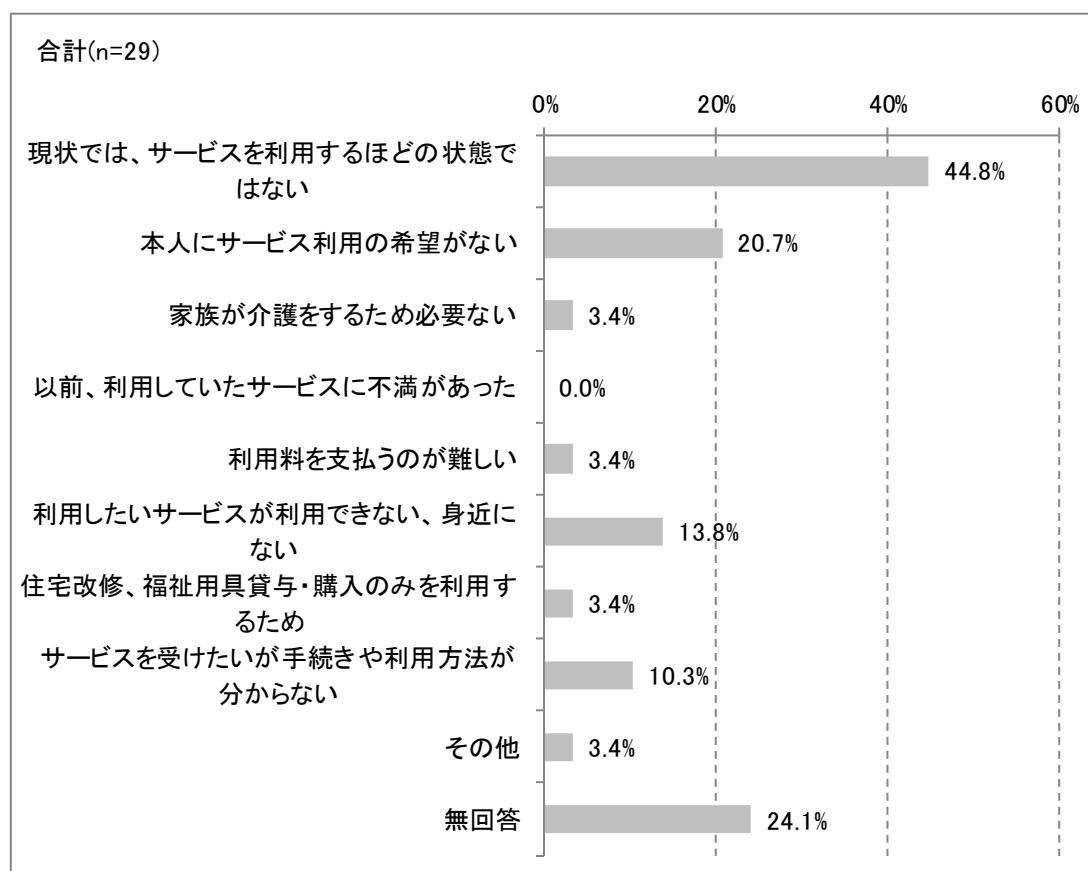
図表 1-13 ★介護保険サービスの利用の有無（単数回答）



(14) 介護保険サービス未利用の理由

- 介護保険サービス未利用の理由については、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が 44.8%で最も高く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」が 20.7%、「利用したいサービスが利用できない、身近にない」が 13.8%となっています。

図表 1-14 ★介護保険サービスの未利用の理由（複数回答）

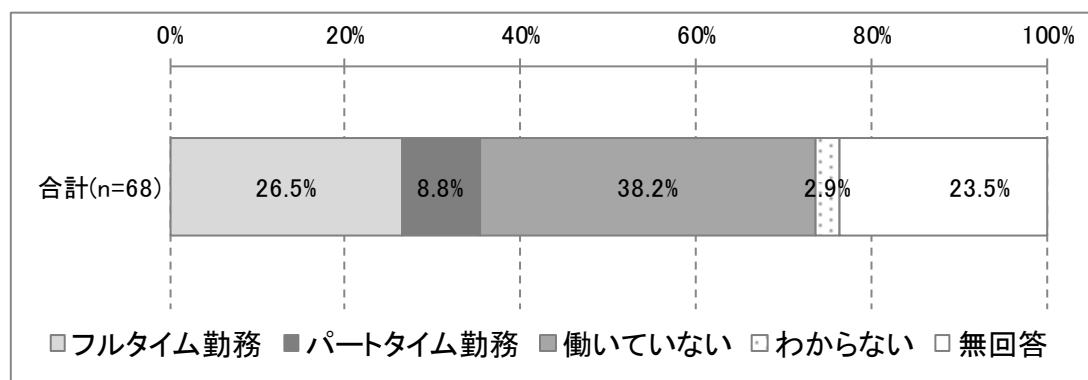


3 主な介護者もしくは本人用の調査項目（B票）

(1) 主な介護者の方の勤務形態

- 主な介護者の勤務形態については、「働いていない」が38.2%、「フルタイム勤務」が26.5%、「パートタイム勤務」が8.8%となっています。

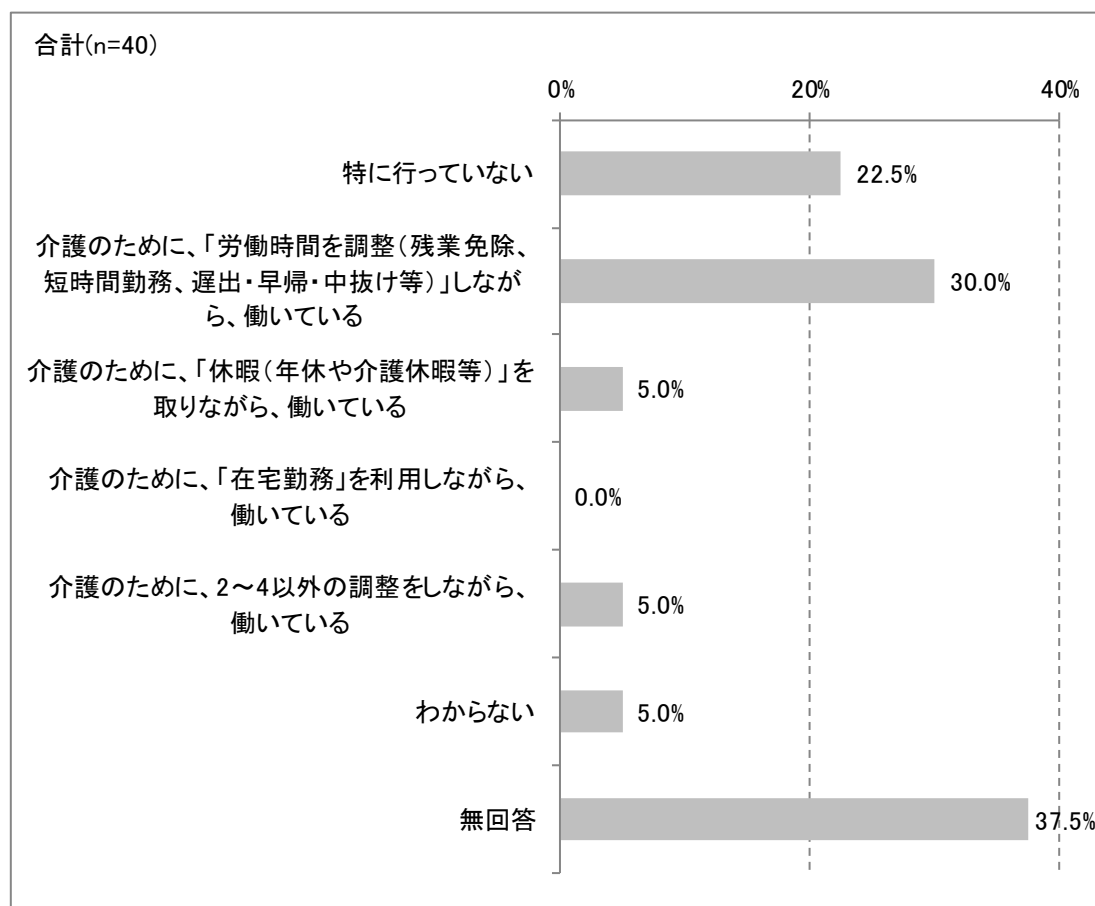
図表 2-1 主な介護者の勤務形態（単数回答）



(2) 主な介護者の方の働き方の調整の状況

- 主な介護者の方の働き方の調整の状況については、「介護のために、（労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら働いている）が30.0%で最も高く、次いで「特に行っていない」が22.5%となっています。

図表 2-2 主な介護者の働き方の調整状況（複数回答）

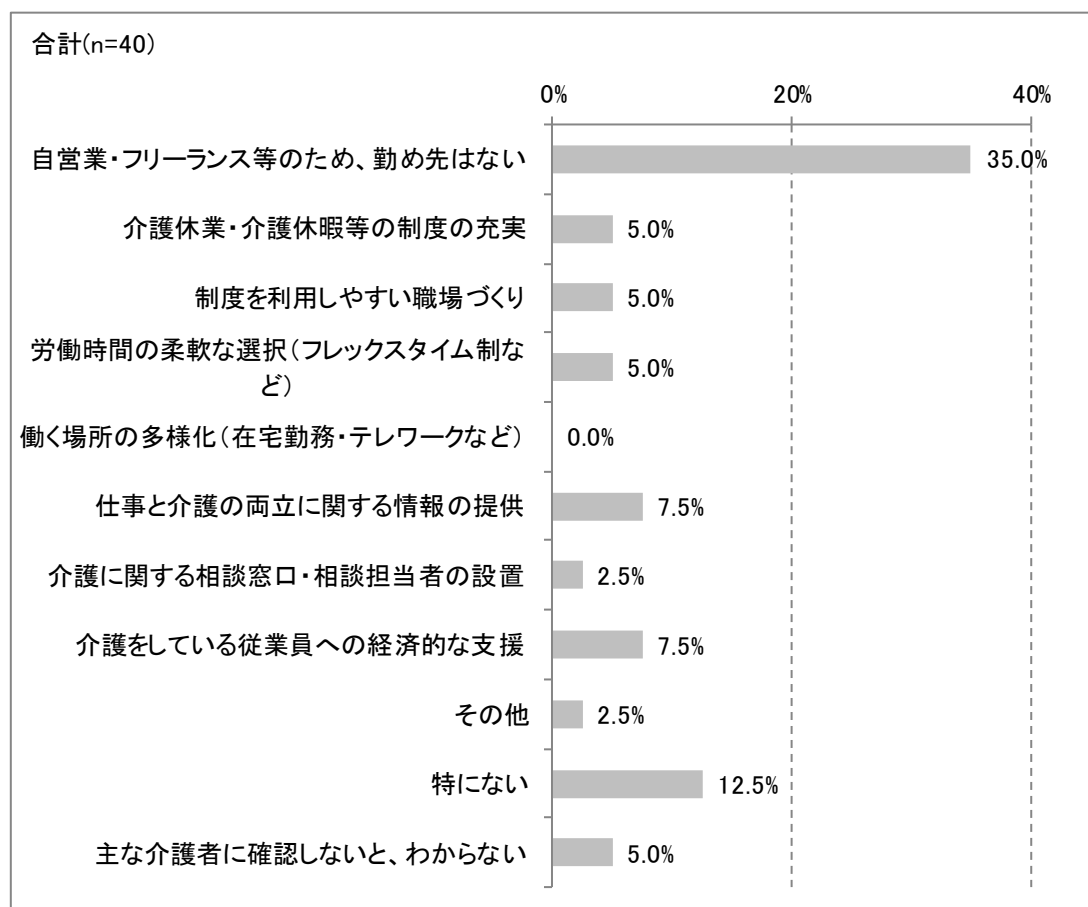


(3) 就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援

- 就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援については、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が 35.0%、「特にない」が 12.5%となっています。一方、試行調査報告書では、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が 21.8%で最も高くなっています。

図表 2-3

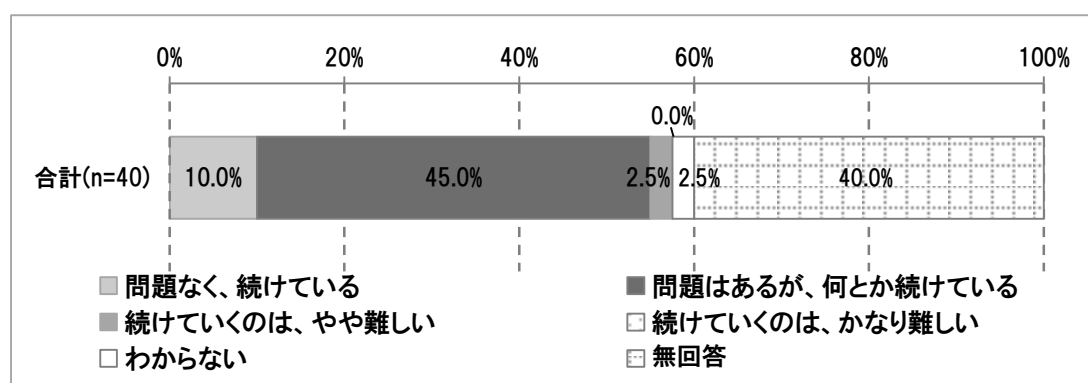
★就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援（複数回答）



(4) 主な介護者の就労継続の可否に係る意識

- 主な介護者の就労の可否に係る意識については、「問題はあるが、何とか続けていける」が 45.0%、「問題なく、続けていける」が 10.0%、「続けていくのは、やや難しい」が 2.5%、「続けていくのは、かなり難しい」が 0.0%となっています。

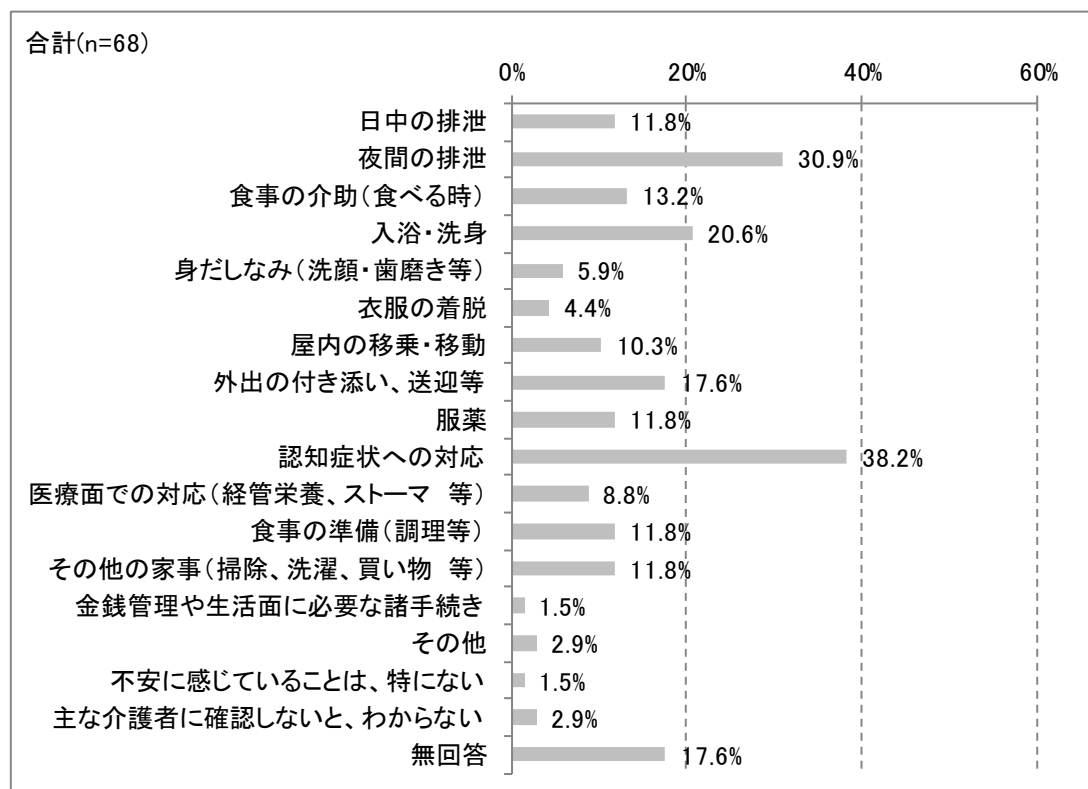
図表 2-4 主な介護者の就労継続の可否に係る意識（単数回答）



(5) 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

- 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」が 38.2%で最も高く、次いで「夜間の排泄」が 30.9%、「入浴・洗身」が 20.6%となっています。

図表 2-5 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護（複数回答）

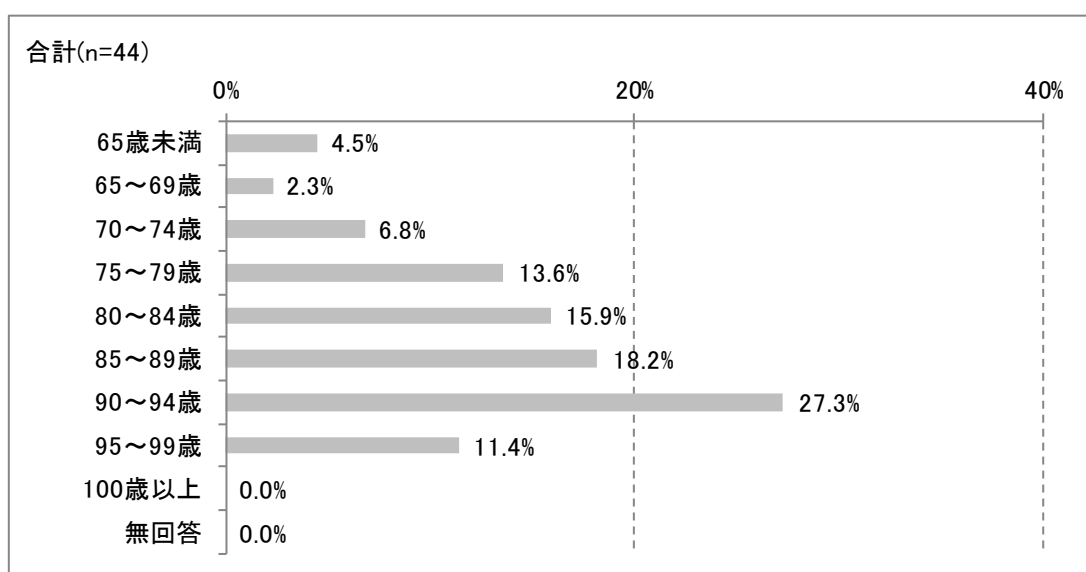


4 要介護認定データ

(1) 年齢

- 要介護者の年齢については、「90～94 歳」が 27.3%、「85～89 歳」が 18.2%となっています。

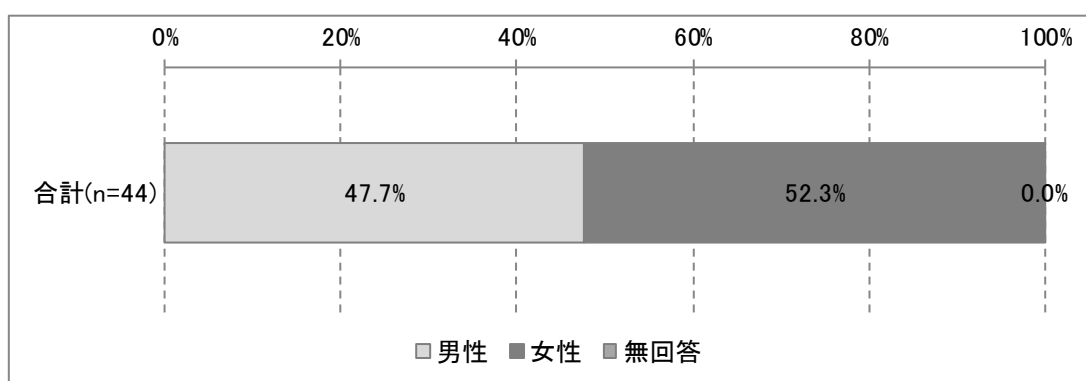
図表 3-1 年齢



(2) 性別

- 要介護者の性別については、「女性」が 52.3%、「男性」が 47.7%となっています。試行調査報告書に比べ、男性の割合が 16.4 ポイント高くなっています。

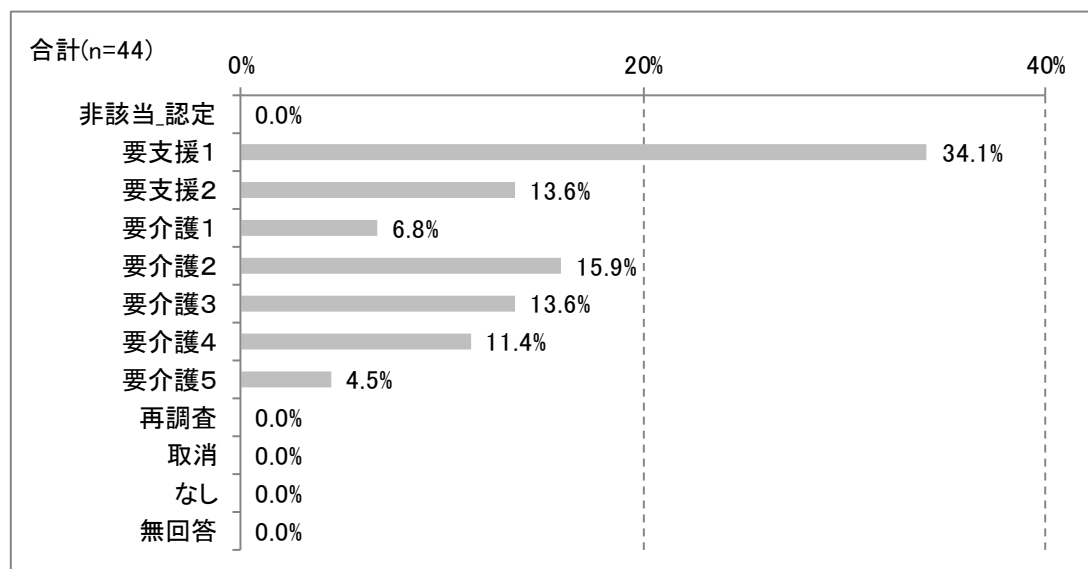
図表 3-2 性別



(3) 二次判定結果（要介護度）

- 要介護度の二次判定結果については、「要支援1」が34.1%、「要介護2」が15.9%、「要支援2」及び「要介護3」が13.6%となっています。

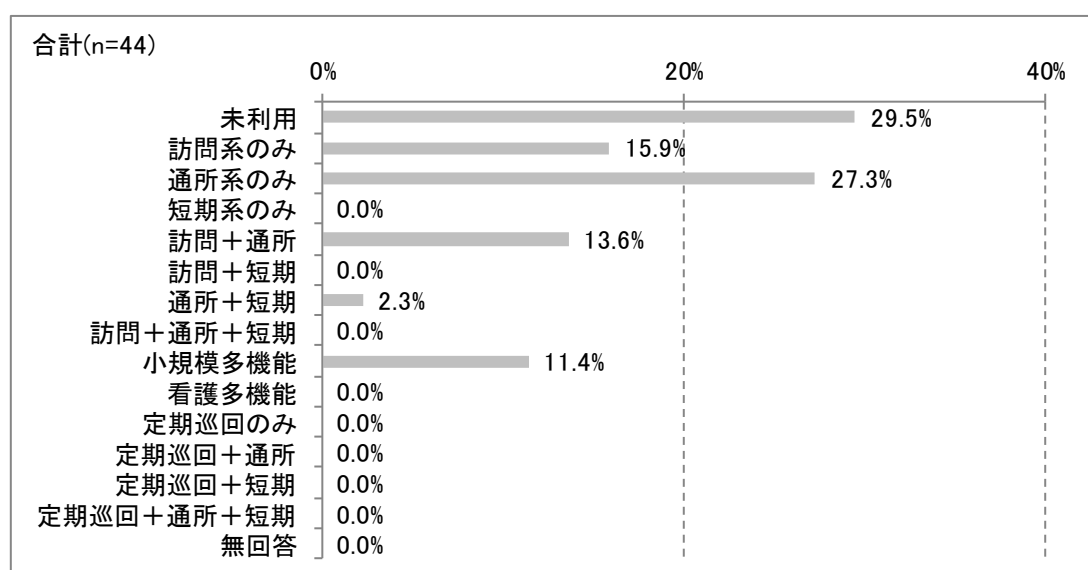
図表 3-3 二次判定結果



(4) サービス利用の組み合わせ

- サービスの利用の組み合わせについては「未利用」が29.5%で最も高く、次いで「通所系のみ」が27.3%、「訪問系のみ」が15.9%となっています。

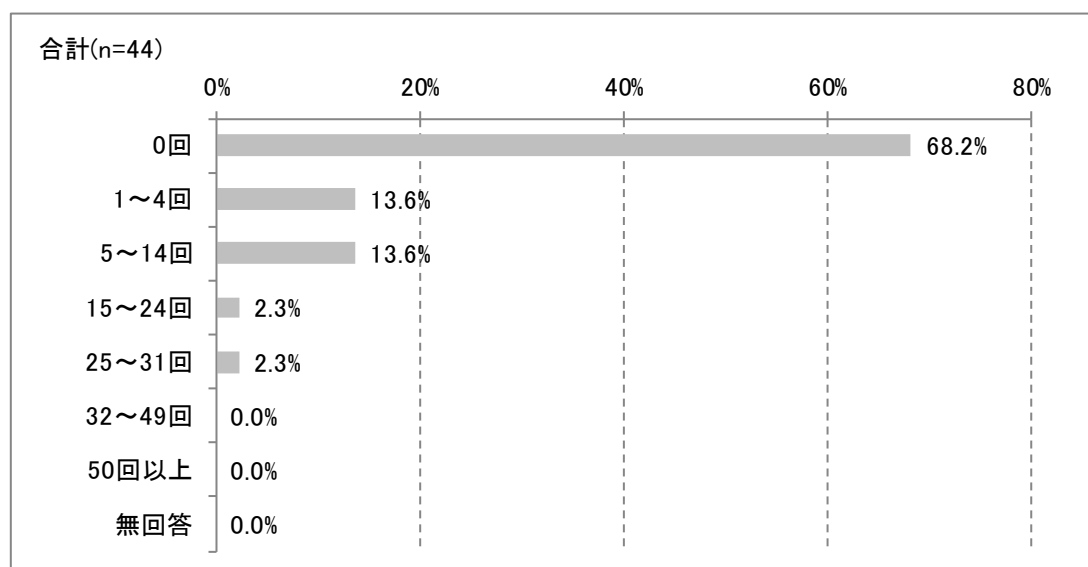
図表 3-4 サービス利用の組み合わせ



(5) 訪問系サービスの合計利用回数

- 訪問系サービスの合計利用回数については、「0回」が 68.2%で最も高くなっています。

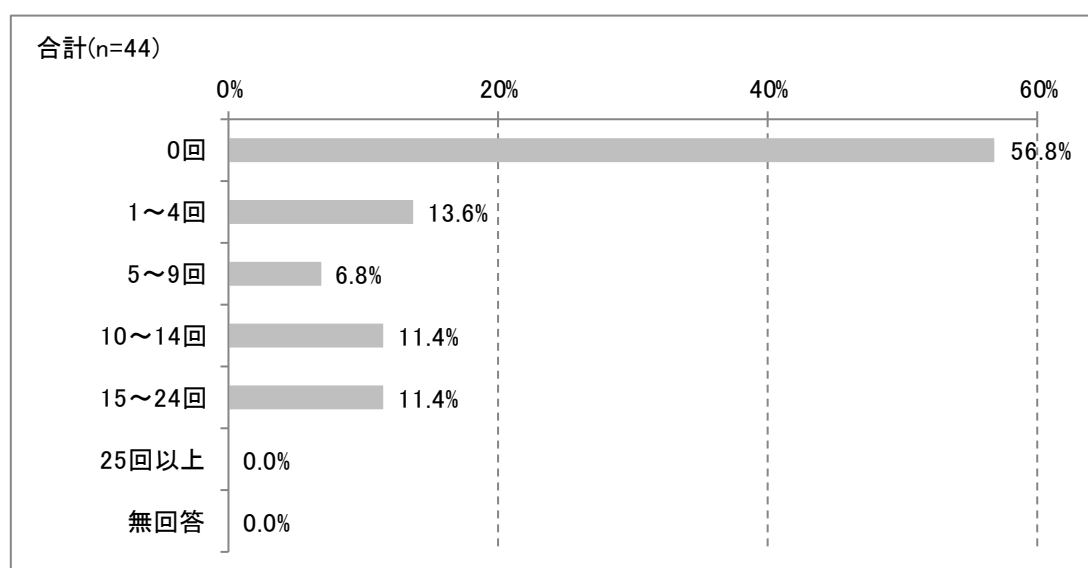
図表 3-5 サービスの利用回数（訪問系）



(6) 通所系サービスの合計利用回数

- 通所系サービスの合計利用回数については、「0回」が 56.8%、「1～4回」が 13.6%となっています。

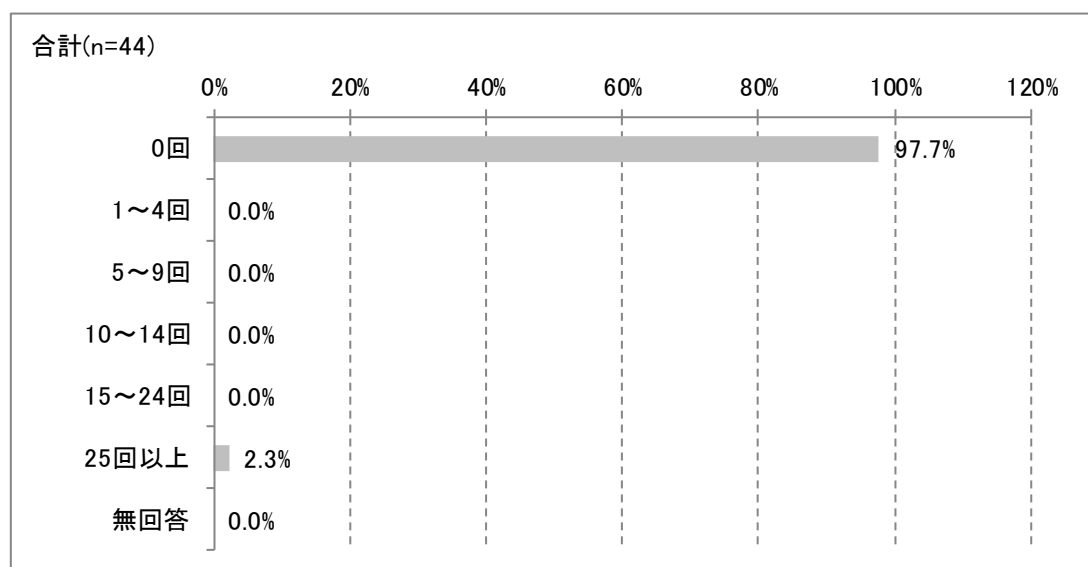
図表 3-6 サービスの利用回数（通所系）



(7) 短期系サービスの合計利用回数

- 短期系サービスの合計利用回数については、「0回」が97.7%と最も高く、短期系サービスの利用がほとんどないことが伺えます。

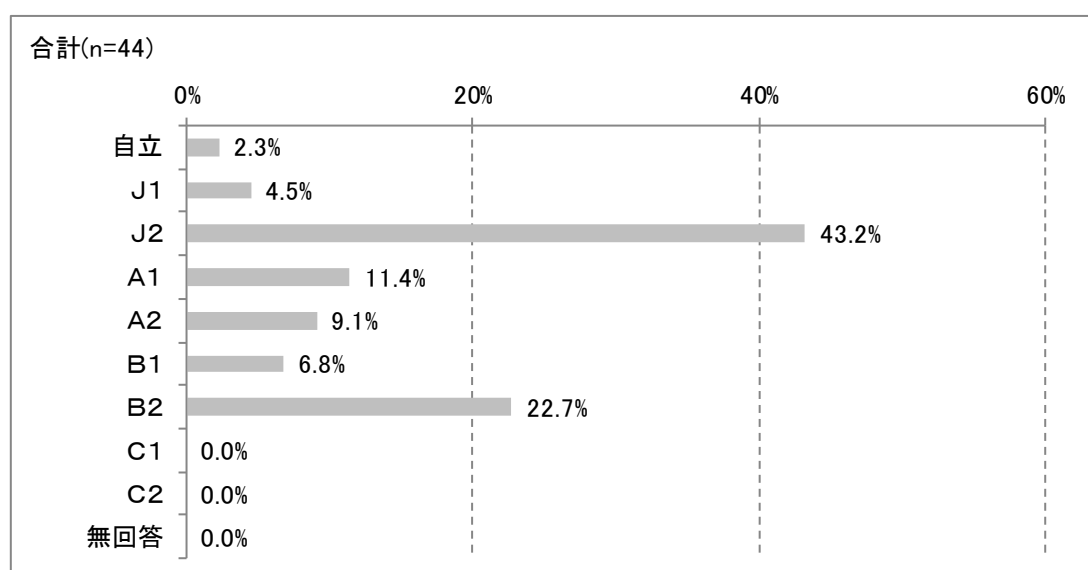
図表 3-7 サービスの利用回数（短期系）



(8) 障害高齢者の日常生活自立度

- 障害高齢者の日常生活自立度については、「J 2」（43.2%）、「B 2」（22.7%）の割合が高くなっています。

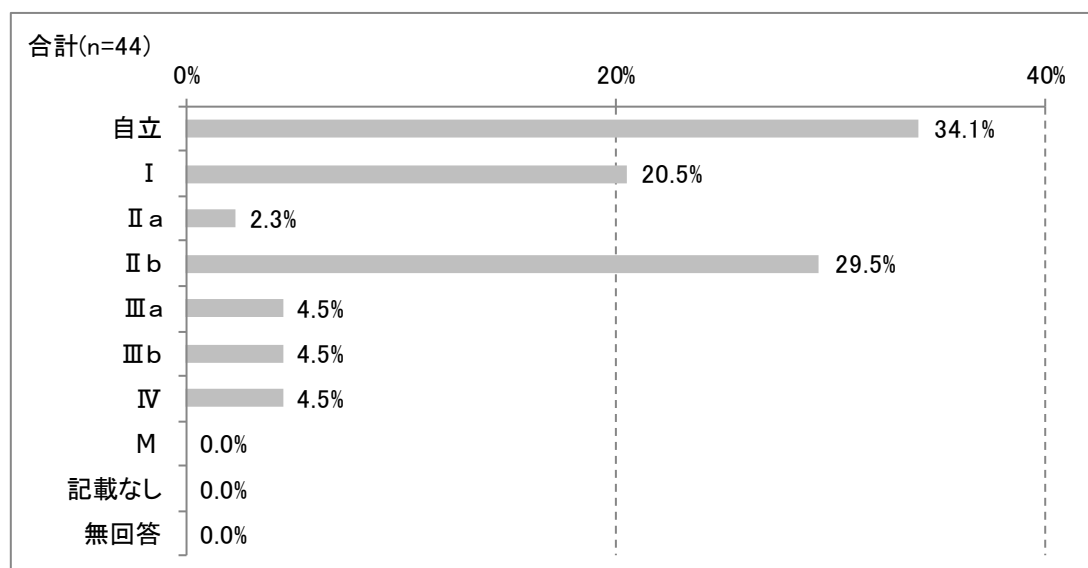
図表 3-8 障害高齢者の日常生活自立度



(9) 認知症高齢者の日常生活自立度

- 認知症高齢者の日常生活自立度については、「自立」が 34.1%で最も高く、次いで「Ⅱ b」が 29.5%、「Ⅰ」が 20.5%となっています。

図表 3-9 認知症高齢者の日常生活自立度



5 竹富町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

竹富町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 7 月 1 日

訓令第 6 号

(設置)

第 1 条 高齢者の実情に即した保健・福祉サービス及び介護サービスが一体的に身近なところで提供できる計画策定を目的として、竹富町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関し、必要な事項の検討及び審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱または任命する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 被保険者代表
- (5) 町の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の任務が完了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員以外の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、専門的事項を調査審議するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、次の各号に掲げる者により構成する。

(1) 町の職員

(2) 保健及び福祉分野の関係者

3 部会に部会長を置き、部会長は、福祉支援課長をもって充てる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

1 この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

2 竹富町老人保健福祉計画策定委員会設置要綱（平成6年竹富町告示第4—1号）及び竹富町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱（平成14年竹富町告示第16号）は廃止する。

3 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

6 竹富町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会名簿

竹富町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会名簿

No.		委 員 名	所 属 機 関
1	各種団体代表	玉代勢 肇	竹富町公民館連絡協議会会長
2	各種団体代表	興那國 光子	竹富町老人クラブ連合会副会長 (第1号被保険者代表)
3	各種団体代表	親盛 美智子	竹富町婦人連合会会長
4	各種団体代表	河合 正憲	竹富町民生委員・児童委員協議会長
5	福祉関係者	上地 安智	八重山福祉事務所 福祉班班長
6	福祉関係者	喜納 みどり	八重山保健所 地域保健班班長
7	福祉関係者	東舟道 博昭	竹富町社会福祉協議会事務局長
8	福祉関係者	山口 嘉嗣	特別養護老人ホーム南風見苑施設長
9	福祉関係者	照屋 照代	通所介護事業所くまま代表社員
10	福祉関係者	保多盛 信旦	小規模多機能型居宅介護支援事業所 すむづれの家管理者
11	福祉関係者	内原 弘子	沖縄県介護支援専門員協会八重山支部長
12	学識経験者	當山 房子	(有)福祉ネットワークやえやま代表
13	被保険者代表	竹盛 由紀子	第2号被保険者代表 (竹富町民生委員・児童委員)
14	町職員	野底 忠	竹富町健康づくり課長

会長： 東舟道 博昭 副会長： 山口 嘉嗣

高齢者にやさしいまち
ぱいぬ島“結”プラン21

平成30年3月
【編集・発行】
竹富町 福祉支援課

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番地1
TEL：(0980) 82-6191(代)
FAX：(0980) 82-6199